

宗像市歴史的風致維持向上計画(案)

平成 29 年 10 月

宗像市

目 次

序章.....	1
1. 計画策定の背景・目的.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 計画策定の体制及び経緯.....	2
第1章 宗像市の歴史的風致形成の背景.....	5
1. 自然的環境.....	5
2. 社会的環境.....	12
3. 歴史的環境.....	20
4. 文化財等の分布状況.....	30
第2章 宗像市の維持向上すべき歴史的風致.....	43
1. 宗像大社にまつわる歴史的風致.....	44
2. 沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致.....	58
3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致.....	63
4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致.....	69
第3章 歴史的風致維持向上に関する方針.....	77
1. 歴史的風致の維持向上に関する課題.....	77
2. 上位関連計画の状況と関連性.....	80
3. 歴史的風致の維持向上方針.....	89
4. 計画の実施方法及び実施体制.....	91
第4章 重点区域の位置及び区域.....	93
1. 重点区域の位置と区域.....	93
2. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果.....	95
3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み.....	95
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項.....	103
1. 全市に関する事項.....	103
2. 重点区域に関する事項.....	107
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項.....	109
1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針.....	109
2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業.....	111
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項.....	129

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針.....	129
2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項.....	130
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補.....	131

序章

1. 計画策定の背景・目的

むなかた
宗像市は、福岡県の北部、福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置する交通至便な住宅都市である。市域は九州本土側の内陸部と、離島である大島・地島・勝島・沖ノ島の4島からなり、内部は北を玄界灘に面し、他の三方向を山々に囲まれている。市中央を南北に貫流する釣川の周囲には、稲穂の揺れる穀倉地帯が広がり、沿岸部や離島では美しい海の風景や玄海灘のもたらす海の幸に恵まれるなど、風光明媚な風土に悠久の歴史が息づいている。

市域における人々の生活の起源は旧石器時代にさかのぼり、約1万7千年前の後期旧石器時代の石器が発見されている。続く縄文時代では沿岸部に海人活動を示す貝塚が沿岸部に営まれ、稲作文化の幕開けとなる弥生時代に至ると集落や墳墓などの遺跡も急増し、古くからこの土地に人々が根づいていたことがうかがえる。

古墳時代になると、日本と大陸の対外交流を進めるヤマト王権とのつながりをきっかけに躍進し、市内に2000基を超える古墳が築かれた。その担い手であった地方豪族から発生した宗像氏は、優れた航海技術を持つ宗像海人族を束ね、ヤマト王権のもと、4世紀後半に始まる沖ノ島での国家的祭祀に関わり勢力を築いていった。宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）の成立にも関係し、宗像氏が郡司と神主を兼務していた7世紀末頃には宗像大社三宮での祭祀が成立したと考えられている。中世には宗像氏は日宋貿易にかかわって富をなし、宗像一円を支配するとともに多数の祭礼を執り行い、動乱の戦国期においても領地・領民をよく守った。その後宗像氏の直系は途絶えるが、宗像大社の祭礼は形を変えつつ受け継がれ、現在は漁村集落や農村集落の暮らしとともにある行事として息づいている。

慶長5年（1600）の黒田長政筑前入国以降、宗像郡は福岡藩の体制下となり、沿岸部の漁村は「宗像七浦」と呼ばれ、内陸部では唐津街道沿いの宿場町として赤間宿が賑わいを見せて。漆喰白壁の町家が連なるまちなみは、往時の面影を今に伝えており、宿場の歴史を誇りに思う地域住民によって祭礼とともに守り未来へ残そうとの気運が高まっている。

現代で本市は、昭和40年（1965）前後に大規模な住宅団地開発や大学の建設などが相次いで進み、農業主体のまちであった当時の宗像町は急速に都市化し、人口も急増した。現在はほぼ横ばいになりつつあるが、農村・漁村地域では人口減少や少子高齢化が進んでおり、歴史的な建造物や伝統的な歴史・文化の維持・継承が困難になりつつある。

このような中、本市では、世界文化遺産登録へ向けた取り組みを契機として、歴史・観光に関する情報発信や市民活動の支援などを推進してきた。平成26年（2014）には、景観法に基づく景観計画を策定し、基本方針の1つとして歴史・文化資源及び周辺環境の保全による地域の履歴やストーリーを活かした景観形成を目指している。平成27年（2015）に策定した第2次宗像市総合計画では、将来像を「ときを紡ぎ躍動するまち」とし、将来像の考え方の1つとして「歴史文化を継ぎ育むまち」を掲げている。

そして、平成29年（2017）7月に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界文化遺産登録が決定した。

これらの状況を踏まえ、平成20年（2008）5月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画を策定することにより、第2次宗像市総合計画で掲げた「歴史文化を継ぎ育むまち」を具体化すべく、地域で受け継

いできた歴史的な環境と伝統的な活動を守り育てていくために必要な整備と支援を推進し、本市の歴史的風致の維持向上を図るものである。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年（2018）度～平成 39 年（2027）度とする。

3. 計画策定の体制及び経緯

（1）計画策定の体制

本計画は、以下の策定体制で策定されたものである。

図 歴史的風致維持向上計画の策定体制

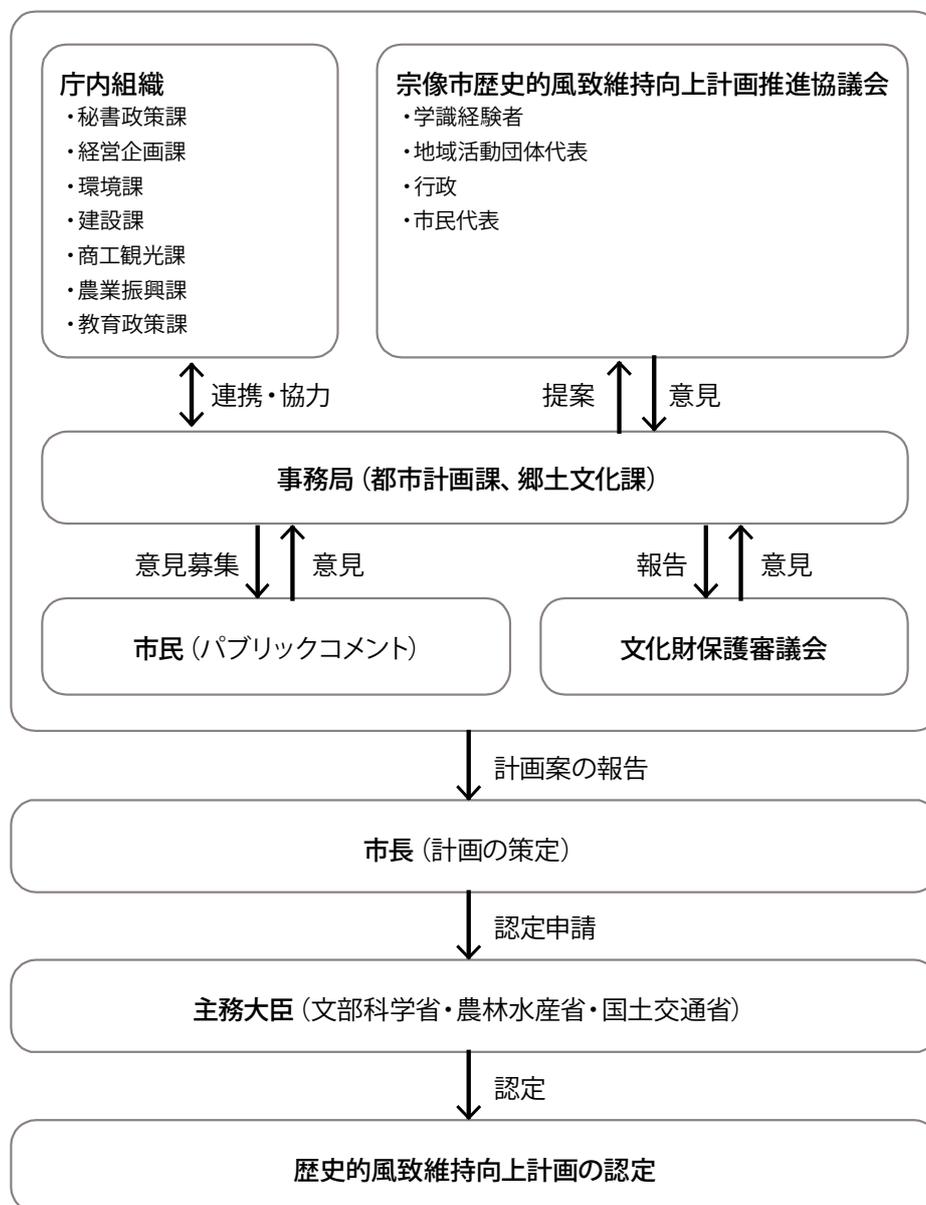


表 宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会及び宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧

氏名	所属	選出区分
黒瀬 重幸	福岡大学工学部建築学科教授	学識経験者その他の市が必要と認める者
大方 優子	九州産業大学商学部第一部観光産業学科准教授	学識経験者その他の市が必要と認める者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者その他の市が必要と認める者
山野 善郎	福岡県文化財保護審議会有形文化財部会 専門委員	学識経験者その他の市が必要と認める者
土屋 潤	九州大学学術工学研究院学術研究員	学識経験者その他の市が必要と認める者
葦津 幹之	宗像大社権宮司	重要文化財建造物等の所有者
矢原 吉房	宗像市観光協会副会長	学識経験者その他の市が必要と認める者
森 弘子	太宰府市景観市民遺産会議議長	学識経験者その他の市が必要と認める者
平松 秋子	宗像市世界遺産市民の会保存管理ワーキング部会長	学識経験者その他の市が必要と認める者
井手 優二	福岡県教育庁文化財保護課長	都道府県
酒井 了	福岡県建築都市部都市計画課長	都道府県
松井 陽子	市民代表	学識経験者その他の市が必要と認める者
岩井 創	国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課長	オブザーバー

表 宗像市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議 委員一覧

委員会	作業部会
秘書政策課長	秘書政策係長
経営企画課長	企画係長
世界遺産登録推進室長	世界遺産登録推進係長
商工観光課長	商工係、観光係、元気な島づくり係長
教育政策課長	政策係長
都市計画課長	都市計画係長
郷土文化課長	文化財係長

(2) 計画策定の経緯

表 計画策定の経緯

開催日		主な検討内容
平成 29 年 9 月 22 日 (金)	第 1 回宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会	・ ・ ・

第1章 宗像市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に接している。

北方の玄界灘の沖合には大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島が点在する。沖ノ島は九州本土から北西に約 60 km 離れた海上に位置し、九州と朝鮮半島を結ぶ中間地点にあたる。

また、本市から 20 km 圏内には福岡市及び北九州市の両政令指定都市が位置する。市域面積は 11,967ha であり、うち離島面積は 992ha である。

図 本市の位置

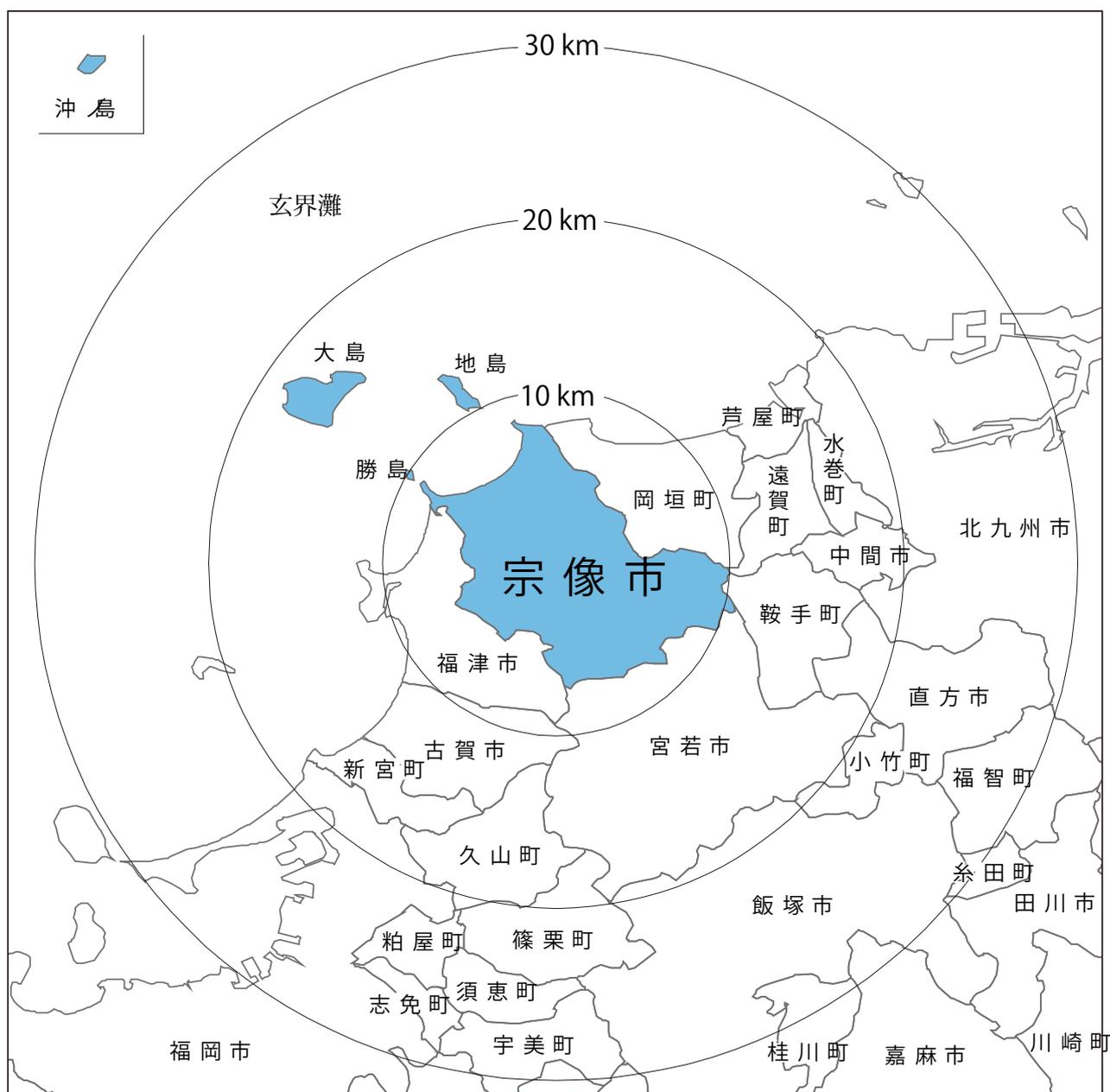


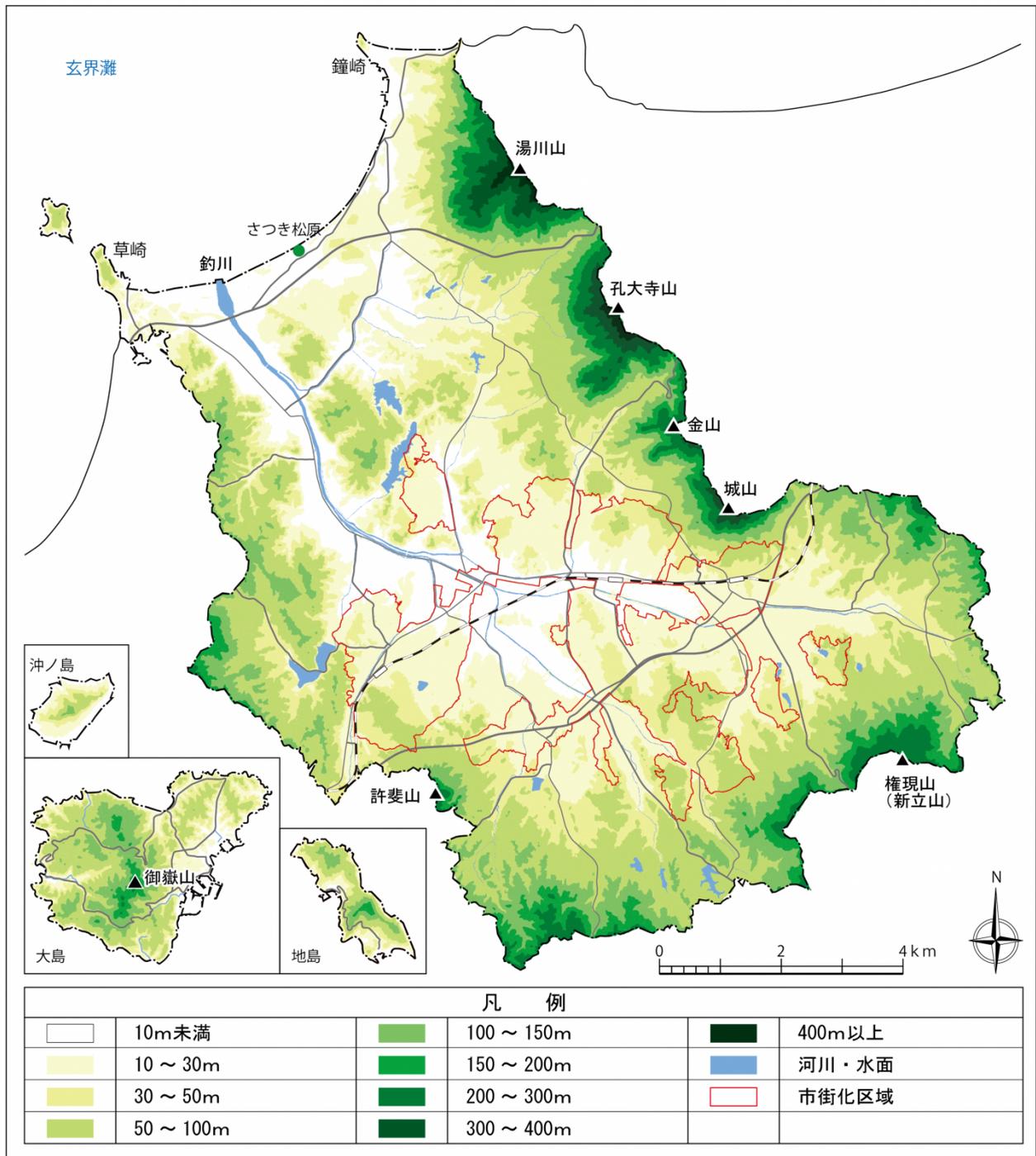
図 沖ノ島の位置



(2) 地勢

本市は、北は玄界灘に開け、その他を標高 200～400m前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中央を釣川が貫流している。北には鐘崎、草崎の2つの半島が突出し、緩やかな弧状の砂浜が続く海岸にはさつき松原などの貴重な自然環境がある。北から東にかけては、当地域の中でも標高が高い湯川山、孔大寺山、金山、城山からなる四塚連山が連なる。釣川流域はかつて入海であったが、堆積作用や近世の干拓により、現在では田園地帯が広がっている。離島は、大島の御嶽山をはじめとする山地を擁し、平地に乏しい地形である。

図 地勢



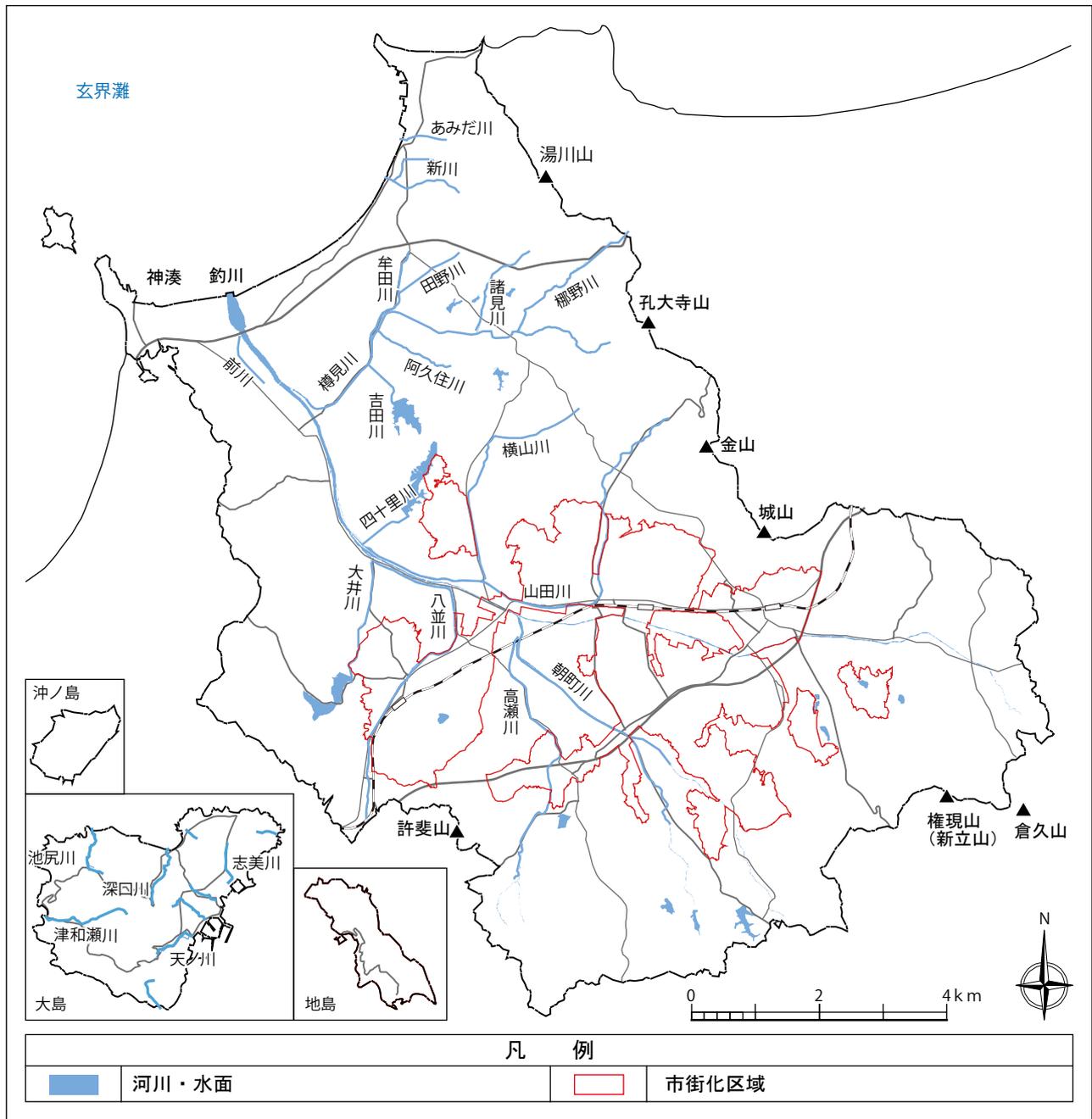
(3) 水系

本市は、離島を除いて、独立水系である釣川の流域で構成されている。

釣川は、宗像市吉留の倉久山（標高 223.9m）を源となし、高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の 10 支川を集め本市の中心部を流下し、神湊において玄界灘に注ぐ。流域面積 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 km の 2 級河川である。市の重要な水道水源であるとともに、農業用水としての役割も果たしている。

釣川水系では、水質や流域の自然環境の保全のため、地元団体による清掃活動等が継続的に行われている。

図 水系



(4) 気象

本市は、日本海型気候区に属し、気温と降水量の平年値(昭和56年(1981)～平成22年(2010))では、年間平均気温は15.6℃で、比較的温暖な気候風土ではあるが、夏季は7月から8月は最高気温が30℃を超える暑さが続く一方、冬季には12月から3月にかけて氷点下となることもある。年間降水量は1640mm程度、月別降水量は67mm～277mmの範囲にあり、7月がピークとなる。

図 月別の気温(昭和56年(1981)～平成22年(2010))(資料:気象庁HP)

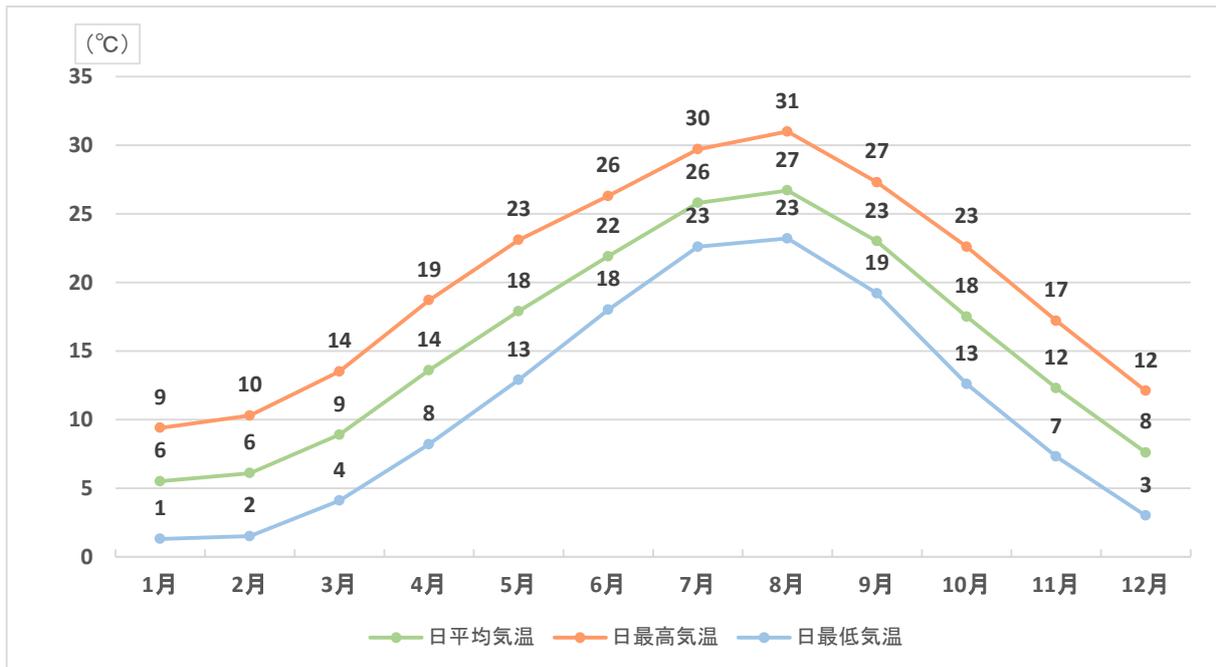
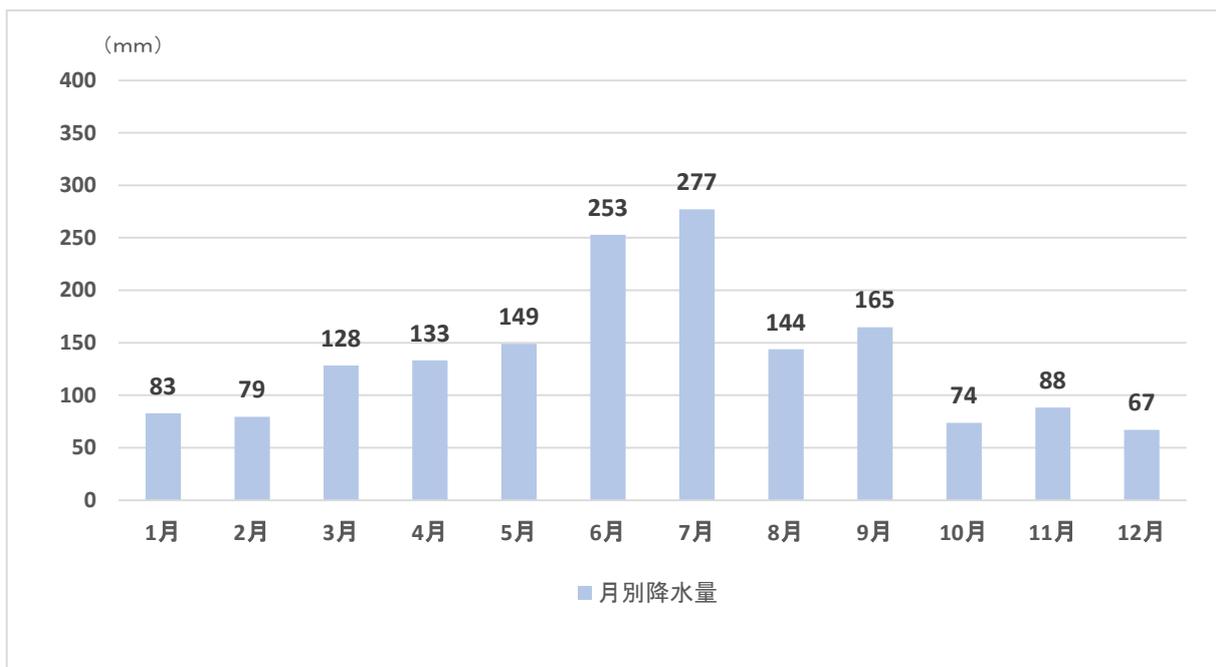


図 月別の降水量(昭和56年(1981)～平成22年(2010)) 資料:気象庁HP)



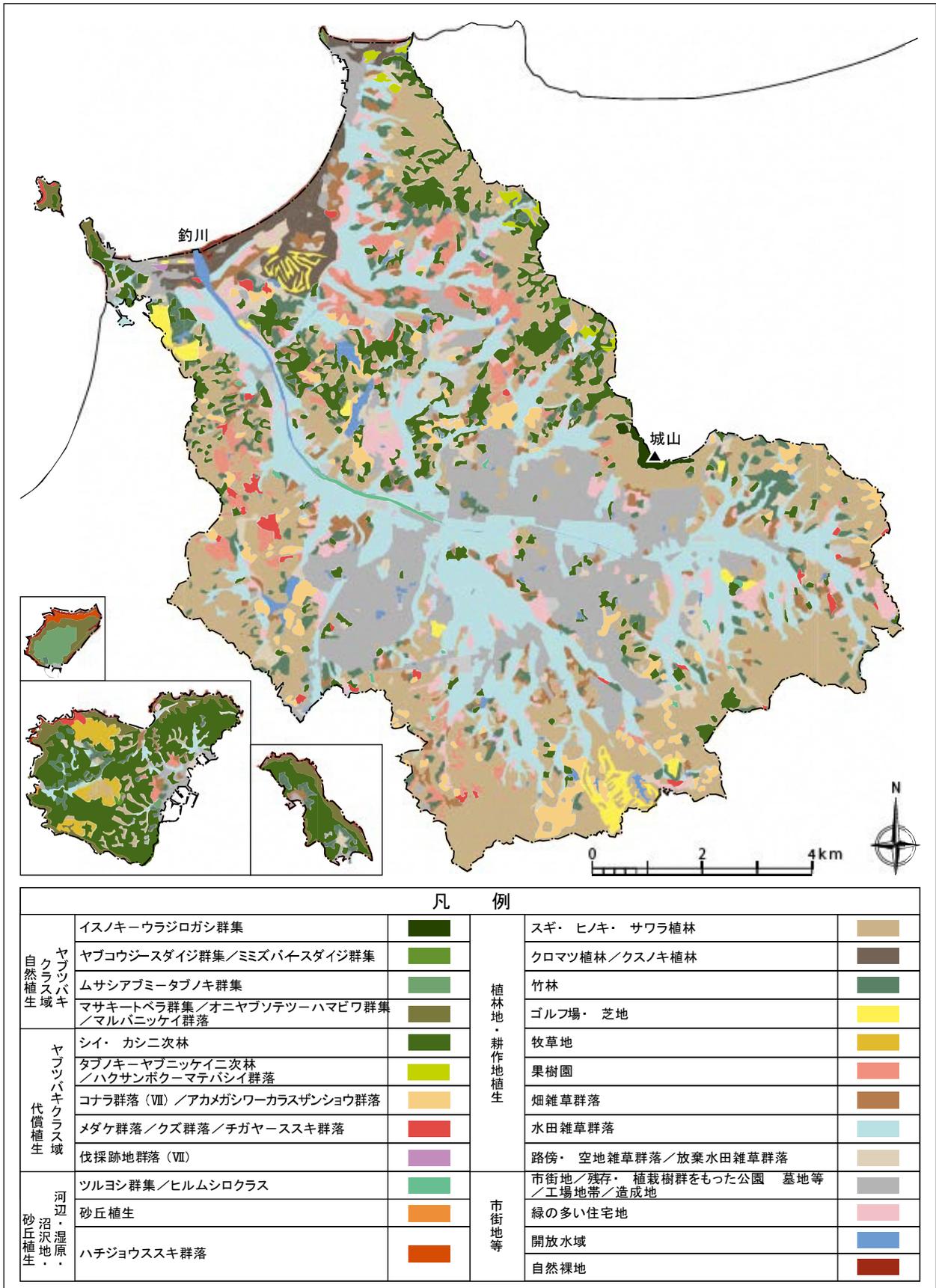
(5) 植生

植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林（さつき松原）となっている。釣川とその支流沿いはほぼ水田が占め、その外側に植生がほとんど無い地域が分散する。丘陵や山地部の大半はスギやヒノキの植林で、これに照葉樹林、竹林、若齢の落葉樹林などが混在している。

自然林は、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹（いわゆる照葉樹）であり、城山にまとまった広さのものがあるほかは社叢（神社の森）として断片的に残存している程度である。

離島では、海岸の岩礁付近まで自然林が張り付き、その内側は各島とも中央部まで自然林に近い二次林が多くを占めている。

図 植生



2. 社会的環境

(1) 市の沿革

明治4年（1871）の廃藩置県により福岡県が設置され、同22年（1889）の市町村制施行により、当地方は12村に再編成され、大正14年（1925）までに3町8村となった。

昭和29年（1954）に内陸部に位置する2町4村の合併により宗像町が、同30年（1955）に沿岸部の1町3村の合併により玄海町が誕生した。

昭和56年（1981）に宗像町から旧宗像市となり、平成15年（2003）に旧宗像市と玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生した。

平成17年（2005）に大島村が宗像市に編入され、現在に至る。

図 市の沿革（資料：『日本歴史地名大系第四巻 福岡県の地名』（平凡社，2004））



(2) 人口動態

平成 27 年（2015）国勢調査における本市の人口は 96,516 人であり、5 年間で 1.1%の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。

また、世帯数は 38,995 世帯であり、人口と同様に増加傾向が見られるが、世帯当たり人員は減少傾向が続いているため、核家族化が進行している状況にある。

一方、高齢者人口（65 歳以上人口）の比率は 26.6%となっており、現在の 65～69 歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

図 人口及び世帯数推移（資料：国勢調査）

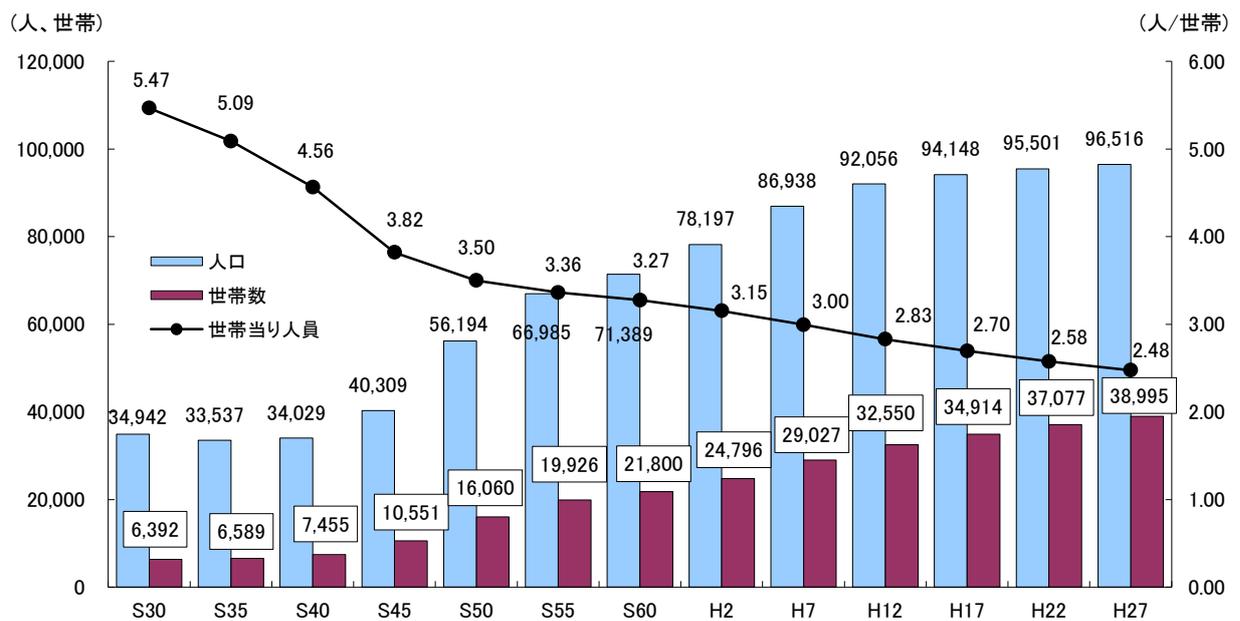


図 5 才階級別人口（資料：国勢調査）

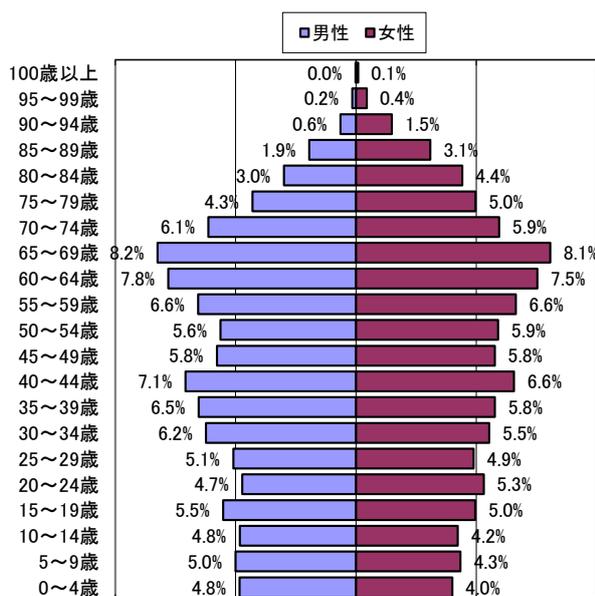
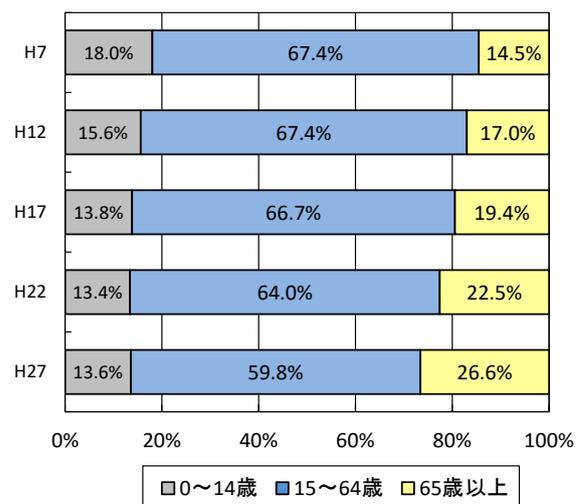


図 3 階級別人口（資料：国勢調査）



(3) 交通機関

ア 鉄道

広域的な大量輸送機関である JR 鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、教育大前駅の3駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。福岡市、北九州市の両市から JR 線の利用で30分から40分程度の所要時間であるため、通勤・通学の主要な交通手段として利用されている。

イ バス路線

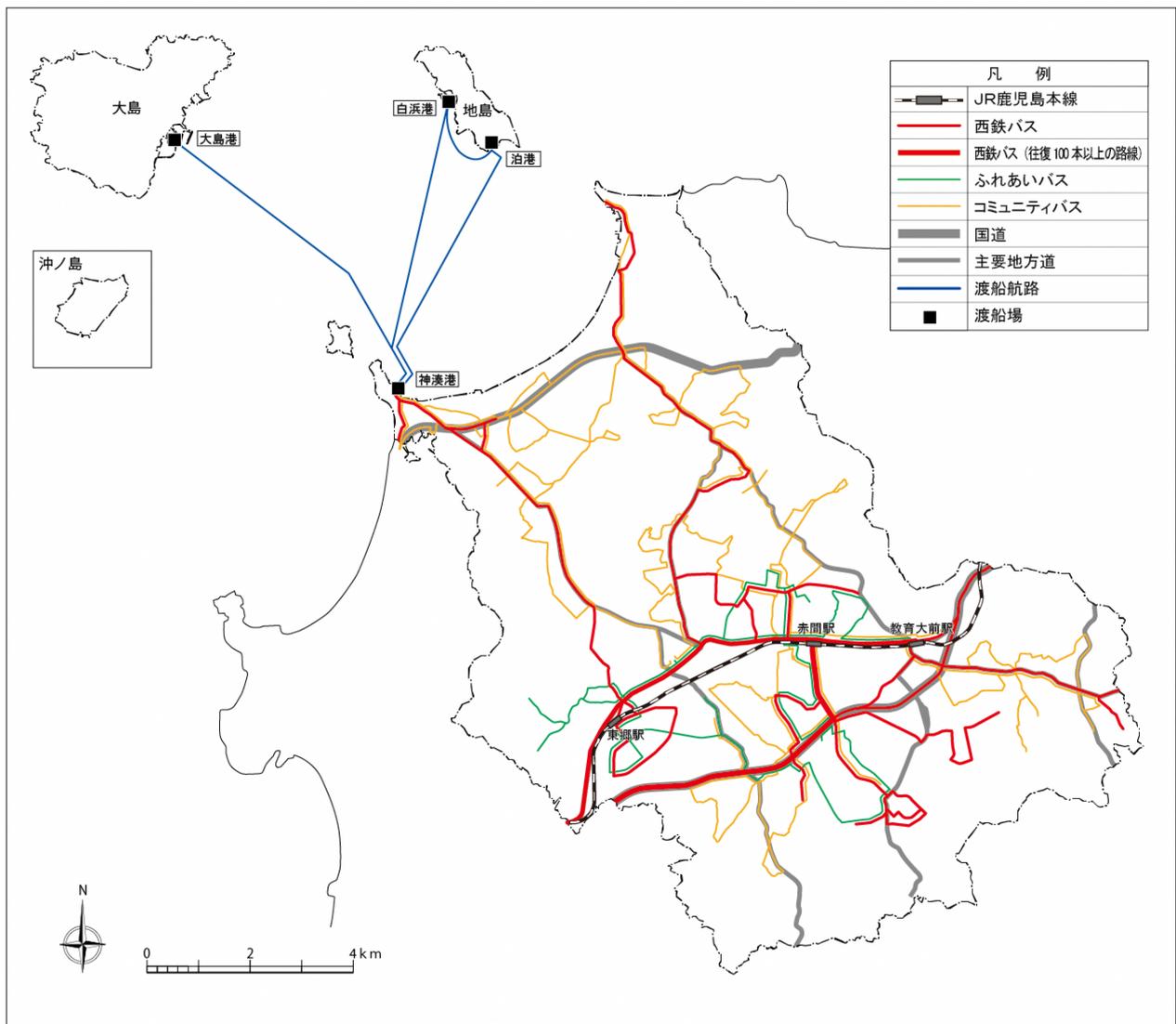
市内のバス路線は、西鉄6路線（うち市外とを結ぶもの4路線）、ふれあいバス3ルート、コミュニティバス8地区の3種類が運行している。

平成25年（2013）4月より、ふれあいバス及びコミュニティバスの路線を改定し、西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域はコミュニティバスの運行により交通空白地域の解消を図っている。

ウ 渡船

有人離島を擁する本市では、大島と神湊を結ぶ渡船が一日7往復、地島と神湊を結ぶ渡船が一日6往復、運航しており、島民の主要な交通手段となっている。

図 交通機関



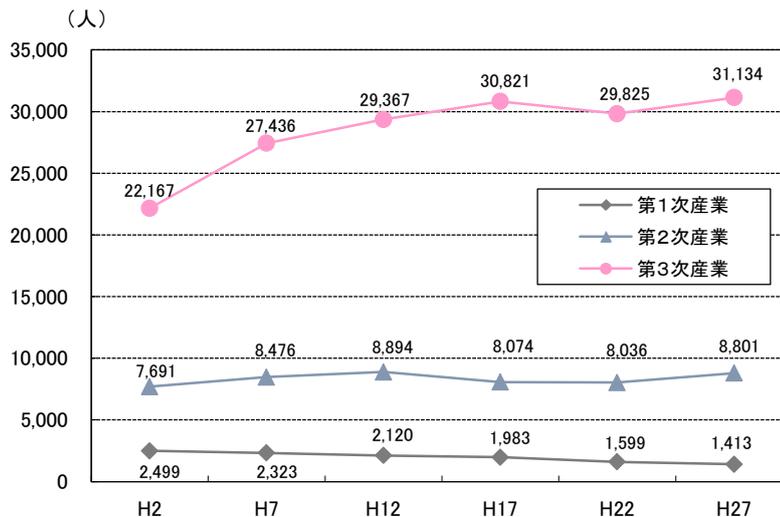
(4) 産業

ア 産業全般

○就業人口

本市の就業人口は、平成 22 年（2010）現在 41,906 人である。構成比は第 1 次産業 3.8%、第 2 次産業 19.2%、第 3 次産業 71.2%で、第 3 次産業の増加と第 1 次及び第 2 次産業の減少がみられる。

図 産業別就業人口の推移（資料：国勢調査）



○農業・畜産業

本市は釣川流域に発展した田園地帯を中心とした稲作、大豆、麦作をはじめ、イチゴやミカン等の果樹栽培も盛んである。イノシシによる農作物被害対策として、平成 27 年（2015）に隣接する福津市、宮若市、岡垣町とともに鳥獣加工処理施設を整備し、イノシシ肉の加工・販売を推進している。

離島の地島ではヤブツバキが自生しており、観光資源となっているほか、ヤブツバキから採集される椿油の生産量は少ないものの品質が良く、特産品となっている。

○漁業

本市の沿岸部は、古くから神湊、鐘崎、大島、地島と福津市の福間、津屋崎、勝浦の 7 漁村を「宗像七浦」と総称するほど漁業が盛んな地域である。また、鐘崎は日本沿岸における海女発祥の地とされている。主要な海産物にはブランド化されているトラフグやアジ、ワカメやメカブ、アカモク等の海藻類がある。

平成 26 年（2014）度の宗像漁業協同組合員数は 468 人、漁業経営体数は 337 経営体、漁獲高は 4,937 トンで、いずれも減少傾向にあるが、漁獲高は平成 25 年（2013）度より高くなっている。

平成 26 年（2014）度の漁港別の漁獲高の内訳は、鐘崎 68.7%、大島 27.6%、地島 2.5%、神湊 1.2%となっている。

○工業

平成 26 年（2014）現在、事業所数（従業者 4 人以上の事業所）は 43 箇所、製造業出荷額は約 358 億円で、産業分類別に見ると食料品が約 8 割を占めている。事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数と製造業出荷額は過去 10 年間、概ね横ばいで推移している。

図 事業所数の推移（資料：工業統計調査）

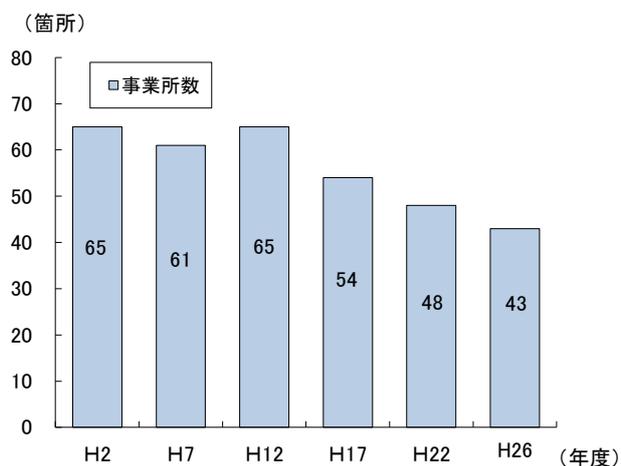
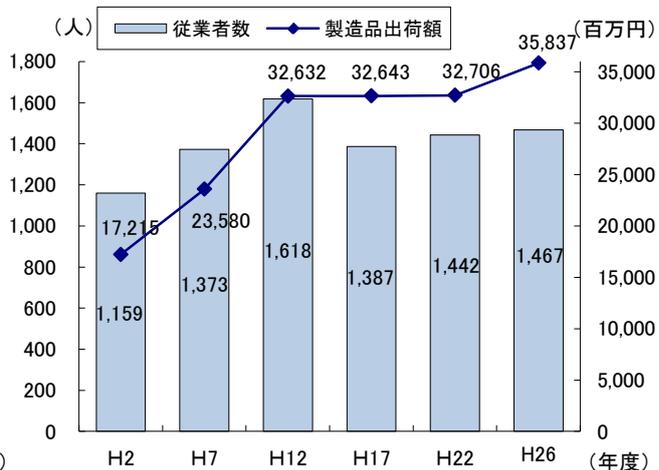


図 従業者数及び製造業出荷額の推移（資料：工業統計調査）



○商業

平成 26 年（2014）現在、商業従業者数は 4,169 人、事業所数は 544 箇所、年間商品販売額は約 932 億円で、いずれも卸売業より小売業の割合が高く、中でも飲食料品小売業の割合が高い。

本市の大規模小売店舗は、赤間駅周辺、国道 3 号及び旧国道 3 号沿いのいずれかに立地している。

○観光

本市は宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの寺社仏閣や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史・文化遺産を有している。特に宗像大社は、本市の歴史・文化的シンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。平成 29 年(2017)に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』として日本で 21 番目の世界遺産に登録され、構成資産となっている宗像大社及びその周辺を保全する取り組みが進められている。

また、さつき松原や美しい砂浜を擁する玄界灘に面する海岸一帯は「玄海国定公園」に指定されているほか、大島、地島、沖ノ島、釣川、湯川山・弘大寺山・金山・城山からなる四塚連山などの豊かな自然資源があり、観光に活かされている。

観光入込客数は、平成 27 年(2015)で約 652 万人となっており、県外からの観光客が増加傾向にある。

表 観光入込客数の推移、年間消費額の推移（資料：福岡県観光入込客推計調査）

（単位：千人、百万円）

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
観光入込客数	総数	6,320	6,389	6,510	6,635	6,646	6,361	6,425	6,516
	日帰	6,062	6,144	6,236	6,294	6,304	5,947	6,008	6,182
	宿泊	258	245	274	341	342	414	417	334
	県外	532	515	677	646	725	795	803	1,174
	県内	5,788	5,874	5,833	5,989	5,921	5,566	5,622	5,342
年間消費額		3,766	3,409	4,201	3,608	3,622	4,216	4,461	4,503

図 目的別入込客数の状況（資料：福岡県観光入込客推計調査/平成 27 年（2015））

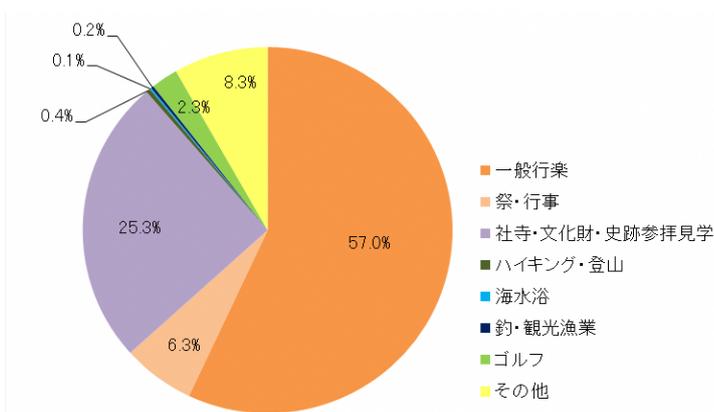
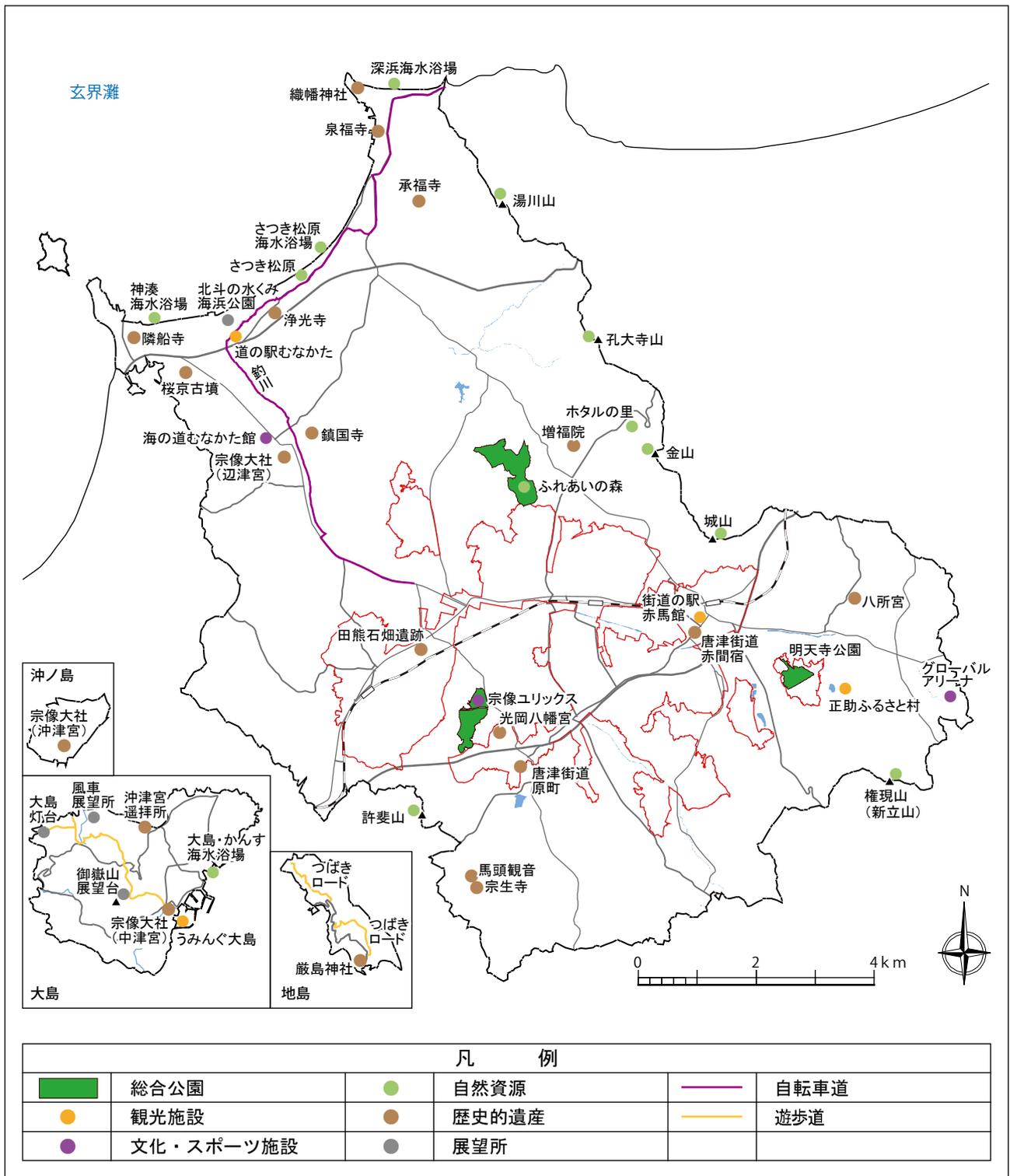


図 観光施設



3. 歴史的環境

(1) 原始

○旧石器時代

宗像地域における人の生活の起源は、約3万年前から1万年前の後期旧石器時代と考えられている。

池浦トボシ遺跡、平等寺長浦遺跡、牟田池遺跡等でナイフ形石器や台形石器が発見されている。特に、牟田池遺跡からは、多くの石器が発見されており、季節的な狩猟場であったと推定されている。



ナイフ形石器（池浦トボシ遺跡）

○縄文時代

縄文時代に入ると、氷河期の終焉とともに海面が上昇したため、海が釣川沿いに内陸部まで入り込んだとされている。『宗像市史』編纂時にボーリング調査を行い、縄文時代前期（4700年前）の海岸線が推定されている。

釣川流域は、入海であり、入海周辺の平野部が居住地として活用されていたとされ、釣川中流域から下流域での縄文時代の遺構は発見されていない。

縄文時代前期の遺跡としては、沿岸部に位置するさつき松原遺跡が挙げられる。轟式、曾畑式土器が出土している。また、沖ノ島社務所前遺跡からも同時期の遺跡が確認されている。

縄文時代後期の遺跡としては、鐘崎貝塚遺跡が挙げられる。昭和8年（1933）頃から貝塚として認識されていた。海水産・淡水産の貝類、魚骨、獣骨などが出土し、海や山に生きる縄文人の暮らしぶりをうかがい知ることができる。

縄文時代晩期の遺跡としては、富地原深田遺跡、吉留下惣原遺跡、赤間宿跡が挙げられる。これらは市内陸部に展開し、縄文土器等が出土している。

○弥生時代

弥生時代には、気候の変化とともに海岸線が後退し、釣川によって宗像平野が形成された。また、同時期に稲作技術が伝来し、釣川中流の丘陵や河成段丘上に集落が形成されている。

前期初頭の東郷登り立遺跡により、環濠集落の成立がみられる。田久松ヶ浦遺跡では、朝鮮半島に起源を有する石槨墓も確認されており、朝鮮半島との密接な交流が推察される。

弥生時代中期には、東郷登り立遺跡の西隣の台地上に立地する田熊石畑遺跡に集落と墓域が展開した。中期前半の墓域から15点にも及ぶ武器形青銅器が出土したことで、中期前半段階には北部九州屈指の有力者集団が市内に成立していたことが明らかとなった。また、集落域からは漁労活動をうかがわせる土錘（漁網のおもりとして用いられたもの）や各地との交流を示す搬入土器片が出土している。これらのことから、田熊石畑遺跡は、この時期の拠点集落であったことがうかがえる。



朝鮮半島との共通性を持つ副葬品（田久松ヶ浦遺跡）



田熊石畑遺跡墓域出土品（国重要文化財）

○古墳時代

古墳時代は、弥生時代の地勢圏を踏襲した宗像氏がヤマト王権と結びつき、大きく成長した時期である。

4世紀後半から沖ノ島で国家的祭祀が始まったとされ、優れた航海技術を持つ宗像海人族たちを束ねていた宗像氏がヤマト王権の国家的祭祀に深く関わっていった。

沖ノ島での国家的祭祀は4世紀後半にはじまり、9世紀まで続いている。祭祀跡である沖ノ島祭祀遺跡からはヤマト王権の首長墓から出土した同様の遺物が見つかっており、ヤマト王権の関りを示している。

沖ノ島での国家的祭祀を担った人々の墓は、釣川流域に多数存在する。これまで前方後円墳 22 基、円墳約 2000 基、横穴墓約 200 基が確認されている。宗像地域に見られる古墳の石室構造は、極端に深い墓坑と天井の高い玄室、石材を平積みにする玄門に特徴があり、宗像型石室と呼ばれ知られている。市内最大の前方後円墳は東郷高塚古墳である。定型化した前方後円墳で一地方豪族の宗像君が力をつけ始めたことを示す証拠と言われている。

国力が高まっていった宗像地域では、朝鮮半島の先進技術や文化を積極的に取り入れた須恵器の生産が盛んになり、鉄の生産も行われていたことがわかっている。

須恵器の生産に関して、窯跡は市内だけでも約 100 基が確認されている。5世紀から6世紀前半頃にはじまり、須恵須賀浦遺跡をはじめ 40 数基が調査され、「宗像窯跡群」と称される。

鉄の生産に関しては、5世紀中頃の野坂一町間遺跡から鍛冶炉が確認され、朝町山ノロ遺跡等の6世紀代の古墳群からは金槌・鉄鉗等の鍛冶道具が出土している。鉄器製作工人集団の存在がうかがえる。



古代祭祀が行われた沖ノ島



市内に所在する前方後円墳の一つ久原澤田3号墳



市内最大の前方後円墳東郷高塚古墳の主体部（粘土槨）

(2) 古代

一地方豪族から発生した宗像氏が古墳時代のヤマト王権とつながりをもったことをきっかけに、宗像君の一族は中央政権との関係を強固なものにしていく。

中央政権の律令制下において、宗像郡内でも条里制が施行された。条里の痕跡は釣川流域など広範囲にわたり、その名残として、各地に八反ヶ坪（土穴）、中ノ坪（平等寺）等の地名が残っている。平安時代中期の承平年間（931～938年）に編纂された『和名類聚抄』によると、条里が整えられた郡内には十四郷があったとされ、うち七郷が現在の市内にあったと推定されている。また、当時の宗像郡の範囲は、これら郷名の比定から、現在の宗像市、津屋崎町、福岡町、古賀市のほぼ全域を含む地域と考えられている。

他方、古代の宗像郡では、郡家（当時の役所）と周囲の遠賀郡、粕屋郡、鞍手郡等の郡家を結ぶ駅路が整えられるとともに、都から山陽道を通って大宰府に至る西海道大宰府路が通っていたと考えられている。城山の麓、岡垣越えの峠入口に位置する武丸大上げ遺跡では、昭和58（1983）年の発掘調査によって、方形の柱掘形を持つ大型建物二棟と大量の瓦が出土している。遺跡の性格や場所の位置関係等から、西海道大宰府路に置かれた駅跡の一つと推定されている。



発掘調査された武丸大上げ遺跡の大型建物

宗像君が支配した宗像郡は、7世紀中頃あたりから、「神郡」に認められるようになる。宗像郡は宗像大社の神域とされ、九州唯一の神郡として様々な特権が与えられた。宗像君は、郡司とともに宗像大社の神主を兼務し、宗像郡の行政権と宗像大社の祭祀権を一手に握り、強力な地域支配を行っていく。

宗像君の地位が強固となっていくことは、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）の成立にも関係する。宗像三神の誕生や鎮座地などについては、国の歴史書である古事記や日本書記の中にも記載されるようになる。近年の発掘調査から少なくとも沖ノ島祭祀の露天祭祀と同様の祭祀が大島御嶽山遺跡（大島）や辺津宮で行われ、7世紀末には宗像大社三宮による祭祀が成立していたと考えられている。

しかし、10世紀頃には、神郡宗像が解体され、大宰府や筑前国の行政権下に置かれ、宗像大社の筑前国一の宮の地位も住吉社に譲るなど、宗像大社は衰退期を迎える。それを危惧した宗像大社は、天延2（974）年に藤原摂関家へ大宮司職の設置を願い出、大宮司職の設置が認められた。



奈良時代の神郡

(3) 中世

宗像大宮司家による支配は、天延2年(974)に大宮司職が設置された後、鎌倉時代、室町時代、戦国時代を経て、天正14年(1586)に氏貞が没するまで続くこととなる。

源氏と平家が戦った治承・寿永の乱(1180~1185年)の後、大宮司氏実(実)は源頼朝と主従関係を結び鎌倉幕府御家人となり本領安堵を受け地頭に命じられている。

後鳥羽上皇が幕府打倒を決意し、北条義時追悼の院宣を諸国に発したことに起因する承久3年(1221)の承久の乱では、大宮司氏国は幕府方として戦い、大宮司職は安堵された。しかし、宗像社領内の小地頭が京方につき、乱後、宗像社領は没収、宗像大社も将軍家のための祈禱を行う関東御祈禱所となった。その結果、宗像大社の権威は、幕府の後ろ盾を得ることとなり、強固なものとなった。氏国は色定法師の一筆一切経の書写を助けるなど、宗像文化の発展にも貢献している。

大宮司長氏ながうじは、神祇統制政策を進め、弘長3年(1263)に鎮国寺を建立し、宗像五神の本地仏を安置している。一方、この頃、支配権を巡り地頭、在地領主、大宮司家の間で争いが激化している。大宮司家の混乱に付け入るように、関東の有力御家人である三浦泰村が、大宮司家の貿易の拠点であり、社領であった小呂島の地頭しゃこくめいに博多宋商の謝国明を任命し、押領を図り利権を奪おうとする出来事も発生している。



宗像五社本地仏(県指定有形文化財)

大宮司家による海の支配は、浦や島に沙汰人を置く直轄管理で行われていた。日宋貿易の拠点は小呂島の他、「唐防」の地名が残り多量の輸入陶磁器が出土した西ノ後遺跡のある津屋崎漁港周辺と考えられている。市内遺跡から出土した輸入陶磁器の他、宗像大社の阿弥陀経石、石造狛犬も日宋貿易の産物と考えられている。

南北朝の動乱期、大宮司家においても内紛が続いた。その一方、宗像の地では、宗像大社辺津宮や浜殿を中心に、盛大な祭礼が行われていた。史料には、正平23年(1368)、一年間の宗像宮年中行事が5921度とある。一年間の宗像大社関係の祭礼は、膨大な数であったことがうかがえる。

南北朝の合一がなされ、筑前の支配は、今川了俊の九州探題罷免後、渋川氏が次の探題に任じられる。しかし、渋川氏は、了俊のような安定した勢力をつくることができなかった。筑前に勢力を張っていた少弐氏も衰退し、この機に乗じて、中国地方から進出してきたのが大内氏である。筑前を平定した大内氏は、現地統轄の責任者に筑前守護代、各郡単位に郡代を置いた。宗像郡には郡代は置かれていなかったが、宗像大社の周辺を除き、赤馬庄、野坂庄などは鞍手郡代の支配下に置かれた。

その大内氏も家臣の陶晴賢の謀反にあって天文20年(1551)に滅亡、毛利氏や大友氏の九州進出と続く。こうした戦国時代を反映し、大宮司家の相続争いも絶えなかった。

このあと、九州は大友、島津、竜造寺三氏が互いに対立する状態になるが、次第に島津氏の勢力が圧倒的な強さを持つようになる。このような状況の中で、宗像氏貞は城を築き領地の守りを固めるとともに、領内神社の創建や修理にも努め、天正6年(1578)には宗像大社辺津宮本殿の再建にも貢献している。しかし、天正14年(1586)、城山に築かれた蔦ヶ嶽城で病に侵され、世継ぎのないまま42年の生涯を閉じた。その後、九州平定を成し遂げた秀吉は、宗像氏に対して、一定規模の社領を認めただけで、大宮司家の家臣団組織や領地の支配を認めなかった。したがって、大宮司家の居城であった蔦ヶ嶽城も秀吉の命により廃城となり、宗像氏の領主支配はここに終焉を迎えた。

(4) 近世（江戸時代）

大宮司家断絶後、宗像の地は他勢力の支配下に置かれることになる。

九州平定後、秀吉の命により小早川隆景が筑前に入国、文禄4年（1595）に跡を継いだ養嗣子の小早川秀俊が名島城に入城すると、宗像郡は隆景の隠居領となった。隆景は、天正18年（1590）に宗像神社辺津宮拜殿を寄進している。

関ヶ原の合戦後は、慶長5年（1600）の黒田長政筑前入国以降、宗像郡は福岡藩の体制下に組み込まれ、長政の父、黒田如水が宗像に隠居領を持った。

その後は、近代に至るまで、農村・漁村としての性格が強まっていく。

農村については、18世紀、災害や害虫発生により農作物の収穫量が低下、飢饉による死者が出るなど、宗像郡も大きな影響を受けた。この時頃、富永甚右衛門、軍次郎親子により、生産力を高めるため、川普請が行われている。甚右衛門は宗像郡内で明和9年（1772）に11面の新しい堤防を築堤し、軍次郎は寛政3年（1791）に釣川の浚渫しゅんせつを行っている。

漁村については、福岡藩は城下町以外を郡方・浦方に区分し、浦奉行が支配する浦方では、漁業や海運業、またはそれらに伴う商業が生業として営まれた。神湊、鐘崎、大島、地島、津屋崎等の各浦は「宗像七浦」に数えられた。鐘崎は日本沿岸における海女発祥の地と伝えられ、西は五島列島、東は能登半島の沖合にある舳倉島へぐらじまにまで足跡を残している。地島は玄海灘と響灘の境界に位置するため波除の避難港として重要な役割を担い、江戸時代には朝鮮通信使も寄港した記録が残されている。大島には、江戸中期から明治期にかけて捕鯨が行われていた。当時の捕鯨の様子は文政4年（1822）の『筑前名所図会』にも描かれている。

農村や漁村に対して、商いとしての賑わいを見せたのが唐津街道沿いの赤間宿である。赤間宿は唐津街道と赤間往還（木屋瀬で長崎街道に接続するもの）の分岐点に位置する。漆喰白壁に瓦屋根の重厚な「居蔵造」の町家は妻入と平入の両方が混在し、屋根の形や窓の形、装飾の鰻絵にも様々な様式が見られる。軒先の看板と煉瓦造りの煙突が目目を引く勝屋酒造、宿場で供用された辻井戸等が見どころである。

このほか、宿場ではないが、趣のあるまちなみとして原町がある。古民家や古い塀が並ぶまちなみが残されている。



江戸時代に川筋を直線にする改修工事が行われた釣川河口



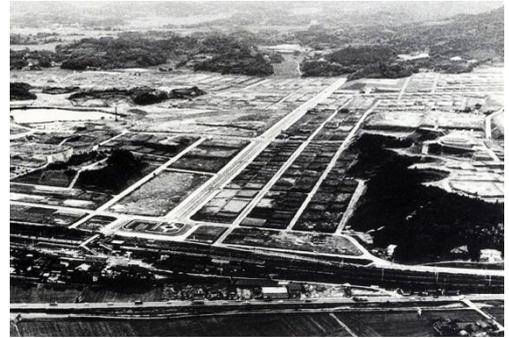
日本海沿岸の海女発祥の地「鐘崎」

(5) 近・現代（明治時代以降）

明治 23 年（1890）に九州鉄道が開通、同年赤間駅が置かれ、博多～赤間間（約 31 k m）、赤間～遠賀川間（約 11 k m）が開通している。

明治 39（1906）年に鉄道国有法が公布され、翌年、九州鉄道が国有鉄道となっている。東郷駅が開業したのは、博多～赤間間の開通から約 20 年後の大正 2 年（1913）である。

昭和 36 年（1961）に国鉄鹿児島本線が電化されたのと同じくし、当時の宗像町は、福岡・北九州両市への通勤圏として注目された。県の協力のもとまとめられた都市計画案は、誘致が進んでいた森林都市団地（現自由ヶ丘地区）、住宅公団団地（現日の里地区）、福岡学芸大学統合地の 3 つの大規模事業を中心にまちづくり構想を練ったものであった。昭和 36 年（1961）に都市計画法が適用され、昭和 38 年（1963）には自由ヶ丘団地、昭和 41 年（1966）には日の里団地などの大規模な住宅開発が始まっている。これら住宅開発に続き、



開発中の日の里団地（昭和 46 年頃）

次々と団地の開発が進められた。大規模な住宅団地の開発により、宗像町の人口は大きく増加し、昭和 50 年（1975）には宗像町の人口は 5 万人を超え、昭和 56 年（1981）に市制移行し宗像市となった。その後、平成 15 年（2003）に沿岸部の玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生した。平成 17 年（2005）に大島村が宗像市に編入され、現在に至る。

福岡・北九州両市との位置関係からベッドタウンとして発展する一方で、東海大学福岡校（現東海大学福岡短期大学）の開校、福岡教育大学の転入、日本赤十字国際看護大学などの開校にともない、学園都市としての基盤が整っている。

近年では、宗像市・福津市・福岡県の三者連携により、沖ノ島をはじめとする国指定史跡「宗像神社境内」や福津市の国指定史跡「新原・奴山古墳群」を核とした世界遺産登録に向けた取り組みを進め、平成 18 年（2006）に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けた担当部署を設置し、平成 21 年（2009）に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界文化遺産暫定リストに記載された。その後平成 29 年（2017）に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界遺産に登録された。

(6) 宗像市の歴史に関わる主な人物

胸形君徳善（むなかたのきみとくぜん）

7世紀前半頃の筑前国宗像郡を本貫とした豪族、個人名として史上初めて登場する宗像君一族を代表する人物。宮地嶽古墳（福津市）の被葬者と想定される。奈良の長屋王邸跡の発掘調査では宗像郡の記載のある木簡が見つかり、宗像の水産加工品が中央へ届けられていたことを物語っている。

尼子娘（あまこのいらつめ）

胸形君徳善の子。大海皇子（のちの天武天皇）と結婚し、高市皇子の母となる。尼子娘の名は、「アマコ」＝「海人の子」の意味。

宗像氏能（むなかたうじよし）

初代の宗像大宮司職。大宮司は宗像社すべての支配権を握るもので、かつての神主のもつ祭祀権と、宮司のもつ人事・財産権との、宗像社にかかるすべての権限を併せ持っていた。

色定法師（しきじょうほうし）

宗像神社の社僧兼祐の子。法華経四功德の文を読んで感得し、父母の菩提を弔うため一切経の書経を発願。文治3年(1187)4月1日29才で書経を始め、42年間を費やして安貞2年(1228)70才で5,048巻全部を写し、これを宗像大社に献納している。仁治3年(1242)11月6日83才で入滅したと伝えられている。

一切経書経の書経は、宗像大社神宝館に収蔵され、昭和40(1965)年以来修理が行われている。



菊姫（きくひめ）

第79代宗像大宮司、宗像氏男（むなかたうじお）の妻で、氏貞の姉。天文20年(1551)に起きた宗像大宮司家のお家騒動で、氏貞の家臣に暗殺された。殺害された菊姫らは怨霊となり、氏貞を祟り始めたため、菊姫らのいた山田の地に増福院を建て、霊を鎮めたと伝えられている。



宗像氏貞（むなかたうじさだ）

最後の宗像大宮司職。宗像社第76・78代大宮司を歴任した黒川隆尚（宗像正氏）の実子。母は陶晴賢（すえはるたか）の姪。宗像一族に家督争いが生じ、晴賢の支援を得て、宗像大宮司の職に就く。その後、一族内で再び社職を巡る争いが生じ、大島へ退去。更にその半年後、毛利氏の援助を得て挙兵し、宗像地方を大友氏の支配から奪い返した。しかし、毛利氏が九州を撤退すると、再び大友氏に服属し、宗像社辺津宮の社殿を再興するなど領内の振興に尽力した。天正14年(1586)3月、42才で亡くなる。

武丸正助（たけまるしょうすけ）

寛文 11 年（1671）、筑前国宗像郡武丸村（現：福岡県宗像市武丸）生まれ。親孝行の逸話で知られる江戸時代の農民。宝永 7 年（1710）に親孝行が認められ、宗像郡より米 12 俵および田を 1 反 7 畝戴く。享保 14 年（1729）には福岡城に呼ばれ、自身の田の税が免除され、同時に農民として「武丸」姓を戴いている。宝暦 7 年（1757）に亡くなる。

没後、昭和 26 年（1951）には正助を記念する正助廟が武丸の地に整備され、今もなお親しまれている。



早川勇（はやかわ いさむ）

天保 3 年（1832）7 月 23 日、遠賀郡生まれ。吉留の医師早川元瑞の養子となる。幕末、勤王討幕の志士として活躍。西郷隆盛、中岡慎太郎、高杉晋作らと接触し、三条実美をはじめ五卿の西遷を実現させ、薩長同盟の基礎づくりに奔走した。五卿が太宰府へ向う途上 25 日間過ごしたのが赤間宿である。大政奉還後は、奈良府判事や元老院大書記官を勤め、晩年は郷土の育英事業に専念し、明治 32 年（1899）2 月 68 才で亡くなる。吉武コミュニティセンターの下に昭和 43 年（1968）に建立の顕彰碑がある。



出光佐三（いでみつさぞう）

明治 18 年（1885）8 月 22 日、福岡県宗像郡赤間村（現 福岡県宗像市赤間）生まれ。明治から戦後にかけての日本の実業家・石油エンジニア・海事实業家、出光興産の創業者である。貴族院議員にも就いた。宗像大社を厚く信仰していた事で知られている。昭和 12 年（1937）に参拝した際に荒廃した宗像大社を知り、昭和 17 年（1942）に「宗像神社復興期成会（昭和 44 年（1969）に「宗像大社復興期成会」に改組）」の結成を呼び掛け、初代会長に就任。昭和 44 年（1969）～昭和 46 年（1971）に行われた辺津宮本殿の修復工事等（昭和の大造営）に尽力した。昭和 56 年（1981）3 月 7 日、満 95 歳で亡くなる。



中村研一（なかむらけんいち）

明治 28 年（1895）5 月 14 日、福岡県宗像郡（現 福岡県宗像市）生まれ。洋画家。パリへ留学し、帰国後は日展など宮展系で活躍。代表作として作戦記録画『コタ・バル』（東京国立近代美術館蔵）が名高い。昭和 42 年（1967）8 月 28 日、72 歳で亡くなる。

昭和 11 年（1936）に描いた「日本海沖ノ島」は、波止場から太鼓岩を右手に見ながら、沖ノ島を見上げるような視点がとられ、絵の上部には沖津宮の鳥居が



描かれている。中村は水雷敷設艦「沖島」の士官室に飾る絵として海軍から依頼を受け、沖ノ島に9日間上陸してスケッチを重ねた後に本作を完成させている。同じく画家である弟琢二とともに、過ごした生家が旧唐津街道原町にあり、中村研一・中村琢二 生家美術館として、公開されている。



中村研一「日本海沖ノ島」昭和11年（1936）、宗像市蔵

坂本繁二郎（さかもとはんじろう）

明治15年（1882）3月2日、福岡県久留米市生まれ。近代洋画家。74歳で文化勲章を受章。坂本は「鐘ヶ崎や神の湊のさびた味は捨て難きものであり、磯鼻先を崖の上から見下ろして椀形の空間を感じらるる当りはあまり人の口にもされぬ奇景と思います」、また「殆ど全線 松と岩と砂浜の連続である光景は須磨や明石の比ではなく、賞美すべきものと思います」とも述べ、そこに広がる風景の美しさを絶賛している。「神湊」は、『日本風景版画 筑紫之部』のひとつとして大正7年（1918）に制作された木版画であり、勝浦浜の海岸から草崎と勝島、遠くに大島をのぞむ様子が描かれている。昭和44年（1969）7月14日、87歳で亡くなる。

松田諦晶（まつだていしょう）

明治19年（1886）10月14日、福岡県久留米市生まれ。洋画家。筑後洋画壇の中心人物。昭和36年（1961）には久留米市文化功労章を授与。昭和36年（1961）12月8日に亡くなる。

「鐘ヶ崎風景（藁家と松）」は、松田が弟子の古賀春江とともに、滞在した鐘崎の風景を主題に大正11年（1922）に描いた作品。手前に大きく描かれたうねる松の木越しに、藁葺き屋根の家と海をのぞき見るような構図で鐘崎の風景が描かれている。

松岡映丘（まつおかえいきゅう）

明治 14 年（1881）7 月 9 日、播磨北部の神東郡田原村辻川（現 兵庫県神崎郡福崎町辻川）生まれ。日本画家。狩野派の橋本雅邦に学んだが、大和絵の研究を志して住吉派の山名貫義の門下に入った。伝統的な大和絵に近代的な性格を付与し、新しい大和絵を創造した。昭和 13 年（1938）3 月 2 日に亡くなる。

古賀春江（こがはるえ）

明治 28 年（1895）6 月 18 日、福岡県久留米市生まれ。大正から昭和初期に活躍した洋画家。昭和 8 年（1933）9 月 10 日、38 歳にして亡くなる。

「二階より」は、大正 11 年（1922）に松田諦晶とともに滞在した鐘崎の油屋旅館の二階から見た風景で、民家の藁屋根越しに大島と地島が描かれている。

4. 文化財等の分布状況

本市には、平成 29 年（2017）現在 67 件の国指定、県指定、市指定の文化財がある。国宝に指定された沖ノ島の祭祀品を筆頭として、宗像大社や各地域に点在する古墳群など、歴史や風土に深く根ざした貴重な遺物や遺跡が多く存在しており、後世にも伝え続けるべき価値のある文化遺産として注目されている。

天然記念物として、沖ノ島原始林及びカンムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林が指定されており、全部で 14 件指定されている。その内訳は国指定 2 件、県指定 8 件、市指定 4 件となっている。

また、平成 29 年（2017）に『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』が世界遺産に登録され、沖ノ島を始めとする宗像神社境内等が構成資産となっており、この中には国の重要文化財である宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿の他、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿が含まれている。

表 指定文化財件数

部門	種別	国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	2	1	4	7
	絵画		1	1	2
	彫刻	3	4	8	15
	工芸品	1	2		3
	書跡	1		2	3
	古文書	1			1
	考古資料	4	3	1	8
	歴史資料			1	1
民俗文化財	有形民俗文化財		1		1
	無形民俗文化財		1	2	3
史跡名勝天然記念物	史跡	3		6	9
	天然記念物	2	8	4	14
合計		17	21	29	67

(1) 国指定等文化財

国指定文化財 17 件の内訳は、国宝、重要文化財が 12 件、史跡名勝天然記念物が 5 件である。

重要文化財は、建造物 2 件、彫刻 3 件、工芸 1 件、書跡 1 件、古文書 1 件、考古資料 4 件である。史跡名勝天然記念物は、史跡 3 件、天然記念物 2 件である。

表 国指定文化財一覧（資料：郷土文化課）

図番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	国宝 (美術品)	考古資料	福岡県宗像大社沖津宮 祭祀遺跡出土品	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 37 年 6 月 21 日
2	重要文化財 (建造物)		宗像神社辺津宮本殿 附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 40 年 5 月 27 日
3			宗像神社辺津宮拝殿 附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 40 年 5 月 27 日
4	重要文化財 (美術品)	彫刻	木造不動明王立像	鎮国寺/宗像市吉田	明治 37 年 2 月 18 日
5			木造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
6			石造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
7		工芸	藍韋威肩白胴丸	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 32 年 2 月 19 日
8		書跡	色定法師一筆一切経	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 33 年 2 月 8 日
9		古文書	宗像神社文書 附宗像神社記録 附宗像社家文書惣目録	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 53 年 6 月 15 日
10		考古資料	経石	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 39 年 4 月 14 日
11			滑石製経筒	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 14 年 9 月 8 日
12			福岡県田熊石畑遺跡 出土品	海の道むなかた館/ 宗像市深田	平成 26 年 8 月 21 日
13		史跡名勝 天然記念物	史跡	宗像神社境内	宗像大社/ 宗像市田島・大島・沖ノ島
14	桜京古墳			宗像市牟田尻	昭和 51 年 3 月 31 日
15	田熊石畑遺跡			田熊石畑遺跡歴史公園/ 宗像市田熊	平成 22 年 2 月 22 日
16	天然記念 物		沖の島原始林	宗像市沖ノ島	大正 15 年 10 月 20 日
17			カンムリウミスズメ	宗像市沖ノ島等	昭和 50 年 6 月 26 日

■国指定文化財の概要

○宗像神社辺津宮本殿[有形文化財]

天正 6 年（1578）に大宮司宗像氏貞が再建したものの。五間社流造、柿葺の構造で、正面に三間の向拝を持つ。背面中央部と側壁には両開きの板唐戸が付けられる。向拝両側の頭貫の上の蛙股は牡丹と唐獅子の彫刻がはめ込まれており、平面的で室町様式らしい造りである。

古社寺保存法に基づき、明治 40 年（1907）に特別保護建造物に指定され、その後、文化財保護法の制定に伴い重要文化財に指定された。

平成 25・26 年（2013・2014）度には、事業期間 2 年を要し、屋根葺替、塗装修理ならびに部分修理が実施され、昭和 46 年（1971）の解体修理から約 40 年ぶりの保存修理が行われた。



宗像神社辺津宮本殿・拝殿

○宗像神社辺津宮拝殿[有形文化財]

天正 18 年（1590）に小早川隆景が再建したもの。横六間入三間の梁間を正面に向けた切妻入造、柿葺の構造。全体的に装飾的要素がなく、簡素な造りだが、虹梁中央の臺股は雄大である。

古社寺保存法に基づき、明治 40 年（1907）に特別保護建造物に指定され、その後、文化財保護法の制定に伴い重要文化財に指定された。

平成 25・26 年（2013・2014）度には、事業期間 2 年を要し、屋根葺替、塗装修理ならびに部分修理が実施され、平成 7 年（1995）の屋根葺替から約 20 年ぶりの保存修理が行われた。

○宗像神社境内[史跡]

沖ノ島は、古来より朝鮮半島航路として重要な地点にあり、神聖な島として祭祀が続けられてきた。この沖ノ島の拝所的な性格を持つ祭祀地として、沿岸に近い大島、陸地の田島があり、宗像神三神（田心姫神、瑞津姫神、市杵島姫神）が鎮座しており、これら三神が一体化された信仰形態を有している。沖ノ島・大島からは 5～9 世紀の朝鮮半島との密接な関係を示す、鏡・馬具・装飾品などの金銅・鉄製や陶器などの遺物が発見され、「海の正倉院」と称されている。辺津宮のある田島周辺は、古代の国や郡が制定された時点で、神郡として朝廷から寄進されており、宗像市との関係の深さを示している。又、古代から中世にかけての隆盛を物語る遺跡も点在し、建造物・石造物などの指定物件も多い。

○桜京古墳[史跡]

市の西沿岸部に位置する。昭和 46 年（1971）に発見された全長約 39m の前方後円墳である。6 世紀後半頃の築造と考えられる。200 基余りが分布する牟田尻古墳群に含まれる。昭和 51 年（1976）3 月に「玄界灘に面して存在する数少ない装飾古墳として貴重な物である」として指定されている。

なお、牟田尻古墳群は、玄界灘を活動の舞台とし沖ノ島祭祀にも関わった宗像海人族の墳墓群に考えられている。

○田熊石畑遺跡[史跡]

県の北部、釣川中流域の左岸、標高 12m の独立した台地上に立地する集落跡。平成 20 年（2008）、土地開発に先駆けた発掘調査で弥生時代中期前半ころの墓域が見つかり、6 基の木棺墓から銅剣・銅矛など青銅製武器が 15 点出土した。墓域の北側には居住地域が広がり、竪穴住居や柱穴、貯蔵穴なども検出され、直径約 60m と推定される環濠も確認された。副葬された 15 点の青銅製武器は、この時代の 1 ヲ所の墓群から出た点数としては最多である。北部九州での弥生時代の集落と墓制を考えるうえで重要として、平成 22 年（2010）に指定された。



桜京古墳石室



田熊石畑遺（中央）

(2) 県指定文化財

県指定文化財 21 件の内訳は、有形文化財が 11 件、有形民俗文化財が 1 件、無形民俗文化財が 1 件、史跡名勝天然記念物が 8 件である。

有形文化財は、建造物 1 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸 2 件、考古資料 3 件である。史跡名勝天然記念物は天然記念物 8 件である。

表 県指定文化財一覧（資料：郷土文化課）

図番号	種別	名称	所在	指定年月日		
18	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47 年 4 月 15 日	
19		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日	
20		彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	昭和 46 年 6 月 15 日	
21			宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 47 年 4 月 15 日	
22			木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日	
23			銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成 24 年 3 月 26 日	
24		工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和 32 年 12 月 20 日	
25			梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和 34 年 3 月 30 日	
26		考古資料	銅製経筒	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 32 年 8 月 13 日	
27			阿弥陀如来坐像板碑	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 33 年 4 月 3 日	
28			線刻釈迦如来像石仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 34 年 3 月 31 日	
29		民俗文化財	有形民俗文化財	海女の用具	海の道むなかた館/ 宗像市深田	昭和 36 年 1 月 14 日
30			無形民俗文化財	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成 3 年 11 月 15 日
31	史跡名勝 天然記念物	天然 記念物	横山のクス	宗像市山田	昭和 28 年 7 月 28 日	
32			吉武のマキ	宗像市吉留	昭和 28 年 11 月 5 日	
33			光岡八幡宮のクス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和 31 年 7 月 28 日	
34			孔大寺の大ギンナン	宗像市池田	昭和 31 年 7 月 28 日	
35			織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和 32 年 8 月 13 日	
36			八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和 41 年 10 月 1 日	
37			平山天満宮のクス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和 50 年 8 月 14 日	
38			泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成 11 年 3 月 19 日	

■県指定文化財の概要

○宗像神社中津宮本殿〔有形文化財〕

宗像神社中津宮は宗像市神湊の北西 12km 玄界灘上の大島に位置する。宗像三神の一柱湍津姫命^{たぎつひめのみこと}を祭神とし、三間社流造り、梁間 2 間、素木造り、桧皮葺き、正面に 1 間の向拝をもつ。正面は三間とも葺戸、両側面は右の妻引戸のほか背面も板壁で四方に勾欄付きの廻り板縁がある。屋根には、千木と堅魚木を置くが、堅魚木は円形のものと同角形のものとは各々 3 本ずつ束ねてあり、県内には例がなく、京都の吉田神社の影響が考えられる。



宗像大社中津宮本殿

造営者は大宮司氏貞とされ、建築年代は、社伝による天文年間(1532～1554)の造立説と「筑前国風土記拾遺」の記載の永禄9年(1566)説の2説があるが、いずれにしても重要文化財宗像神社辺津宮本殿造立の天正6年(1578)よりも早いものと考えられる。

○海女の用具[有形民俗文化財]

鐘崎の海女は長崎県対馬の曲浦、遠くは石川県輪島の舢倉島などの源流と伝えられており、古くから著名である。今では、往時の潜水漁法を伝える用具も散逸してしまっているが、その中でほとんど一式が残されているのがこの指定物件である。

用具は「1. あたまかぶり (いそかぶり)、2. 水めがね (水中眼鏡)、3. いそじゅばん (潜水用肌着)、4. はちこなわ、5. あわびがね、6. きりがい (目印用の貝殻)、7. あわびぶくろ、8. いそべこ (下着)、9. いそおけ (磯桶)、10. いそひばち (磯火鉢)」である。



海女の用具

○鐘崎盆踊り[無形民俗文化財]

この盆踊りは、素朴で躍動的な踊りであり、いつ頃、何処から伝わったか定かではない。一説には、口説は日本海に浮かぶ佐渡方面から、また、太鼓は能登の輪島から、踊りは、南の方から伝わってきたともいう。お盆の3日間、月明かりの夜、潮風で鍛えた力強い太い口説(くどき)の名調子が、野性味に富んだ櫓太鼓の音にのって、思い思いの服装に、うちわを手にした町の老若男女は、櫓のまわりに大きな輪になって、ヤアットマカマカマカショイ(摩訶まか摩訶しよい)の合いの手も賑やかに夜通し踊り明かし戦死者を弔い、勝ち戦を祝ったともいう。



鐘崎盆踊り

○光岡八幡宮の大樟[天然記念物]

樹高 28.6m、幹周り 9.2mを測り、地上 8m付近までまっすぐ伸びた幹は、そこから大きく三つの支幹に分岐し、広く枝を張っている。根回りは 24m、地面に露出した東側の根の高さは 2.4mにも達する。幾本もの根がうねりながら地面を這うように伸びる姿は迫力があり、神木らしい威厳に満ちている。樹齢はおよそ 500 年と推定されている。

(3) 市指定文化財

市指定文化財 29 件の内訳は、有形文化財が 17 件、有形民俗文化財 1 件、無形民俗文化財 1 件、史跡名勝天然記念物が 10 件である。

有形文化財は、建造物 4 件、彫刻 8 件、絵画 1 件、書跡 2 件、考古資料 1 件、歴史資料 1 件である。、史跡名勝天然記念物は史跡 6 件、天然記念物 4 件である。

表 市指定文化財一覧（資料：郷土文化課）

図番号	種別	名称	所在	指定年月日	
39	有形文化財	建造物	鎮国寺本堂	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 49 年 3 月 30 日
40			平山天満宮本殿	平山天満宮/宗像市吉留	平成 25 年 5 月 22 日
41			長福寺(長宝寺)観音堂	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 2 月 27 日
42			八所宮本殿及び拝殿	八所宮/宗像市吉留	平成 28 年 10 月 14 日
43		絵画	黒田二十四騎久野家 隊列図	海の道むなかた館/ 宗像市深田	昭和 62 年 4 月 17 日
44		彫刻	千手観音立像	梅谷寺/宗像市村山田	昭和 62 年 4 月 17 日
45			用山の阿弥陀如来坐像	用山観音堂/宗像市用山	昭和 63 年 10 月 12 日
46			木造不動明王像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日
47			木造天王像 甲・乙	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日
48			木造大威徳明王像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日
49			木造大日如来像	久戸区大日堂/宗像市武丸	平成 3 年 11 月 20 日
50			平山の阿弥陀如来立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成 13 年 6 月 1 日
51			平山の天部形立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成 13 年 6 月 1 日
52		書跡	承福寺文書	承福寺/宗像市上八	昭和 49 年 10 月 19 日
53	増福院文書		増福院/宗像市山田	昭和 62 年 4 月 17 日	
54	考古資料	平信盛笠塔婆	宗像市池田	昭和 49 年 3 月 30 日	
55	歴史資料	大図(土地字図)	海の道むなかた館/ 宗像市深田	平成 16 年 3 月 25 日	
56	民俗文化財	無形民俗 文化財	主基地方風俗舞	宗像大社/宗像市田島	昭和 53 年 7 月 12 日
57			神湊盆踊り	神湊盆踊保存会/宗像市神湊	平成 2 年 3 月 31 日
58			宗像大社みあれ祭	宗像大社海洋神事奉賛会	平成 29 年 8 月 8 日
59	史跡名勝 天然記念物	史跡	鐘崎(上八)貝塚	宗像市/上八	昭和 62 年 2 月 1 日
60			久原澤田古墳群	宗像ユリックス/宗像市久原	昭和 63 年 10 月 12 日
61			朝町竹重遺跡	朝町竹重遺跡/宗像市朝町	平成 4 年 6 月 30 日
62			宗像氏貞の墓地及び石塔	承福寺/宗像市上八	平成 5 年 3 月 31 日
63			平等寺瀬戸遺跡	平等寺瀬戸古墳/ 宗像市平等寺	平成 5 年 4 月 15 日
64			田野瀬戸古墳	田野瀬戸古墳/宗像市田野	平成 18 年 3 月 31 日
65		天然 記念物	大楠 (田島氏八満神社境内)	氏八満神社/宗像市田島	昭和 49 年 10 月 19 日
66			浄光寺藤の木	浄光寺/宗像市江口	昭和 50 年 8 月 28 日
67	依岳神社バクチの木		依岳神社/宗像市田野	昭和 50 年 8 月 28 日	
68	いちょうの木		依岳神社/宗像市田野	昭和 50 年 8 月 28 日	

■市指定文化財の概要

○長福寺（長宝寺）観音堂[有形文化財]

八所宮の本地堂と伝えられる長福寺（長宝寺）の建物は、中央間の改造などが目立つものの、18世紀中頃の創建時の趣を十分に残している。内部の構造は、禅宗様仏殿の形式を取り、手法的にも珍しい。この時期以前の同種の建物は市内では見当たらず、県内でも数少ないと思われる。

○鎮国寺本堂[有形文化財]

鎮国寺は、弘法大師空海の開山の伝説を持つ真言宗に属する古寺であるが、鎌倉時代の弘長年間（1261～1264）に宗像大社の神宮寺として宗像大宮司長氏の開創によると考えられている。

本堂は五仏堂とも云われ、長氏が五社の本地仏を安置し、寺領を寄附したことが「宗像記」に記されている。その後は宗像氏や藩主黒田氏の外護をうけて発展し、多くの人々の信仰を集めた。



長福寺（長宝寺）観音堂



鎮国寺本堂

○主基地方風俗舞[無形民俗文化財]

主基地方風俗舞は、昭和3年、天皇御即位の大礼（大嘗祭）に際し、福岡県に主基斎田が定められたのを記念してつくられた。全国で唯一、宗像大社に伝承・保存され、氏子の田島青年団により奉納される慣わしとなった。勇壮で、男性的な舞であり、曲譜は能楽（謡曲）に似ている。昭和15～27年（1940～1952）まで、戦争で中断したが、昭和53年（1978）には、主基地方風俗舞保存会が結成された。現在、会員は50余名をかぞえる。



主基地方風俗舞

○神湊盆踊り[無形民俗文化財]

江戸時代中頃、神湊は各方面から来る船の要港であった。正徳5年（1715）、他藩から来た商船の旅商人（上方江州商人）が、村の若者を集めて京の手踊りを教えたというのが神湊の盆踊りの始まりといわれている。それ以来、神湊集落の行事として、万年願を立て、死者の追善供養として疫病平癒祈願のため、盆の15日から2夜3日の法会を営んだといわれる。高い山、大文字屋、本調子、最後に坊主山の順序で、唱い踊り継がれており、いずれも情緒深い節回しと、三味線・太鼓に合わせた優雅な手踊りである。

○久原澤田古墳群[史跡]

本市のほぼ中央に位置し、南北に延びる標高 30～40mの丘陵上に位置する。宗像ユリックスの建設に伴い、弥生時代から中世にかけての墳墓・住居跡などが発掘され、調査後、古墳時代の前方後円墳（3号墳）1基、円墳3基が指定された。

○朝町竹重遺跡[史跡]

朝野団地2号公園東側の丘陵上に位置する。弥生時代中期を中心とする土壌墓・木棺墓群 105基以上の墳墓が調査された。重要な出土遺物には細形銅戈・細形銅矛・仿製内行花文鏡などがある。

○平等寺瀬戸遺跡[史跡]

本市の北東部に位置し、標高 40m前後の丘陵上に位置する。1号墳は円墳で、東側を馬蹄形の溝で区画し、直径 20m、高さ 5mの版築状の盛土をしている。溝の外側を含むと直径 30m規模の円墳となる。後室奥壁には「石棚」を造り付けている。平成 6年（1994）に史跡整備工事を行い、盛土を復元し、石室に出入りして見学できるようにしている。入口横に説明版を設置して、周辺の遺跡環境も学習できるようにしている。

○宗像氏貞の墓地及び石塔[史跡]

第 80代、最後の宗像大宮司の墓である。

○田野瀬戸古墳[史跡]

全長 38mの前方後円墳で、北西側には溝が設けられていた。副葬品は、大半が盗掘にあっていたが、よろいの破片、鉄のやじり、馬の飾り金具などが出土している。

○鐘崎（上八）貝塚[史跡]

海浜の砂丘上にある縄文時代後期の遺跡で、田中幸夫氏によって昭和 7年（1932）に発見された。サザエ、アサリ、アカガイ等の海浜岩礁性の貝類に、シジミ、ニナと淡水産も混じる。魚や獣の骨も多く、石銛、骨製釣り針などの漁撈具も発見されている。また、昭和 27年（1952）には老人女性 1体と鹿角製かんざし 2個が出土した。ここから出土する土器の多くは磨消縄文をほどこすのが特徴で、九州の縄文時代後期（約 4千～3千年前）の「鐘崎式土器」の標式遺跡である。



朝町竹重遺跡



平等寺瀬戸遺跡



鐘崎（上八）貝塚

(4) 国登録文化財の分布状況

国登録文化財 4 件の内訳は、登録有形文化財 3 件、登録有形民俗文化財 1 件である。

登録有形文化財は建築物 3 件である。

表 国登録文化財一覧（資料：郷土文化課）

図番号	種別	名称	所在	登録年月日
69	登録有形文化財 (建造物)	勝屋酒造煙突	福岡県宗像市赤間	平成 27 年 8 月 4 日
70		勝屋酒造店舗兼主屋	福岡県宗像市赤間	平成 27 年 8 月 4 日
71		旧出光家住宅主屋	福岡県宗像市赤間	平成 27 年 8 月 4 日
72	登録有形民俗文化財	玄界灘の漁撈用具及び 船大工用具	海の道むなかた館/ 宗像市深田	平成 22 年 3 月 11 日

■国登録文化財の概要

○勝屋酒造煙突 [登録有形文化財]

店舗兼主屋の後方西寄りに位置する煉瓦造の煙突である。基底部は一辺 1 m の正六角形平面で、高さ 13m を測る。躯体はイギリス積を基本として頂部とその下方に蛇腹を廻らし、隅部に山形鋼を添えて補強する。酒造場らしいランドマークとなる。

○勝屋酒造店舗兼主屋 [登録有形文化財]

旧唐津街道に面し、前面に下屋を通す。外壁は漆喰塗込めで両隅に隅石を表す。上下階の前面に格子をたて、下屋の軒を練形付の腕木で持ち出す。右手に通り土間を配して左手を二列の居室とし、もとミセの事務室や座敷を配する。宿場の面影を伝える造酒屋である。

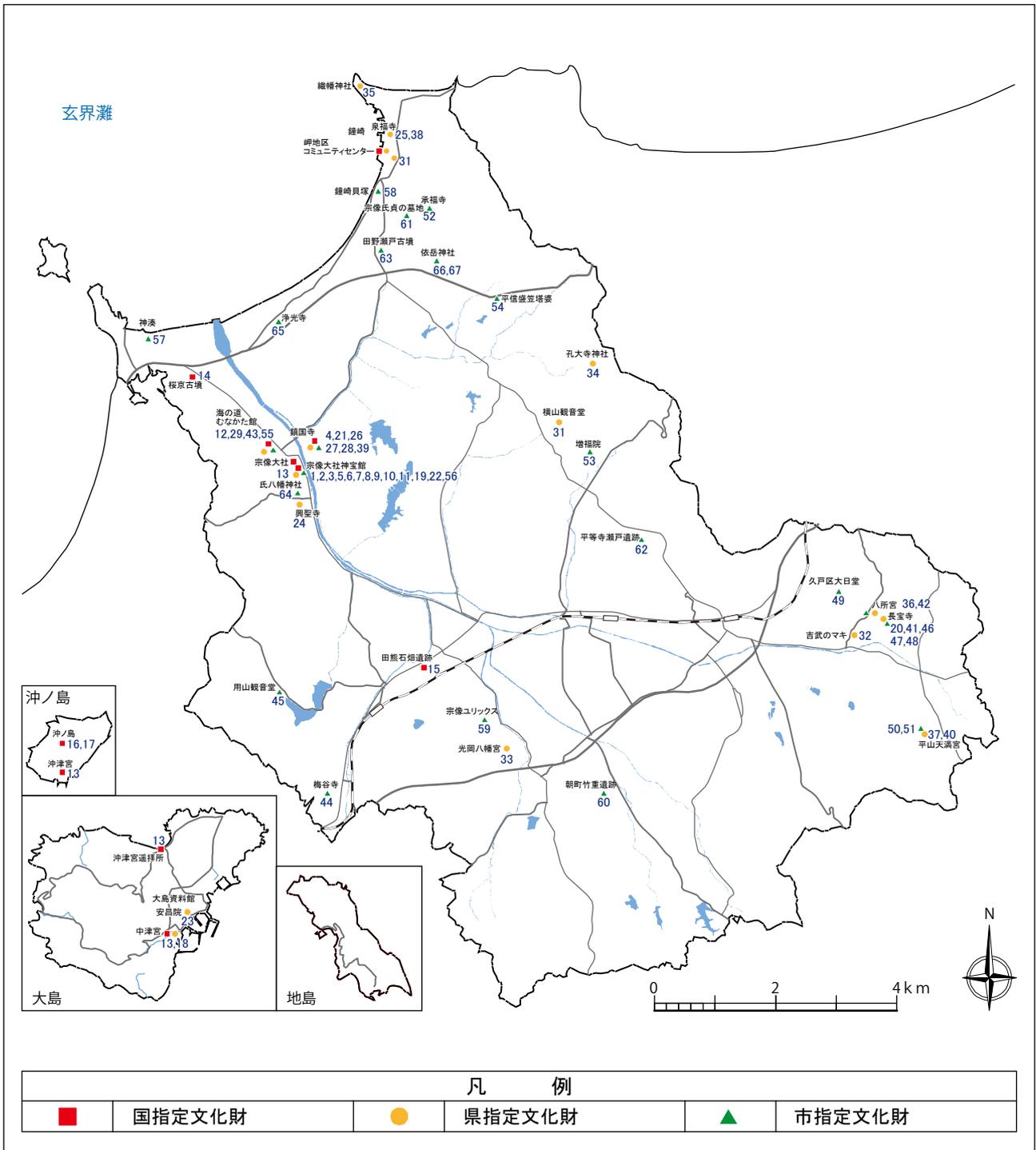
○旧出光家住宅主屋 [登録有形文化財]

旧唐津街道に面する町家で、左手の土間部は屋根を落棟とする。中央の通り土間の右手にミセ、中の間などを並べ、中の間は吹抜けとして上部に高欄を飾る。旧の土間は広く、藍甕が据えられていた。正面柱筋に摺上戸を残すなど、赤間宿の町家の形態をよく留める。

○玄界灘の漁撈用具及び船大工用具[民俗文化財]

玄界灘に面した旧玄海町の鐘崎、神湊、地島などで、使用されてきた漁撈用具と、その漁撈で活躍した木造船を製作する用具のまとまりである。豊富な魚種を対象とした多様な漁法がみられ、海女漁をはじめ、イカ釣り漁、イカ籠漁、タイ延縄漁、イタヤ貝漁、サワラ釣漁、フグ延縄漁などの用具が体系的にまとめられている。船大工用具は、これらの漁撈で用いられた木造船であるテントやマタラズと呼ばれる五枚仕立ての木造船を製作する用具類である。

図 文化財の位置



(5) 主な未指定文化財

ア 宗像大社の摂末社

○織幡神社

鐘崎の岬にある佐屋形山の山頂部に鎮座。平安初期、「延喜式」では宗像大社とともに名神大社に列せられていた神社。

○孔大寺神社

本市と岡垣町の境にそびえる四塚連山、その最高峰・孔大寺山（標高 499m）の山腹に鎮座。毎年例祭には、宗像大社の神職が献幣使として出向。

○王子神社

本市と福津市の境に位置する許斐山の山頂に鎮座。その山腹にあり往古は宗像五社の一つに数えられた熊野神社（許斐権現）の奥宮にあたる。例祭の祭典には宗像大社の神職が出向奉仕。

○的原神社

許斐山の麓、福津市八並に鎮座。御祭神の大己貴命（出雲大社の御祭神でもある）と、宗像大社の御祭神である多紀理比売命（沖津宮・田心姫神）とが神婚し、他に二人の御祭神が産まれたと記紀に記されている。例祭には宗像大社より神職が出向して幣帛が捧げられている。

○氏八満（幡）神社

宗像大社本殿後方に位置する宗像山の山腹に鎮座。宗像家の内紛によって殺害された菊姫と四人の侍女の御霊を慰めるために奉祀されたもの。田島地区の氏神として毎年お下り（御神幸）も行われている。

○葦木神社

宗像大社の西方、深田の地に鎮まり、境内には徳満神社、須賀神社が祀られている。毎年宮座祭が斎行されている。

○宇生神社

辺津宮から神湊方面に約 1.5 km のところにある牟田尻区の産土神であり、公民館横の小高い丘に鎮座。その斜面には天満宮も鎮座している。神幸祭では氏子が奴姿で羽熊を振る勇壮な姿が見られる。

イ 八所宮

宗像市赤間区吉留に鎮座する。伊邪那岐命や伊邪那美命ほか四夫婦神が祭神であることから「八所宮」と言われている。神武天皇のご神託で 674 年より現在地に祀られている。例年行われている八所宮秋季大祭は、250 人以上の御神幸行列と古式大名行列を伴う大規模なものである。

ウ 七夕伝説発祥の地

大島に鎮座する宗像大社中津宮の境内には、御嶽山を源流とする「天の川」が流れ、向かって左に「織女社」、右側に「牽牛社」という小さな祠が鎮まっており、ここで毎年「七夕祭」が斎行されている。この七夕祭は「続日本紀」、「古今集栄華抄」、「正平年中行事」にも登場し鎌倉時代まで遡るため、大島は七夕伝説発祥の地とされている。

エ 唐津街道のまちなみ

唐津街道は江戸時代に整備された街道の一つであり、長崎街道から分かれ玄界灘に沿うようにして博多等を経由して肥前国松浦郡唐津（現佐賀県唐津市）に至る。古くは、戦国時代には豊臣秀吉が朝鮮出兵の際に、その前線基地として唐津街道の終着地近くの呼子に、城を築いたことでも知られている。「筑前 21 宿」のひとつとして、造り酒屋や辻井戸、商家をはじめとする宿場町のまちなみの残る「赤間宿」と、昔ながらの民家が残る「原町」で構成されている。

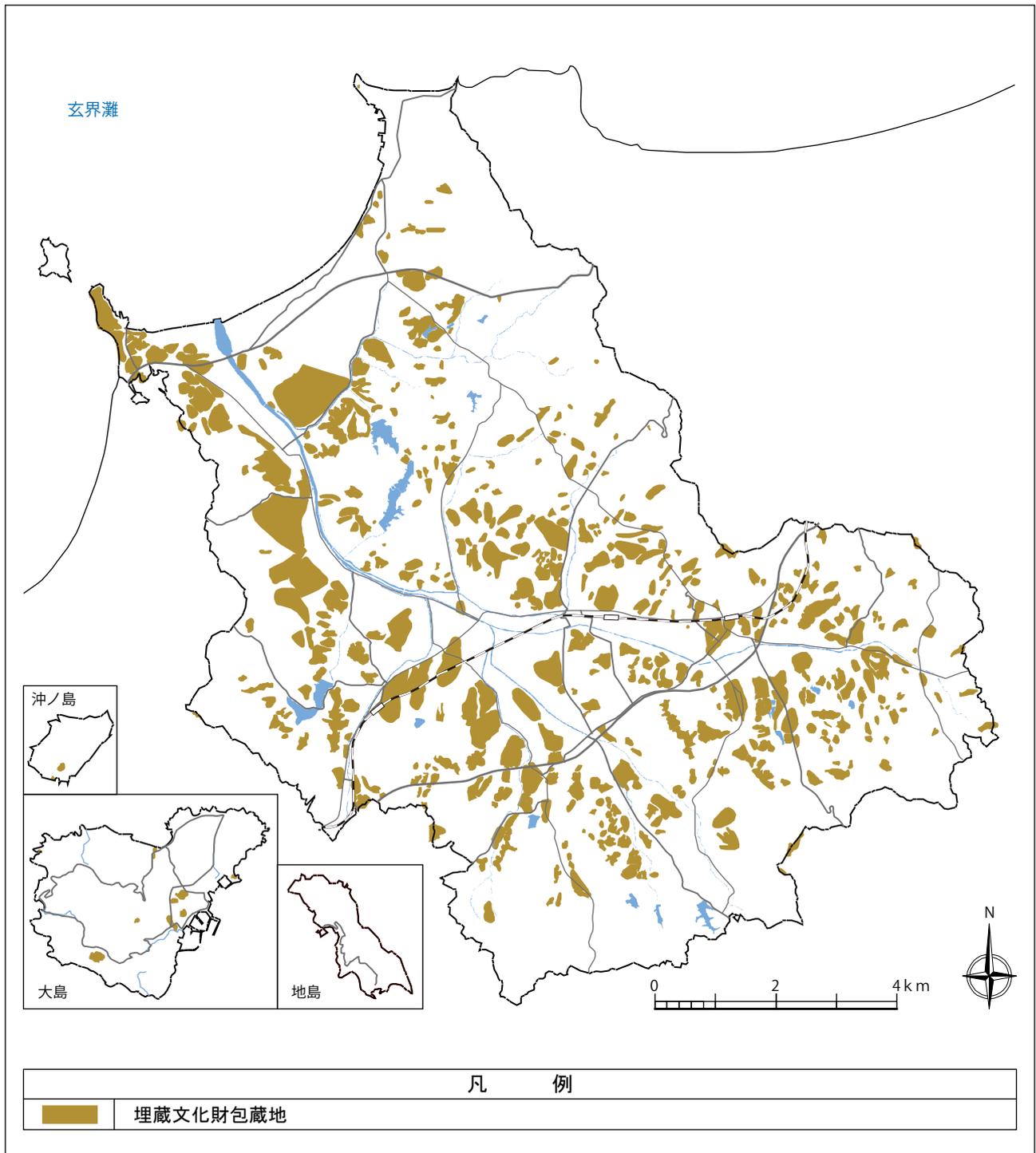
オ 埋蔵文化財

平成 29 年(2017) 4 月 1 日現在、566 地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認している。平成 28 年(2016) 度の開発等に伴う文化財の有無に係る事前審査件数は 974 件、うち試掘・確認調査を実施したのが 8 件、発掘調査に至ったのは 2 件である。近年の文化財の有無に係る照会内容については、集合住宅の建築や大規模太陽光発電に伴う土地造成が増加している。

遺跡の分布状況をみると、現在の市街地と大きく重なる部分が多く、市内を貫流する釣川を中心に分布する一群と沿岸部に分布する一群に二分できる。

縄文時代の遺跡は、沖ノ島と沿岸部、釣川上流の内陸部で数地点が確認され、弥生時代前期から中期にかけての遺跡は内陸部の釣川左岸中流域に数多く分布している。弥生時代後期の遺跡は、釣川上流の富地原地区を中心に確認できるが調査例が少ない。古墳時代になると遺跡数はさらに増加し、4 世紀中頃から丘陵上に古墳の造営が始まる。古墳時代の集落は、釣川上・中流域に向かって舌状に延びる丘陵裾の狭長な微高地一帯に分布している。釣川右岸中流域の須恵地区を中心に宗像窯跡群とも称される大規模な須恵器窯跡群が広がっている。古墳時代後期になると市内の丘陵上に群集墳が造営され、現在約 2000 基を数える。また、本市は県下でも有数といえる前方後円墳の集中地域であり、現在まで約 20 基が確認されている。古代以降の遺跡については、調査例が乏しいが、宗像大社辺津宮の周辺や内陸部の数遺跡で遺構が確認され、文字資料や和同開珎など古代銭が出土している。

図 埋蔵文化財の位置



第2章 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

■宗像市の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。そのため、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえる。

- ①：地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ②：①の活動が、歴史的価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③：①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

歴史まちづくり法に基づく上記の条件を考慮し、宗像市の維持向上すべき歴史的風致として次の4つを選定した。

1. 宗像大社にまつわる歴史的風致
2. 沿岸部の信仰・祭りにみる歴史的風致
3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致
4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

1. 宗像大社にまつわる歴史的風致

(1) はじめに

宗像大社辺津宮は、かつて「海浜」と書いて「へつみや」と呼ばれていた。これは、お宮の近くまで入海であったことを示しており、海と大陸を繋ぐ生活の拠点になっていたと推測される。現在は、入海は田畑に姿を変えているが、お宮の背後の里山やその里山の麓にある集落は昔から変わらず、今もなお良好な景観を保っている。この地域一帯の景観は、これまで地域の先人が残してきた形であり、地域が大切に育んできたものである。宗像大社で行われている年間約 40 もの祭事は、地域の先人が残してきた形（景観）と融合し、現代まで続いており、地元の誇りとなっている。これらの祭事は神社古来のものや氏子や崇敬者にゆかりのあるものである。宗像大社の祭事については、重要文化財宗像大社文書をはじめとする豊富な史料に鎌倉時代以降の詳細な記録がみられ、具体的な祭事の内容を知ることができる。中世の宗像大社は宗像大宮司家のもとで神社が最も繁栄した時代で、年間を通じ数多くの祭事が行われていた。『正平二十三年宗像宮年中行事』（1368）によると本社・末社を合わせて年間 5921 回もの祭事が行われていた。特に、宗像大社^{へつみや}辺津宮で 10 月 1 日から 10 月 3 日にかけて行われる秋季大祭と 12 月の古式祭^{こしきさい}、大島の中津宮で 8 月 7 日に行われる祭事や宗像三女神信仰は氏子や崇敬者たちに千数百年間支えられながら続いてきた宗像大社の歴史を最も感じることもできる祭事である。

(2) 宗像大社について

宗像大社は九州本土から約 60 km 離れた沖ノ島に位置する^{おきつみや}沖津宮と九州本土から約 11km 離れた大島に位置する^{なかつみや}中津宮、九州本土に位置する^{へつみや}辺津宮の三宮の総称で、全国で約 6400 社ある宗像三女神を祀る神社の総本社である。

三宮には宗像三女神がそれぞれ鎮座しており、^{たごりひめのかみ}沖津宮には田心姫神、^{たぎつひめのかみ}中津宮には湍津姫神、^{いちきしまひめのかみ}辺津宮には市杵島姫神が祀られている。このほか、大島に位置する^{たごりひめのかみ}沖津宮遙拝所を含め境内地すべてが宗像神社境内として昭和 46 年(1971)に国の史跡に指定されている。

『古事記』『日本書紀』には宗像三女神の誕生を伝える神話が載せられており、宗像三女神は「^{かいほくどうちゅう}海北道中」に鎮座する^{みちぬしのむち}「道主貴」、つまり宗像地域から朝鮮半島へ向かう海域を守る神とされる。これを裏付けるように沖ノ島では、航海の安全を願って 4 世紀後半から 9 世紀にかけて、約 500 年間国家的祭祀が続けられた祭祀遺跡がみつかり、7 世紀後半以降は大島の中津宮周辺や九州本土の辺津宮周辺でも祭祀の痕跡が確認されている。さらに、宗像三女神は^{あまてらすおおみかみ}天照大神から「天孫を助け奉りて天孫のために祭られよ」と命令を受け、国家を守護し、国家による祭祀を受けるべき神として位置づけられてきた。

宗像大社は今日、航海安全だけでなく、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている神社である。



沖ノ島

(3) 宗像大社にまつわる歴史的風致に関連する建造物

ア 宗像大社沖津宮

沖ノ島は島全体が御神体であり、タブノキを主体とする鬱蒼とした照葉樹林は「沖の島原始林」として国の天然記念物に指定されている。社殿は高さ 10m を超える巨岩群の一角にあり、巨岩に左右を挟まれた状態で立地し、本殿と拝殿・幣殿・神饌所の機能をもつ建物で構成される。本殿には宗像三女神のうち田心姫神が祀られている。江戸時代の社殿の様子は、第 4 代福岡藩主黒田綱政が描いた「沖ノ島図」（17 世紀後半～18 世紀前半）にみることができる。

現在の社殿は昭和 7 年（1932）に建て替えられたもので、当時の設計書には「様式 沖津宮造り」という新たな様式名が記されていることから、当時、沖ノ島に位置する沖津宮に相応しい社殿を創り出そうとしていたことがわかる。また、木材などの資材運搬については地元氏子の勤労奉仕により行われた。昭和 7（1932）年 1 月 26 日に神湊に到着した木材は神湊地区の住民によって荷揚げ後、加工場のある辺津宮の作業場まで運搬され、沖ノ島への運搬は大島の漁師組織である「沖ノ島仲間」の協力によって漁船で沖ノ島まで運ばれた。このほか、設計や施工に関しても地元建築家や宮大工が関わるなど、神社のために地域が一体となってこの事業を成し遂げた。



宗像大社沖津宮本殿

イ 宗像大社中津宮

中津宮は九州本土から 11 km 離れた人口 700 人ほどの福岡県最大の島の南西部に位置している。中津宮は宗像三女神のうち湍津姫神が祀られ、境内は宗像神社境内として国の史跡に指定されている。沖津宮は 14 世紀後半ごろに成立した『宗像大菩薩縁起』において大島に 23 の中津宮末社を確認できることから、少なくとも鎌倉時代末頃には建造物が建てられていたと推測できる。弘治 2 年（1556）「大島第二宮年中御神事次第」では、御嶽神社を「上宮」、中津宮を「本社」と記しており、少なくとも 16 世紀には、御嶽神社と中津宮社殿が並立する現況のような境内が形成されていた。中津宮本殿は平成 9 年（1997）の解体修理に伴う調査によって承応 4 年（1655）の年紀をもつ墨書が発見されたことから、この時期に造営された可能性が高い。近世の境内の様子を示すものとして、江戸時代後期の『筑前国続風土記附録』「大島図」がある。図には中津宮本殿・拝殿を中津宮本社とし、その周辺に末社が描かれている。また、境内の前面である階段下には 2 つの中島を持つ池やそこに架かる橋、鳥居があり、境内西側を流れる天ノ川や牽牛社、七夕社、天真名井が描かれており、現在もほぼ当時の姿のまま現在に至っている。



宗像大社中津宮（福岡県指定有形文化財（建造物））

ウ 宗像大社辺津宮

九州本土の田島地区に位置する辺津宮は『古事記』『日本書紀』に「^{へつみや}邊津宮」と記載された場所で、この場所では8世紀から9世紀にかけての沖ノ島祭祀遺跡と同様の遺物の散布が確認されていることから、この時期にはすでに宗像大社沖津宮・宗像大社中津宮・宗像大社辺津宮の宗像三宮が成立していたと考えられている。三宮では祭祀の形態が変化する過程で後に社殿が建てられたとみられている。辺津宮における社殿の記録は中世になって初めて確認できる。12世紀初めに社殿の消失、再建を記した記録があり、また、近世初頭の「宗像社頭古絵図」は辺津宮境内を描いた最古の絵図で、中世の境内の状況を最も良く表している絵図とされる。その後、宝暦3年（1675）に境内が整備され、現在まで大きく変わることなく維持されている。元々あった本殿拝殿は弘治3年（1557）に焼失したが、本殿は宗像氏最後の^{うじさだ}大宮司宗像氏貞によって天正6年（1578）に再建された。さらに拝殿は大宮司家断絶後、筑前国に入城した小早川隆景によって天正18年（1590）に再建され、修理修復を繰り返しながら現在に至っている。なお、本殿・拝殿は国の重要文化財に指定されている。また、本拝殿の周囲には宗像地域の75の末社が祀られており、これらの社殿は18世紀前後に建てられたとみられている。

辺津宮は九州本土に位置することから、数多くの参拝者で賑わいをみせるとともに、宗像大社における神事を中心として今もなお多くの人の信仰を集めている。



宗像神社辺津宮及び本殿（国重要文化財（建造物））

エ 宗像大社沖津宮遙拝所

大島の北側沿岸部の岩瀬地区に位置する沖津宮遙拝所は本殿を持たず、御神体である沖ノ島を直接拝むために拝殿のみが建てられた。宗像神社境内として国の史跡に指定され、『宗像神社史』によると、江戸時代に沖津宮を奉斎する社家の家系である一ノ甲斐河野氏が常時の祭祀を執り行うため、屋敷を構える大島に沖津宮遙拝所を設けたことがその起源であるとされる。境内には「^{おき}澳島拝所」と刻まれた石碑に「寛延3年（1750）」と刻まれていることから、この頃には沖津宮遙拝所は存在していたと考えられる。近世以降の境内の様子を示すものとしては江戸時代後期の『筑前国続風土記附録』「大島図」にはほぼ現在の位置に沖津宮遙拝所をみることができる。明治時代の「明治八年沖津宮全図」には遙拝所・末社正三位社・神饌所・奉幣使幄舎・神官控所などの建物や灯籠・垣が設置されていたが、神饌所・奉幣使幄舎・神官控所は昭和2年（1927）の遙拝所改造に伴い撤去された。現在の遙拝所は昭和8年（1933）に改築されたものである。



宗像大社沖津宮遙拝所



遙拝所拝殿から沖ノ島方向をみた様子

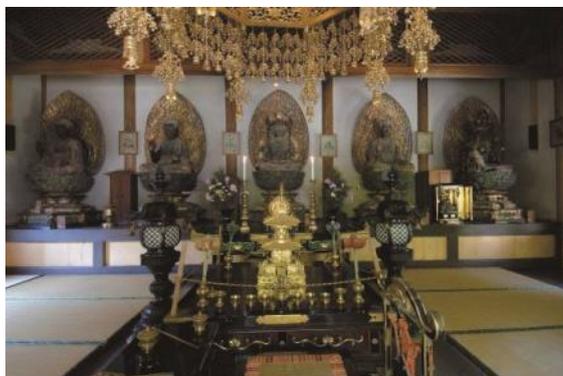
オ 鎮国寺本堂

鎮国寺は、弘法大師空海の開山と伝えられる真言宗の寺院で、宗像大社辺津宮の東側を流れる対岸の山の中腹に位置する。寺の由来を記した『寺院帳』によると、創建は鎌倉時代中期、弘長3年（1263）に時の領主宗像大宮司長氏が土地と本堂を寄進して、僧の皇鑿こうがんに寺を創建させた。以来、鎮国寺は、宗像大社の神宮寺として栄えた寺院で、現在も祭事の際には互いの神職や僧が出席するなど両社の関係は深い。

季節の花々や木々に囲まれた境内には悠久の歴史を物語る数多くの文化財が残されている。市指定有形文化財の鎮国寺本堂は、永禄10年（1567）に大友勢の侵攻によって消失した本堂に代わって江戸時代前期の慶安3年（1650）に福岡藩の2代藩主黒田忠之くろただだゆきが再建させたものである。当初は茅葺の堂だったが、昭和53年（1978）の修理によって銅板葺になり、部材の大部分は再建時のものと考えられる。建物内には鎌倉時代から南北朝時代に制作された福岡県指定有形文化財の宗像五社本地仏が安置されている。本地仏とは、仏や菩薩が人々を救うために神となって現れるとする「本地垂迹説ほんちすいじゃくせつ」に基づいて製作された仏像で、5体の仏像にはそれぞれ宗像三神（田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神）と許斐権現神社の御祭神三所権現さんしょと織幡神社御祭神竹内宿禰たけうちのみの名が付されている。



鎮国寺本堂（宗像市指定有形文化財）



宗像五社本地仏（福岡県指定有形文化財）

（4）みあれ祭・秋季大祭にみる歴史的風致

秋季大祭は10月1日から3日間宗像大社辺津宮で行われ、宗像大社の祭事の中で最も賑わいをみせる祭事である。秋季大祭は中世の神事「御長手神事」を参考に昭和37年（1962）から新たに付け加えられた「みあれ祭」で幕を開ける。

宗像大社辺津宮で行われている秋季大祭は『応安神事次第』（1375）によると宇佐八幡宮と石清水八幡宮の儀式を倣って始めた放生会に由来すると言われる。『宗像大菩薩御縁起』（鎌倉末期成立）によると、当時は旧暦の8月13・14・15日に放生会が行われていた。その後、放生会は延宝8年（1680）に9月1日に変更され、明治時代以降は、太陽暦の採用によって10月1日に変更された。地元では、「田島様」「田島放生会」と呼ばれ親しまれ、古くから続く祭事である。



みあれ祭の海上神幸

ア みあれ祭の再興

「みあれ」とは、新たに生まれることをいう。宗像大社は沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮からなる神社で、沖津宮の田心姫神、中津宮の湍津姫神、辺津宮の市杵島姫神が年に一度お会いになり、新たな神として「御生まれ」になるという祭事である。

今日みられるみあれ祭の再興は、出光興産の創始者である宗像市出身の出光佐三が会長となった「宗像神社復興期成会」（昭和17年（1942）結成）によって再興されたものである。みあれ祭の再興にあたっては、『正平二十三年年中行事』（1368）の御長手神事が参考にされた。

「御長手」の起源については『宗像大菩薩御縁起』（時代不詳鎌倉末期か）に記されている。

再興に際しては、宗像七浦（大島・地島・鐘崎・神湊・勝浦・津屋崎・福間）の漁民が協力すると共に、沖ノ島の祭事を支えてきた大島の住民によって海洋神事奉賛会も発足するなど、地元住民も一体となって新たに始まったみあれ祭を支えた。



放生会の開催を伝える記事
(昭和37年（1942）：社報「宗像」より)



みあれ祭再興を伝える記事
(昭和37年（1942）：社報「宗像」より)

イ 現在のみあれ祭

① 沖津宮神迎え神事

10月1日のみあれ祭に先立って沖津宮の田心姫神を大島の中津宮に迎える沖津宮神迎え神事が行われる。例年9月中旬に行われる。前日には宮司以下3人の神職が大島に渡り、神様をお迎えする大島の御座船の船長らも参列して「渡島祈願祭」が行われる。神様をお迎えする御座船に選ばれることはとても名誉なことであるという。

翌朝午前6時に「国家鎮護」の大幡、紅白の吹き流



御座船

し、船首に波切御幣をつけた御座船に関係者が乗船し沖ノ島へ向かう。

午前8時前に沖ノ島に到着し、海中で禊を行った後、沖津宮本殿での出御祭の後、神職が神璽を捧持してお祓いをしながら参道を下り御座船に向かう。一行は簡単な直会の後、大島へ向かう。

正午頃に大島に到着。大島駐在員の先導を受けながら中津宮まで陸上神幸を行う。中津宮到着後、入御祭が行われる。



大島へ到着した神璽を中津宮へお運びする陸上信仰

② 総社地主祭・宵宮祭（9月30日）

みあれ祭の前日、午後6時より大祭の無事を祈る宵宮祭が行われる。

③ 秋季大祭、みあれ祭（10月1日）

午前8時30分の出御祭の後、沖津宮の田心姫神、中津宮の湍津姫神は、輦台に奉載され大島と鐘崎の地元の青壮年の人たちによって大島港まで運ばれる。沖津宮の輦台を昇くのは鐘崎の青壮年、中津宮の輦台を昇くには大島の青壮年の人たちである。青壮年はちは白衣・白袴・白足袋に黄色の袍をつけ烏帽子を被り白鉢巻の装束を身にまとふ。輦台に各8人の昇手と奉行がつく。神門を出たところから大島小学校の鼓笛隊に先導され行列で港に向かい御座船に載せられる。

この間、大漁旗をなびかせて大島港に集結した漁船の中では「お神酒あげ」が行われている。前日釣って生け簀に生かしておいた魚を刺身にしたもの、うに飯などのおむすび、お重には煮しめや白蒲鉾、卵焼きなどの御馳走、地酒などが振る舞われる。船には家族・親族の男性のみが乗り込むが、一般の人を乗せてはならない決まりになっている。

午前9時20分、打ち上げ花火を合図にまず先導船が出港した後、外港で隊列を整え、沖津宮先導船、沖津宮御座船、中津宮先導船、中津宮御座船の順で神湊へ向かう。その後に供奉船、供奉船の後ろには波切御幣のつけ飾りをした各浦の随行船がつく。現在では、七浦だけでなく波津・芦屋・相島・新宮などの船も参加している。



漁港から中津宮までの陸上神幸経路



大島から神湊までの海上神幸（みあれ祭）経路

午前10時に辺津宮での出御祭を終えた辺津宮の市杵島姫神は神湊を御発輦。御座船に載り、海上で二神を迎える。二神が到着後、三艘は神湊と鐘崎の間のナギノマに停泊し、供奉船が右回りで旋回しながら御座船にお賽銭を投げ入れる。この時は、みあれ祭の中でも最も盛り上がりを見せる場面である。

午前10時30分、御座船は神湊に入港し、三基の輦台は頓宮へ行列で神幸する。

午前10時50分に頓宮祭が行われる。神璽は輦台から出され再び陸上神幸が始まる。輦台を宗像大社氏子青年会の青年が神湊郵便局までお運びし、玄海小学校の児童による稚児行列も神幸に加わる。

午前11時40分、辺津宮の鳥居前で車を降りた神璽は3人の神職が捧げ持ち、露店並び賑わう参道を通って神門をくぐり、拝殿正面から昇殿して本殿に安置される。

宮司の祝詞奏上ののち、昭和53年(1978)に指定された市指定無形民俗文化財の主基地方風俗舞が奉納される。主基地方風俗舞は昭和天皇の即位に際して最初の新嘗祭である大嘗祭の主基斎田に福岡県早良郡脇山村の田が選ばれた。その際、主基地方の風俗舞として舞われたもので、福岡県下で保存伝承する趣旨から昭和4年(1929)に宗像大社に特別に下賜された。昭和53年(1978)に主基地方風俗舞保存会が結成され、今日では地元^{なおり}に根付いた秋季大祭を彩る行事のひとつとなっている。その後、玉串拝礼では宮司に続き、かつての神宮寺鎮国寺の寺僧が拝礼する。

みあれ祭が終わると浦に帰って直会^{なおり}をすところもある。鐘崎地区では「ノウヒマチ」(縄日待)といい、部落ごとに公民館に集まり、鉢盛、会席弁当などを用意し、織幡神社宮司のオガミアゲの後、直会が行われる。鐘崎はこの日は一日「漁止め」とされている。

④ 秋季大祭2日目(10月2日)

午前8時に神門前の馬場で流鏝馬神事が行われる。この流鏝馬は的を射ることを目的とせず、「矢を拾うと子宝に恵まれる」ということで、参拝者が落ちてきた矢を競って拾って持って帰る光景が広がる。

午前11時、秋季大祭二日祭が本殿で斎行される。郡内神職奉幣、氏子奉幣などの後、翁舞が奉納される。

午後2時、境内にある末社すべてに献灯、供物、祭典が行われる。

⑤ 秋季大祭3日目(10月3日)

午前11時から本殿で祭典が行われる。玄海中学校2年生の女子生徒4人が浦安舞を奉納する。その年に舞った生徒が次の舞手を決める形で代々受け継がれてきた伝統がある。練習は春季大祭の2カ月前か



頓宮に到着した沖津宮・中津宮・辺津宮の三神



神湊から辺津宮までの神幸経路

ら行い、春季大祭と秋季大祭で奉納している。

午前 11 時 40 分、高宮祭、第二宮祭、第三宮祭、宗像護国神社祭が行われる。

午後 6 時から高宮神奈備祭が行われる。高宮神奈備祭は秋季大祭の締めの中世 12 月 25 日に行われていた「八女神事」を再興させたもので、氏子青年会の先導により参列者で繰り返し奉唱し、舞が行われる。氏子青年会は旧宗像郡の青壮年の会で、先祖代々の氏子に加え新住民も参加している。仕事も、サラリーマン・商業・工業・漁業と様々であり、宗像大社を支える組織として活躍している。

このように、宗像大社の秋季大祭では、様々な場面で崇拝者や氏子が積極的に祭事にに関わり地域住民の理解と支援のなか地域の祭りが形づくられている。



多くの参拜者で賑わいをみせる境内

(5) 古式祭にみる歴史的風致

宗像大社辺津宮は釣川河口部の東側を釣川が流れ、西側に釣川に平行して走る標高 100 前後の山並に挟まれた地点に位置している。辺津宮の周囲には田園風景が広がり、大字を田島と言う。このことから、辺津宮は長らく田島宮と呼ばれていた。現在の古式祭は 1 年の収穫を感謝する祭として 12 月 15 日に近い日曜日に行われている。辺津宮で行われる古式祭は江戸時代以来、秋の収穫に感謝し、地元氏子が役割を担って毎年準備を進めてきた祭事である。

ア 農業の神としての宗像大社

辺津宮は江戸期以来、田島村の村氏神的性格も持っており、古式祭は秋の収穫を氏神に感謝するという旧田島村の宮座という意味もあった。古式祭をみると宗像三神は交通や漁業の神としてだけでなく、農業神的側面も持ち合わせていることが分かる。

『津屋崎の民俗』(1998)によると旧宗像郡内である福津市の沿岸部に位置する津屋崎地域の本村や塩浜といった農村では、田植えが終わった 7 月頃に集落の浜辺において、各家で準備した神酒・赤飯・なます等の神饌を備え、田植えが無事終えたことを感謝し、家族の無病息災を祈り、宗像大社沖津宮の位置する沖ノ島を遙拝していたことが書かれている。これを「沖ノ島籠り」と呼ぶ。また、『昔騙り福間あこのころ』(1992)によると浜辺の地域だけでなく内陸部の手光地域でも「沖ノ島籠り」を行っていた。



古式祭祭典経路

イ 古式祭の歴史

古式祭は明治時代以降に称するようになったもので、それ以前は、宗像祭や惣社祭と呼ばれ、旧暦の11月15日に行われていた。『筑前国続風土記附録』(1793)では宗像祭の名で祭事をみることができる。宝暦8年(1758)の『御宮霜月祭帳』によると、田島村は4組に分かれ、この祭に奉祀していた。

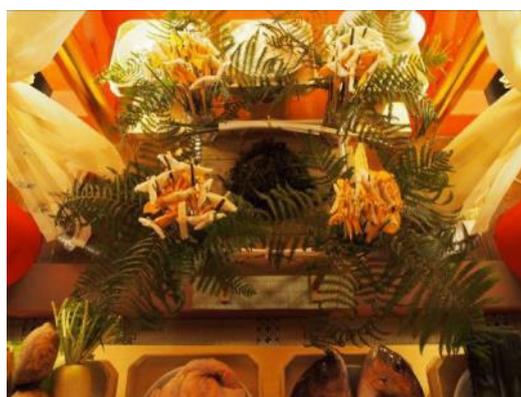
ウ 現在の古式祭

現在、古式祭は田島地区の上殿・福田・吹浦・片脇・本村・宿谷・山下・飛松の8組が毎年交代しながら当番を務めている。元来は田島地区の行事だったが、今は田島地区の当番を中心に「古式祭御座保存会」が結成され維持されている。供物や料理は田島地区の人が準備をしているが、お座には一般の人でも参加できるようになっている。

エ 神饌(しんせん)

古式祭では三女神それぞれに「御菓子」と呼ばれる神饌が準備される。

台盤の中央には江口の浜で採られたゲバサモがあげられる。ゲバサモは江口地区の住民が準備する。ゲバサモはホンダワラに似た食用の海藻「アカモク」で、宗像の名産品としても知られている。神饌には生のゲバサモをあげ、お座では、調理味付けした藻が出される。台盤の四角にはコップ状の竹籠が置かれる。この中には新蕪を半紙で包んで差し込み、これに竹串に扇状に切った九年母くねんぼ(柑橘類の原種の一つ)と1辺3cm程度に切った菱餅を挿す。『宗像神社史 下巻』(1966)によると菱餅・九年母のほかに昔はノシアワビも挿していたという。以前は九年母が吉田地区から、菱餅は多礼地区からあがっていたそうで、海や里に恵まれた宗像の産物で神饌が準備されていた。現在、九年母は辺津宮境内の高宮下で栽培され、菱餅は田島総代が新米をついて準備をしている。



神饌



ゲバサモ

オ 祭典

祭典は辺津宮本殿および拝殿で行われる。午前6時に齋館で祓を済ませた宮司以下役員、祭員に続いて、田島区長・古式祭当番代表・江口区長・江口当番代表・氏子総代会長などが拝殿へ参進、昇殿する。幄舎には一番座に座る人々が着座する。修祓に続き、宮司が五穀豊穰を感謝する趣旨の祝詞をあげ、その後「古式祭古歌」が祭員一同によって奉唱される。奉唱が終わると玉串奉奠をして本殿での祭典は終了する。



祭典

カ 御座

準備は前日から行う。田島総代は前日の8時30分までに集合し、神饌や御座の準備を行う。当番は午後8時に宗像大社に泊まり込み、翌朝早朝に潔斎をして白衣に着替える。座に奉祀する給士人は男性のみである。この座に奉祀するために帰省する人もあったことから日曜日に古式祭を行うようになったとも言われている。料理の材料は宗像大社で手配し、調理は当番の組の女性が早朝4時30分より行う。

御座は清明殿で行われる。当日5時より一般のお座券の売り出しがはじまる。座は6時30分にはじまり、1番座から5番座までである。4番座には当日行われる鎮火祭に参列する消防団関係者、5番座には田島の御座関係者が座る。座は清明殿で行われる。神座に神台が一台改めて供えられ、その前の正座に新筵（コモ）が敷かれ、中央に宮司が座る。左右にはゲバサモを持ってきた江口の代表が座る。正面右上座には神職、左上座には太鼓が据えられている。大広間に机が4列並べられ、座に参加する人はコモの上に着座する。

一同着席後、太鼓が一鼓打ち鳴らされ、神職がお祓いを行い、次に白衣白袴の当番が頭を垂れた座の参加者の上を御幣で祓っていく弊引きが行われる。その後、御神酒をついでまわり神酒拝戴を行い食事に移る。食事では当番が桶に入った味噌汁をついでまわり、菱餅をのせた紙の上に供物である味をつけたゲバサモを分けてまわる。食事中にはくじ引きが行われ、翁面・神杯・干支鈴・中木札・小木札が賞品として渡され、全員には開運小守が授与される。食べ終わる頃に再び太鼓の打ち込みがあり、一鼓の後解散となる。

早朝5時にゲバサモを届けた江口地区の住民は宗像大社から御礼に神酒二升をもらい、地区に戻る。地区では氏神の辻八幡宮にゲバサモを供えて祭を行った後、公民館で座が行われる。江口地区は6組あり、1年ごとの交代で当番を務めている。



御座料理



弊引き

(6) 七夕祭りにみる歴史的風致

中津宮で最も盛大な祭事は8月7日に行われる七夕祭りである。七夕祭りは志賀海神社など海の神を祀る神社で盛んであり、かつて海を航海した海人たちの信仰の名残とも考えられている。

ア 歴史

『応安神事次第』(1375)には、「七月七日 七夕虫振神事」『大島第二宮年中御神事次第』(1556)「七月七夕」、『大島第二宮年中御供米之事』(1553)には「七月棚織」、『第二宮御神事次第』(1692)には「七夕棚機御神事」と見ることができる。

江戸時代には貝原益軒により七夕祭りのことが紹介されている。『筑前国続風土記』(1703)巻16宗像郡上大島の条に「社前に天の川流。この川御嶽の下よりいつ。その川のはた左右にわかれて、牽牛・織女二星の小社あり。川をへたてたり」と記しており、現在も中津宮に向かい右手に牽牛社が、左手に織女社が天の川を隔てて位置している。

イ 現在の七夕祭り

現在の七夕祭りは「元気な島づくり事業推進協議会」からなる大島住民の協力により、早朝より準備が進められる。当日は中津宮周辺、大島港渡船ターミナルから緑地公園まで道路沿いに七夕飾りの笹竹が立てられる。また境内前には七夕の笹竹が立てられ、さまざまな願いが書かれた五色の短冊で飾られる。夕刻からはイベント会場の緑地公園でコンサートなどが行われる。日が沈み始めると中津宮境内の竹灯にロウソクやペンライトが点灯される。ペンライトも多く使用され、釣りなどで使われるものを使用しており大島らしい光景



七夕踊り

である。また、牽牛社から織女社の中の空にはチューブが渡され、赤い発光液が牽牛社から織女社に向かって流れ到達する仕掛けもあり、時代に合わせた祭の演出が行われている。

祭典は中津宮境内から織女社に向かって棚を設え、スイカや季節の野菜、魚などを供え両脇に笹飾りを立てる。笹には着物形の短冊を吊す。祭事後は境内の鳥居を囲んで輪になり七夕踊りが行われる。また七夕にちなんで、毎年、書道の上達を祈って七夕揮毫会が催されている。

(7) 宗像信仰にみる歴史的風致

宗像三宮のひとつ沖津宮の位置する沖ノ島とその周辺の海域は好漁場で、島は豊漁をもたらしてくれる存在であると共に、漁民の命や生活を守る「神宿る島」として信仰を集めてきた。大島地区の漁師たちは、沖ノ島のことを「宝の島」、鐘崎地区の人は「沖ノ島でメシを食わせてもらっているようなもの」という。沖ノ島周辺で漁を行う漁師たちは、よい魚が獲れた時は必ず献魚する。



遙拝所拝殿から沖ノ島方向をみた様子

漁師の間には島を守るため、古くから厳格に守られ

てきた掟（^{きんき}禁忌）がある。漁師たちは不要に沖ノ島へ上陸しない。これは、御神体である沖ノ島への畏敬の念の現れである。やむを得ず沖ノ島に上陸するときは、手前にある岩礁の小屋島と御門柱・天狗岩の間を通る慣例があり、その時に拍手をうったり、海に神酒を注いだりする。これは、御神体である沖ノ島の前面に位置する2つの天然岩礁を神門に見立てた行為といえ、江戸時代中期の『筑前国続風土記』にこれらの岩礁が「本社の御方」を向いた「鳥居」「神門」に見立てられたことに由来するものと考えられている。また、島へ上陸するときは全裸で禊を行い、体を清めてから上陸する。島内では陸地での用便、ツバを吐くこと、島の木を伐ること、島のものを持ち出すことが一切禁止されてきた。

大島の漁師に話を聞くと「沖ノ島は大島の漁師が守ってきた」とよく耳にする。そのため、大島では老若男女問わず多くの人々が沖ノ島を信仰している。沖津宮遙拝所では、普段渡島することができない、女性や子供、高齢者が沖ノ島を遙拝する姿をみることができる。また、漁に向かう際、漁師たちは漁の安全を願い中津宮の前を通るときは船上から拝む。島では新しく船を造船し、漁に向かうとき中津宮に向かって挨拶を行い、海上で鳥居に向かって3回左回りを行う。大島では宗像の神に対して豊漁に感謝し、漁で獲れた魚を1日と15日に献魚する慣例がある。献魚があった時には新鮮な魚が神前に供えられる。

大島地区の漁師たちは沖津宮神迎え神事として御座船で宗像大社の神職と共にみあれ祭の約1か月前に沖津宮の田心姫神を大島の中津宮に迎える。みあれ祭では、宗像大社を信仰する宗像七浦などの船団が沖津宮の田心姫神と中津宮の湍津姫神を載せた神輿を2隻の御座船で神湊まで供奉する。この日は必ず「漁止め」で、漁は行わない。海の恵みを与え、命を守ってくれる宗像神への感謝と信仰の現れといえる。みあれ祭に参加した船には、宗像大社の御札が授与され、船内に大切に祀られており、漁師たちは来年のみあれ祭までの1年を生まれ変わった神と共に新たな気持ちで漁を行う。



中津宮での神迎え神事

(8) まとめ

『古事記』『日本書紀』に記載され全国に約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社である宗像大社は、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮に位置し、古くから航海安全やあらゆる道を司る神を祀る神社として多くの崇敬を集めてきた神社である。

宗像大社の歴史は古く、4世紀後半には沖ノ島で航海安全のための国家的祭祀が行われ、8世紀後半には中津宮や辺津宮でも祭祀が行われていたこと。中世は宗像大社が最も栄えた時代で、年間5921回もの祭事が行われていた記録が残る。現在まで伝えられて来た秋季大祭やその中で行われるみあれ祭、古式祭や七夕祭りは、宗像大社の繁栄ぶりを垣間見ることのできる祭事である。

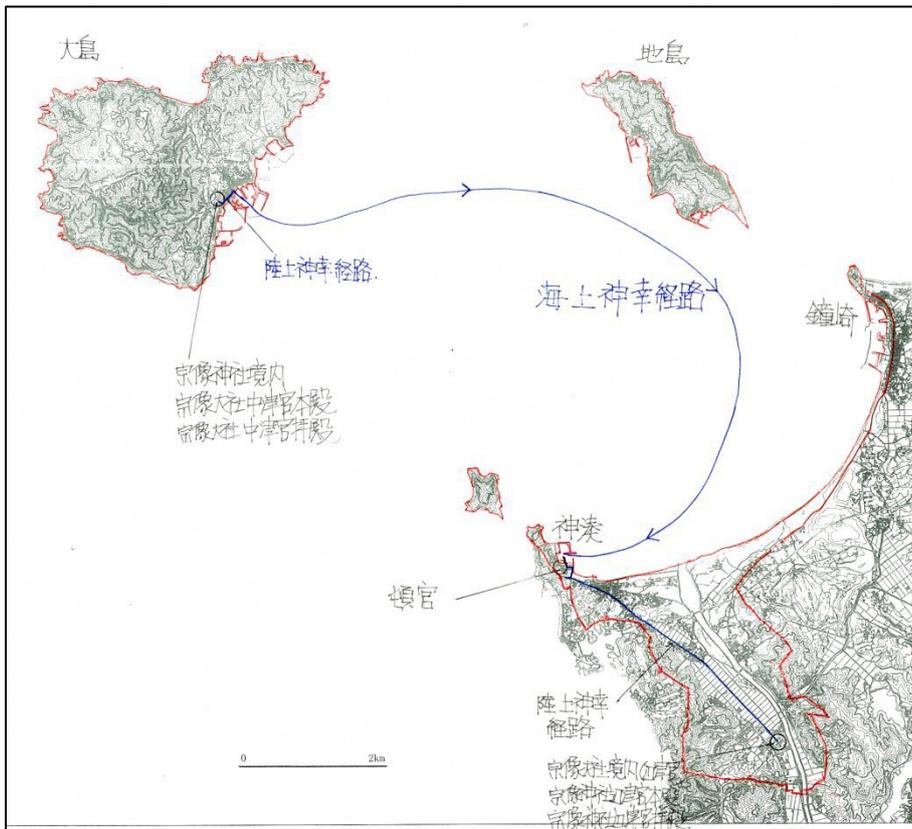
また、長い歴史の中で宗像大社を支えてきたのは、地元氏子や崇敬者たちであるといつてよい。今もなおこの地域には宗像大社を大切にしている気持ちが世代を超えて脈々と受け継がれ、宗像大社への信仰や畏敬の念が息づいている。宗像市には神社と地元氏子や崇敬者たちが一体となつて行う宗像大社の祭りと神社周辺には海や山、平野には田畑が広がり、そこで暮らす人々の息遣いが聞こえる市街地景観が一体となつた神の存在を身近に感じることのできる良好な歴史的風致が形成されている。



宗像大社（沖津宮、中津宮、辺津宮）位置図



宗像大社にまつわる歴史的風致の範囲 (宗像大社沖津宮)



宗像大社にまつわる歴史的風致の範囲 (大島、地島、九州本土)

2. 沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致

(1) はじめに

宗像地域の近海は古来より漁業資源に恵まれ、人々は豊かな生活を送ってきた。本市の北側玄界灘沿岸部に位置する鐘崎地区と神湊地区、離島の^{おおしま}大島、^{じのしま}地島では現在も多くの人々が漁業を生業とし、鐘崎漁港の魚の水揚量は県内で最大である。古くは縄文時代の鐘崎（上八）貝塚や古墳時代の浜宮貝塚に海と共に暮らしてきた人々の生活の一端を垣間見ることができる。海の豊かな恩恵を受ける一方で、「板子板一枚下は海地獄」と言われるように、海と共に暮らす人々は常に死や危険と隣り合わせだった。市北東部沿岸部や大島・地島にみられる信仰や祭事には、海に暮らす人々の海からの恵みに対する感謝と自然や万物に対する畏敬の念が込められている。これらの地区では日々の暮らしの中で豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様がいて、その信仰や風習が今も息づいている。

(2) 海と共に生きた歴史

沿岸部に暮らす人々の歴史は古い。鐘崎地区の南西の松に覆われた砂丘上に位置する鐘崎（上八）貝塚は縄文時代後期の貝塚で、縄文時代の沿岸部における人々の生活がわかる。そこからは縄文土器と共にサザエやアサリなどの貝をはじめ、石鉚や骨製釣り針などの漁撈具がみついている。古墳時代には神湊地区の浜宮貝塚がある。浜宮貝塚は宗像大社の浜宮が位置する砂丘を中心に広がっている。現在は住宅が立ち並んでいるが、畑などの地面をみると、無数の貝殻が散乱している。昭和46年に筑紫野史学研究会によって発掘調査がなされ、サザエやアワビ、鉚などの漁撈具がみつかった。この浜宮貝塚は、当時沿岸部に暮らす人々の拠点集落と考えられ、多くの人々が海と共に暮らしていたことが伺える。

江戸時代には宗像沿岸の集落は宗像七浦（鐘崎・大島・地島・神湊（宗像市）・津屋崎・福間・勝浦（福津市））と呼ばれ、漁業が盛んな土地であった。神湊では浜宮の鳥居にイワシの地引網が隆盛を極めていたことが刻まれている。鐘崎では海女漁が盛んで、この地は日本海沿岸の海女発祥の地としても有名である。地島では、網漁が盛んで、コチ・ブリ・タナゴ・マグロが捕られていた。大島は江戸時代前期の慶安（1648～1652）年間に藩主に献魚を行った記録があり、タイ地引網・イワシ地引網が盛んであった。また、幕末の天保（1830～1844）年間には盛んに鯨を捕って大きな収穫をあげていた。それぞれの浦では沖合から3里が各浦の漁域で、それから先は共同漁場だった。豊富な海産資源を巡って度々争いも起きていた。

明治5年（1872）に刊行された『福岡県地理全誌』には宗像七浦の保有船の数が記録されている。鐘崎村は91艘（うち商船3）、神湊村は58艘（うち商船12）、大島村は124艘、地島は船数29艘（うち商船4）とあり、宗像七浦では漁業だけでなく、当時の主要物流輸送手段だった船を利用した廻船業も行われていた。

良好な漁場を背景にした漁業を生業とする生活は、現在まで受け継がれている。エンジンや繊維強化プラスチック船、レーダーの導入により近代より漁獲



ブリ水揚げの様子

量は著しく増加した。現在、鐘崎漁港の魚の水揚量は有数の漁獲量を誇り、なかでも外海産天然トラフグは全国でも 1、2 番の漁獲量となっている。

沿岸部で漁業を行う人々は、命をかけ自然を相手に漁を行っていた。それは、過去も現在も変わらない。長い歴史の中で天候や潮流、魚貝類の生態を知る学問もなかった時代から経験により漁の技術を編み出し、機器が発達した現在でも、経験の裏付けが「ことわざ」として現在まで伝承されている。「ひとつドロ（雷）港を定め」という言葉は、雷が一つなれば強い雨があるから避難港を決めておけという意味である。「七九の風」というのは、旧正月から数えて7・9・63 日に強風が吹くのでその頃を注意しなさいというものである。また、「正月の手の裏返し」は旧暦2月は南東の風が強いだけに、北西の風は3倍強くなるという意味で、「彼岸のさめじけ」は彼岸の入りじけは長続きしないけれども、さめじけは半月ぐらい続くことを言う。

(3) 恵比寿信仰

ア 恵比寿神社

鐘崎地区や神湊地区、大島や地島の沿岸部で主に漁業を生業としている地区には海の石を御神体とする小さな祠が点在している。恵比寿神は漁民の間では漁業神としての性格があり、現在も豊漁や漁の安全を願う信仰の対象となっている。鐘崎地区では、昭和9年（1934）以降、大規模な埋立てを行い、港湾整備を行ってきたが鐘崎地区の恵比寿神社は整備以前の旧海岸線に沿って海に向かって、京泊・千代川・北町・中町・西町と地区ごとに位置し、神社はそれぞれの区によって管理されている、宗像郡神社明細帳（明治6年（1873））をみると、鐘崎地区と地島地区に恵比寿神社をみることができ、中町の恵比寿神社正面右側には明治4年（1871）の寄付連名石板が確認でき現在まで維持されている。



中町の恵比寿神社



北町の恵比寿神社



千代川の恵比寿神社



京泊地区の恵比寿神社

イ 恵比寿信仰のかたち

鐘崎地区のそれぞれの恵比寿神社では、日常的にお参りや草取りなどの清掃活動、水替えや賽銭箱の管理、正月のお供えを行うなど、生活の中に恵比寿信仰があり、沿岸部に暮らす人々にとって最も身近な神様である。(※50年以上の根拠資料搜索中)

鐘崎地区の織幡宮の入口に位置する京泊地区の恵比寿神社では、賽銭箱の上にあつて、願い事をする時に参詣者はこの棒で箱をたたく慣習がある。これは恵比寿神が漁民の間では耳が遠いと言われていることに由来するもので、木造船が主流だった時代は、鐘崎地区では出漁の際、船が恵比寿神社の前に差しかかると船のカンヅカ(梶棒)で「フナバリ」(舷側)を叩き「トウエビス」と叫び、恵比寿神に豊漁と安全を祈願していた。現在は、参拝時や男性漁師の奥さんが「トウエビス」と叫びながら「いい漁がありますように、怪我がありませんように」と恵比寿神社の賽銭箱を叩いている。また、恵比寿のツキにあやかり漁船の船名に「恵比寿丸」とつけられたものも多く、漁業に従事する人々の恵比寿信仰の現れのひとつといえる。漁港では「恵比寿丸」のほか船名に「蛭子丸」「夷丸」をつけた船もみることができる。鐘崎地区では毎年12月3日に漁協が中心となり恵比寿祭が行われている。このとき、各家々では玄関前に棚をつくり、小さな鯛、餅、かまぼこなどを備える姿がある。かつては各地区の恵比寿神社ごとに祭礼が行われていた。(※追加調査中)



賽銭箱の上に置かれた棒



織幡神社と恵比寿神社(鐘崎地区)

(5) 織幡神社春季大祭

ア 織幡神社

イ 織幡神社春季大祭

(6) まとめ

市の北東沿岸部や離島の大島や地島の人々は、長い間、身近に存在する海を主体にした生活をしてきた。長い歴史の中、沿岸部の人々が海と共に暮らしてきた痕跡は縄文時代の鐘崎（上八）貝塚や古墳時代の浜宮貝塚などにみることができる。江戸時代には沿岸部の集落は宗像七浦と呼ばれ、引き続き漁業が盛んで大島では鯨漁も行われていた。鐘崎地区は日本海沿岸の海女発祥の地として海女漁も盛んだった。現在もこれらの地区では漁業が盛んで、鐘崎地区の水揚量は福岡県内でも有数である。また、長く続いてきた漁業を絶やしてはならないと、後継者育成にも力を注いでいる。

漁村集落の街並みと信仰に関わる祠や神社と信仰による活動の一体性は、海に暮らす人々の海からの恵みに対する感謝と畏敬の念が如実に現れた風致として本市の特徴である。この地域には生活と信仰が一体となった地域独自の歴史的風致があり、後世に引き継ぐべきものである。



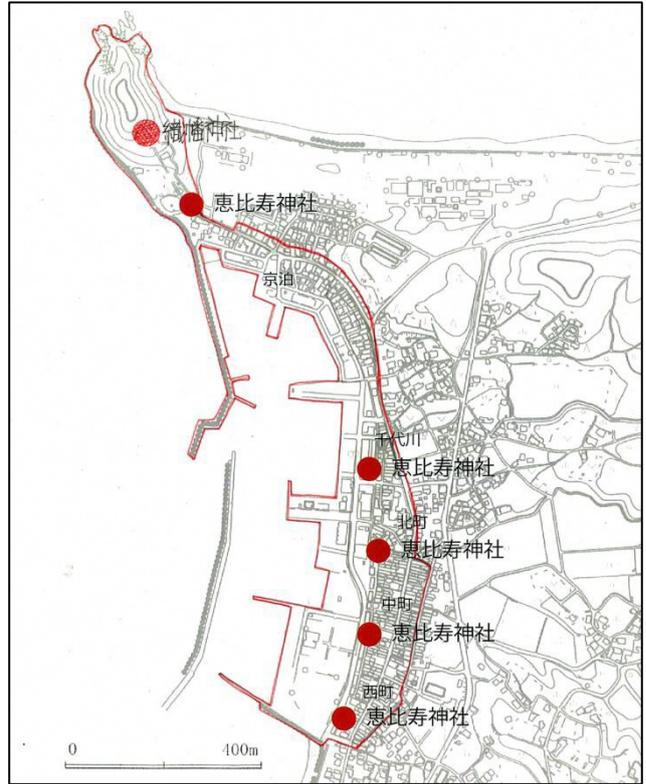
恵比寿神社（大島）



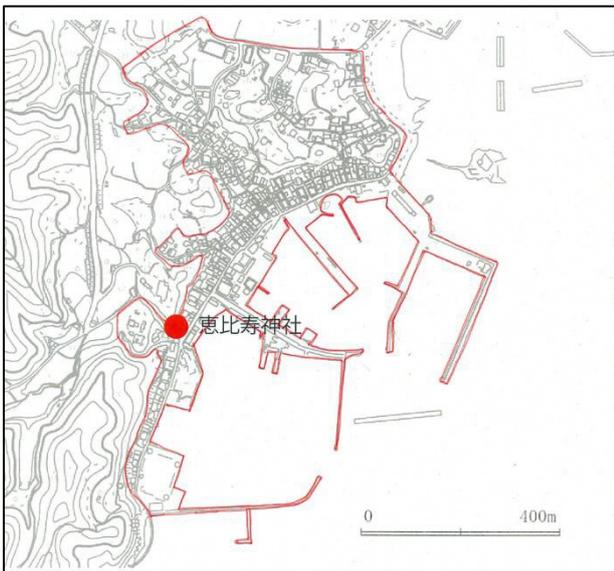
恵比寿神社（地島）



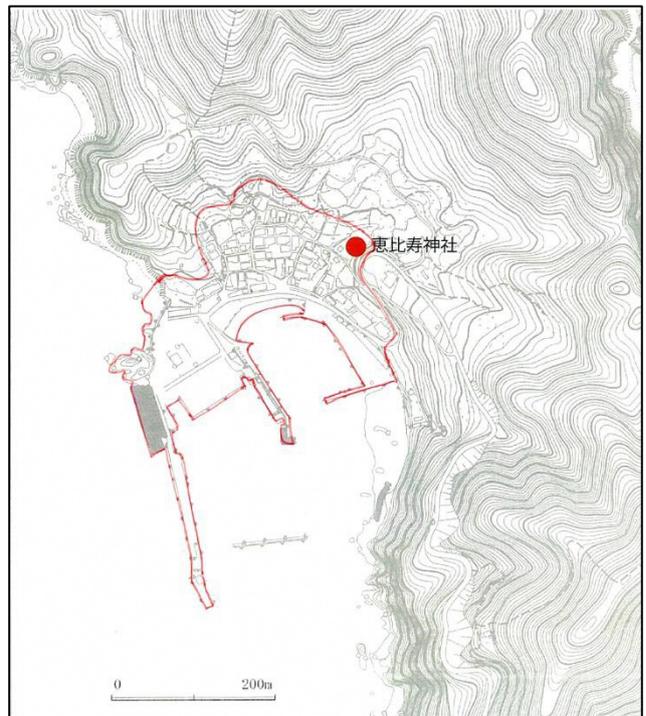
沿岸部の信仰・祭りにみる歴史的風致の範囲（広域）



沿岸部の信仰・祭りにみる歴史的風致の範囲（鐘崎地区）



沿岸部の信仰・祭りにみる歴史的風致の範囲（大島）



沿岸部の信仰・祭りにみる歴史的風致の範囲（地島）

3. ^{はっしょくぐう}八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

(1) はじめに

^{よしだけ}吉武地区は本市南東部の最も内陸の場所に位置している。西は市の中心街地に向かって開け、北東南の3方を山々に囲まれたその中に吉武地区の農耕集落と水田が形成されている。地区の中央には東西に本市を貫流する釣川が流れ、地区の北東にある^{とだやま}戸田山付近に釣川の源流がある。江戸時代には、吉武地区の西にある^{からつかいどう}唐津街道の赤間宿から分岐した木屋瀬へ向かう^{あかまかいどう}赤間街道が吉武地区を通っていた。旧街道沿いには現在も近世の町屋が立ち並ぶ風景をみることができる。地区の人々は、当時、街道を通る最新の文化や情報に触れ、勤皇の志士である^{はやかわいさむ}早川 勇 もこの土地から輩出された。

^{はっしょじんじや}八所神社は地元では^{はっしょぐう}八所宮と呼ばれ地域の神社として親しまれ崇敬されてきた神社である。毎年 10 月に行われる御神幸祭は、神社と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る祭りである。

(2) 八所神社

八所神社は^{よしどめ}吉留地区の^{みやのお}宮ノ尾に位置し、江戸時代には周辺の旧 11 ヶ村（^{たけまる}吉留村・^{ふじわら}武丸村・^{なごり}富地原村・^{とくしげ}名残村・^{いしまる}徳重村・^{あかま}石丸村・^{りょうげんじ}赤間村・^{さぶろうまる}陵 巖寺村・^{たく}三郎丸村・^{じょうばた}田久村・上畑（現在の遠賀郡岡垣町）の総鎮守として大切にされてきた。

現在は吉留地区と西側に隣接する武丸地区を合わせた吉武地区の総鎮守となっている。由緒については江戸時代中期の『筑前国続風土記拾遺』（元禄 16 年（1703））によると、^{おかのみなと}神武天皇が東征の時、遠賀郡の^{つたがたけ}岡 湊に馬を止め、^{あかうま}薦岳に立ち寄った際、八所宮の神が赤馬に乗って現れ、永くこの地の守護神となることを誓ったという。その場所を赤馬と名付け、現在の吉武地区の西側に隣接する地区の名称である。また、八所宮の神は清浄なる地に鎮座されたので、^よ吉き所に留められたことから吉留という、言い伝えられている。

神社には^{いざなぎのみこと}伊弉諾尊・^{いざなみのみこと}伊弉冉尊・^{ういじにのみこと}泥土煮尊・^{すいじにのみこと}沙土煮尊・^{おおとのじのみこと}大戸道尊・^{おおとのべのみこと}大戸邊尊・^{おもたるのみこと}面足尊・^{かしこねのみこと}惶根尊 の四組八柱の

神が祀られている。社殿の建造については江戸時代直前の慶長年間の記録が最古である。現存する本殿・拝殿は 18 世紀中頃の江戸時代後期の特徴を持つ。過去の境内の様子は明治 31 年（1898）の『大日本名所図録』内に収録され、土塀や石垣、本殿左右の翼廊や舞台などが描かれ、現在も当時の建物が境内に残されている。そのほか、境内には崇敬者から奉納された灯籠などの江戸時代以降の石造品も多くみることができ、八所神社は地域に大切にされてきた。また、大正時代には地元を挙げて縣社への昇格運動も行われ、



八所神社本殿



八所神社拝殿

その結果、昭和9年（1934）には村社から懸社へ昇格した。

現在、本殿及び拝殿、土塀および石垣、鳥居が市指定有形文化財に、イチイガシ、トキワガキを主体とする八所神社の社叢は福岡県の天然記念物に指定されている。

（3）八所宮周辺の市街地

吉武地区には農家住宅が多く、近代農村の様相が状態よく残されている。各住宅は主屋・納屋・倉・隠居屋で構成され、主屋の前庭を広く取りその周囲に納屋などの付属屋が配置されている。地区中央を流れる釣川に沿って走る赤間街道沿いには近代の町屋がまとまって立ち並ぶ姿をみることができ、個々の町屋の質も高い。また、八所神社の御神幸行列沿いには、享保2年(1717年)創業の伊豆酒造があり、八所神社のお神酒として奉納されている。また、八所神社に伝わる神輿はこの伊豆酒造から奉納されたと言われている。

（4）御神幸祭の歴史

御神幸祭は御神体の御霊^{みたま}が神輿などにお乗りになり、地域住民が暮らす里にお下りになる祭で、山海の幸を神前に供え、五穀豊穡と無病息災を喜び願う祭である。吉武地区の年長者に話を聞くと「子供の頃、御神幸祭の日は学校も休みになり、わくわくしながら硬貨を握りしめて八所宮へ行ったものだ」といい、現在も地元では毎年心待ちにされている地区を代表する行事となっている。

江戸時代後期に編纂された『筑前国続風土記附録』によると、八所宮の御神幸祭は享保年間（1716～1735）には行われていたとされ、今日まで長く続いており、300年以上の伝統を持つ。江戸時代は旧暦の9月18日に行われていた。現在は、10月の第三土・日の土曜から日曜の深夜にかけて行われ、二日目には氏子奉幣五穀豊穡祈願祭、弓道大会や子ども相撲大会などが奉納される。

行列は奏楽・獅子頭・獅子楽、神輿といった御神幸行列と鉄砲・弓・刀・白羽熊^{はさみばこ}などを持った大名行列からなり、総勢200名余りの隊列で構成され、行列は伝統的に地区ごとに役割が決められている。また、大名行列は地域独自のもので、一説によると疫病が流行った際、^{さるた}猿田・^{ひらやま}平山・^{まつまる}松丸地区の人々が願い出たことから始まったとされる。吉武地区に隣接して位置する^{くらて}鞍手町の^{つるぎじんじや}剣神社遷宮行列の中の大名行列は明治時代になって八所神社の大名行列に習って始まったもので、剣神社遷宮行列は町の無形民俗文化財に指定されていることから、八所宮の大名行列はそれ以前に始まったと考えられる。大名行列への参加は、近年まで猿田・平山・松丸地区の男性に限って認められていた。大名行列を含む御神幸行列は現在も地域の人々の熱意によって継続されている。

（5）御神幸祭の準備

御神幸祭の準備は地区ごとに2カ月余り前から始められる。御神幸行列中の獅子楽を担う^{みやのお}宮ノ尾地区では平日の夜、地区の男性が公民館に集まり、笛や太鼓の練習を行う。練習が終わると毎回直会が行われ、昔の祭の思い出話などで盛り上がりを見せる。

大名行列を担当する猿田・平山・松丸地区では青年男性らによって「行列組」が組織されている。3地区の男性らは、以前は数え年の44歳まで参加していた。



行列組による役決めの様子

大名行列には代表や指導者である監督ら、小学校低学年から30歳前後の青年まで約50人が参加する。大名行列の役決めは、代表と監督、行列へ参加する30歳前後の年長者らが寄合によって決めている。これまで伝統的に大名行列への参加は3地区の児童・青年に限られていたが、担い手不足により15年ほど前から吉武地区全体に参加者の枠を広げた。年齢層によって役割が決まっている。大名行列の参加者は、代々、地区の親から子へ受け継がれてきた大名行列を誇りに思いながら、毎年大名行列に臨んでいる。



行列組による大名行列の練習風景

大名行列の練習は祭礼の2、3週間前から週末の昼に八所宮で行われる。大名行列には歩き方や手に持つ道具について所作があって、代々受け継がれてきた。そこでは、監督や年長者たちが年下の者たちに動作を交えながら所作や心構えについて熱く指導する姿がみられ、次第に指導される側の表情も引き締まった顔に変化していく。練習の後には行列組の年長者たちは酒を酌み交わしながら反省会や当日の流れの確認を行い、本番に向けて意識を高めていく。

また、獅子楽や奏楽の練習も各担当地区の公民館などで行われる。毎年この時期に集落に響く笛や太鼓の音色によって地域住民は祭りが近づいたことを感じている。

御神幸行列には行列の通る道筋に結界として張られしめなわしめなわも欠かせない。吉武地区では毎年9月中旬に注連縄づくり保存会のメンバーら約40名で注連縄づくりを行う。以前は、吉武地区にある城南ヶ丘以外の8地区の持ち回りで注連縄づくりを行っていたが、人手不足などの理由から平成24年に保存会を結成し、吉武地区全体で注連縄づくりに取り組むようになった。注連縄に使うワラは前年に刈り込み、天日干しで乾燥させたもち米を使う。もち米のワラが他の品種より柔らかくて縄を編みやすいという。この時、編み方を年配者が若手に指導する姿などがみられ、地域のコミュニケーションの場となっている。2日かかりで新たにつくられた大小さまざまな注連縄約40本は、八所宮や御神幸行列の通る道筋に張られ、御神幸行列の通る道沿いに凜とした雰囲気を与える。



しめなわ
注連縄づくりの様子

(6) 御神幸祭当日

御神幸祭の当日は、御神幸行列の経路沿いに高々と幟が立てられる。境内には出店が立ち並び、徐々に地元の人々で賑わう。夕方からは境内の舞台上で地域の人々による演芸が奉納される。この中では浦安の舞も奉納される。

午後8時からは、御神幸行列に先立ち御霊移しの神事が行われる。宮司が本殿から御祭神の御分霊を御神幸で使われる神輿



御神幸行列の経路沿いに立てられた幟

に遷座するもので、各地区から選出された八所宮の運営を行う奉斎会の役員や地元の年長者らが参加し、薄明りのもとで行われる。

午後 10 時になると、いよいよ御神幸が開始される。行列は本拝殿前の真っすぐな参道を抜け、集落を通り約 1 km離れた里の釣川にかかった朱塗りの御幸橋のたもとの御仮所まで行列するもので、「お下り」という。拍子木が行列開始の 5 分前から打ち鳴らされ、境内は厳粛な雰囲気へと変化していく。行列は御神幸行列が大名行列を挟み込む形で拝殿前から出発する。境内には拍子木の凜とした音と御神幸行列の獅子楽の笛と太鼓の音、大名行列の青年男性が発する「エーイ、エーイ」の掛け声が響き渡り、暗がりのもと独特の雰囲気を醸し出している。

行列は約 1 時間かけて御仮所まで行幸したのち、御仮所へ安置された三体の神輿を囲んで神事がはじまる。ここでは、真夜中の釣川の澄んだ清い水を汲んで神前にお供えするお汐井取りが行われる。深夜に御神幸行列が行われるのは、このお汐井取りを大切にしているからだともいわれる。

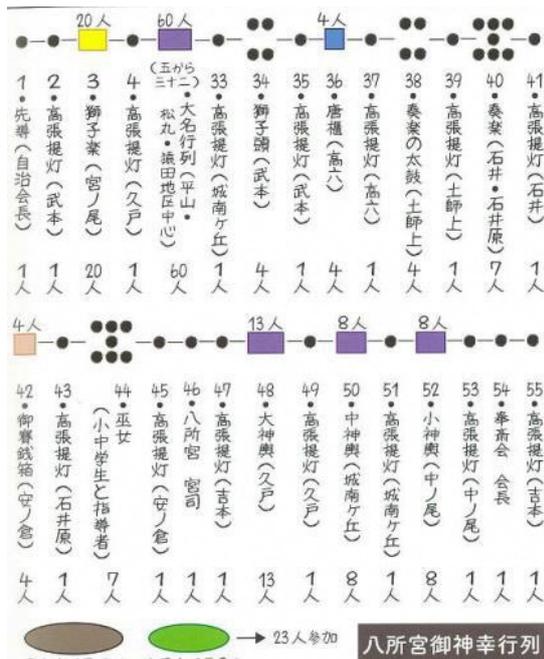
御仮所での神事が終わり、夜中の 12 時を過ぎると、「お下り」と同じ行程で「お上り」の行列が始まる。神輿は八所神社へ還御し、本殿へ行列が戻るところには深夜 2 時を過ぎ、到着後は御霊戻しの神事をもって御神幸祭は終了する。



御霊移しの神事



参道を進む御神幸行列



御神幸行列隊列図 (平成 25 年 (2013))



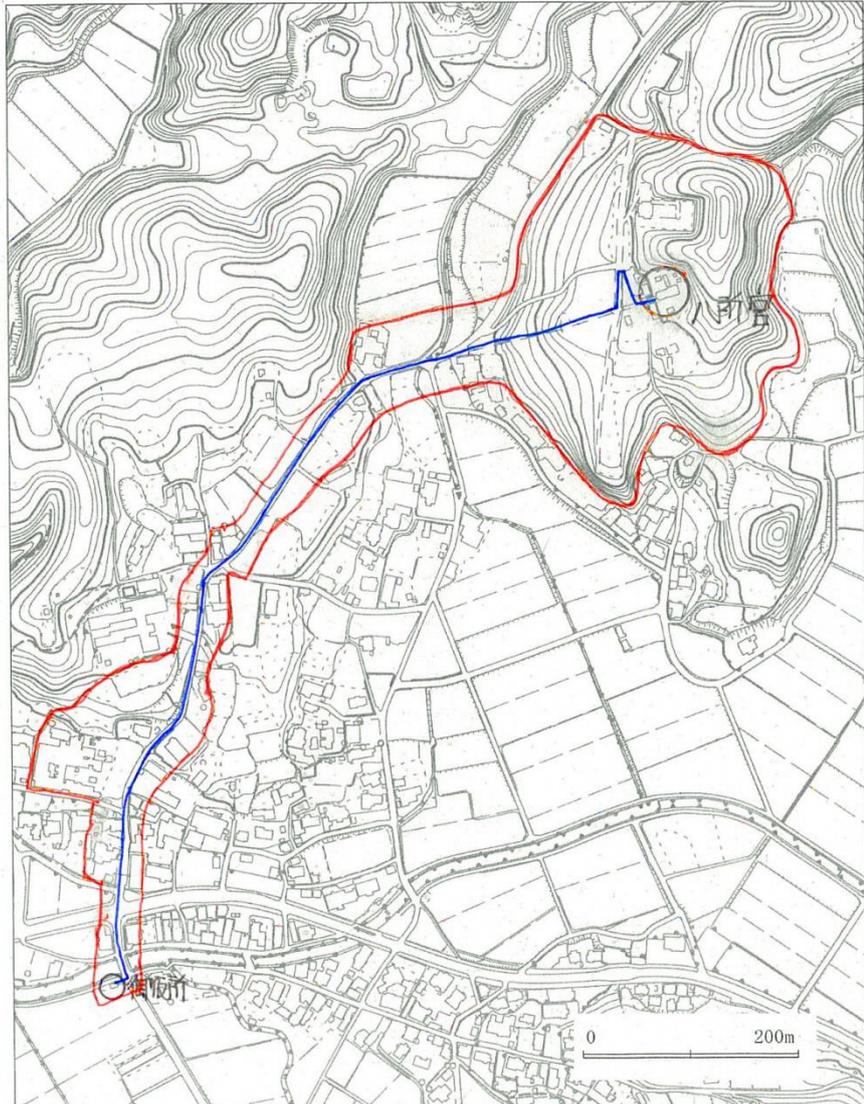
大名行列隊列図 (平成 25 年 (2013))

(7) まとめ

江戸時代に旧十一ヶ村の総鎮守だった八所神社は、八所宮の名で親しまれ、現在は吉武地区の総鎮守として吉武地域を中心に信仰されている神社で境内は明治時代から大きく変化することなく、本殿・拝殿・土塀・石垣が現在まで良好に残されてきた。300年以上続いてきた伝統と地域の人々が一体となって毎年の里の恵みに感謝する、吉武地区の八所宮の御神幸祭には、神と共に五穀豊穡を喜ぶ姿がみられ、八所宮の周囲に広がる田園風景と農家住宅、赤間街道沿いの町屋の街並みが一体となっている。昔ながらの文化を残すことはその土地の暮らしを守ることでもある。それが地域の景観を残し、この地域独自の歴史的風致を形成している。



拍子木の音に合わせて空高く突き上げられる大名行列の白羽熊



八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致の範囲

4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

(1) はじめに

江戸時代、筑前小倉（北九州市）から玄界灘沿岸を通り、肥前唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ唐津街道は、北部九州の交通と物流の大動脈として整備された。街道は玄界灘沿岸の民衆たちが社寺参詣などで使用するだけでなく、唐津街道の福岡城から小倉へ至る道は福岡藩主が江戸への参勤交代の道として、福岡城から唐津方面へは、当時外国への窓口であった長崎警備のために通行する道として重要な役割を果たしていた。

江戸時代には上記の唐津街道が縦断し、市の東部に位置する赤間地区は唐津街道の宿場町が整備され、江戸時代以降も、人や物資の集積地として大きく賑わった。現在も赤間宿の唐津街道沿いには、ウナギの寝床と言われる街道に面する間口が狭く、奥に長い町屋の区画が残され、古い建物が立ち並んでいる。街道沿いに立ち並んだ軒を低くし、2階の窓を小さくした漆喰の白壁に瓦屋根の建物は、その外観から「甲造り」と呼ばれ、歴史を感じさせる。

赤間宿通りを歩き進むと、北には城山が見える。かつて街道を通った昔の人々は、城山を目印に通行をしたのではないか。今、私達が見ている城山の風景は、江戸時代の人々も目にしたのではないか、という近世の息吹きが感じられる道である。

かつて赤間宿として栄えた赤間地区の旧唐津街道の沿線では、今も街道の宿場町として栄えた時代から続けられてきた酒造をはじめとする生業や賑やかだった時代から守り伝えられてきた人々の伝統行事が受け継がれている。

(2) 唐津街道の歴史

本市は大宰府や博多から近畿に向かう交通の要衝にあたり、古代から近世に至るまで道や駅が整備されてきた。本市に見る最も古い道は「延喜式」に記された古代の官道で、大宰府から遠賀まで至



現在の赤間宿

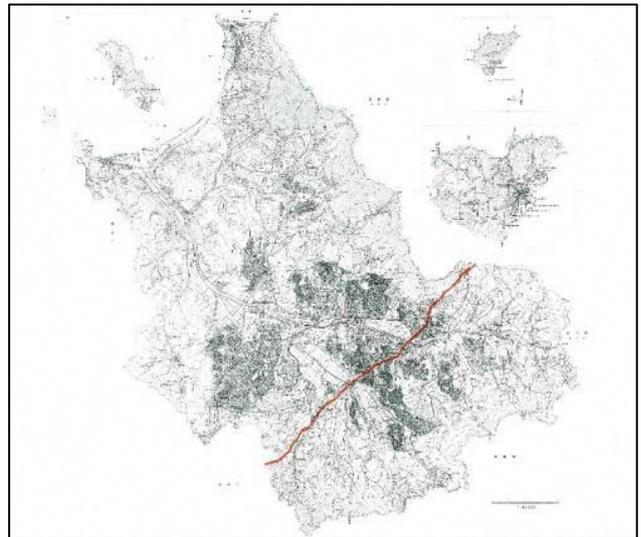


赤間宿の街並み



唐津街道

るものであった。古代官道の整備によって設置された人や物資の世話をを行う施設に駅家があるが、宗像市内には津日駅と嶋門駅との間に駅があり、大同2年(807)までに名所不明の駅があったとされる。その比定地は定かにはなっていないが、宗像大社辺津宮付近や、沿岸部の鐘崎地区、赤間地区にほど近い吉武地区武丸が候補として考えられている。吉武地区の武丸大上げ遺跡からは、発掘調査によって、奈良時代の瓦や大型掘立柱建物が発見されている。福岡と北九州の境目に位置する城山の麓に位置するこの遺跡は、峠の入り口にあることから、交通の要衝に整備された駅とも考えられている。



市内の唐津街道ルート

江戸時代に整備された唐津街道の前進は、中国の歴史書『三国志』の「魏志」倭人伝に記された末盧国と伊都国を通り奴国を結ぶ道と古代官道の西海道にある。また、これらの道は戦国時代に豊臣秀吉の九州平定や文禄・慶長の役のための軍事的な道としても利用され、太閤道と呼ばれた。旧唐津街道もその道を基本に整備され、今も市内の旧街唐津道沿線には、太閤にまつわる「太閤橋」や「太閤井戸」が残されている。

江戸時代に整備された唐津街道のルートは、豊前小倉の常盤橋を起点として若松(北九州市)－芦屋(遠賀郡)－赤間(宗像市)－畦町(福津市)－青柳(古賀市)－箱崎(福岡市)－博多－姪浜(福岡市)－前原(糸島市)－深江(糸島市)を通るものだったが、明和年間(1768～1772)には、小倉－黒崎(北九州市)－木屋瀬(北九州市)と長崎街道を通り、木屋瀬から西へ分岐して遠賀川を通り赤間へと至るルート(赤間街道)が利用されるようになった。

(3) 赤間宿の歴史

市の東部に位置する赤間地区は、福岡藩の整備した27の宿場町のうちのひとつで、江戸時代に宿場町が設置され、多くの人や物が往来し賑わった町である。赤間は若松・芦屋方面に向かう街道と木屋瀬へ向かう赤間街道の分岐点にあたり、赤間と木屋瀬の途中からは福岡藩主の別館がある底井野へ向かう街道、底井野往還も分岐していることから、交通の要衝として栄えた。

また、芦屋・波津・鐘崎・神湊・勝浦・津屋崎・福岡の七浦から三里の場所にあることから「七浦三里」と言われ、商業・物流の中心として発展



七浦三里

した。文化10年(1813)に赤間街道測量の折に赤間宿を訪れた伊能忠敬は『測量日記』の中で「町並人家続き、家百五十六件」と記している。また、19世紀初めに筑前の名所・風景を解説した奥村玉蘭の『筑前国名所図会』にも町屋がぎっしりと描かれており、当時の賑わいぶりがよくわかる資料である。

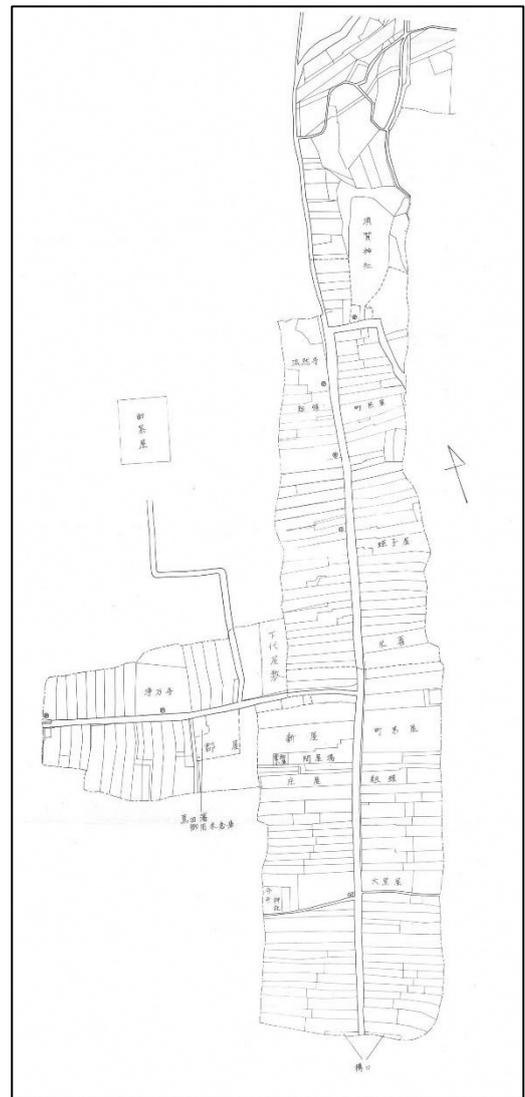
宿場の長さは約500m、福岡方面からの赤間宿への入口には構口があり『筑前国名所図会』にも描かれ

ている。現在、構口があった地点は交差点名となっていて、当時の面影を残している。南北に緩やかに傾斜した町筋には町茶屋、問屋場、旅籠、商家が立ち並び街道に面して街道を往来する人々の喉を潤すために7つの辻井戸が掘られていた。宿場町の北側には法然寺と須賀神社があり、通りの中ほどには西側に本町があった。本町には郡内の村役人の集会所である郡屋や宿場役人の下代屋敷のほか、福岡藩御用米蔵など公的施設が設けられ、現在の私立城山中学校グラウンドの場所には福岡藩二代藩主の福岡ただゆき忠之の時代には藩主の休憩、宿泊のための御茶屋が設けられ、「赤間宿御茶屋絵図」（林家文書）にその姿が描かれている。また、赤間宿は幕末動乱期の慶応元年（1865）、都落ちした三条美美ら五卿が、太宰府へ向かう途中に1月程滞在したと伝えられており、法然寺横には「五卿西遷之碑」が残されている。

明治時代には最盛を振るった筑豊地域の炭鉱業の恩恵を受け、赤間宿一帯は江戸時代に引き続き賑わいをみせた。明治の初期には学校や警察署、郡役所など多くの公共施設が建てられ、宗像の中心地としての機能を果たしていた。当時、多くの物資が集まって様々な商店が軒を連ねていたことから「赤間へ行けば花嫁道具が全部揃う」と言われたほどだった。



赤間驛の図 『筑前国名所図会』



幕末期の赤間宿の町割

(4) 赤間宿の歴史的建造物

ア 出光佐三生家 国登録有形文化財（建造物）

唐津街道赤間宿沿に東面する町屋で、出光興産創始者出光佐三氏の生家。明治時代に賑わっていた頃

の赤間宿の繁栄ぶりを物語る建造物である。建物北側の棟を高く、南側の棟を一段低くする特徴的な構造で、屋根は^{さんがわら}棧瓦で葺く。外壁は漆喰で仕上げ、2階の窓には鉄格子をはめて重厚な造りとなっている。

出光家は代々染物業を営んでいたが、藍染めに使用する藍玉の卸商に転業、これを機に家屋が手狭となったため、明治26年(1893)に現在の建物を建築したとの記録が残される。出光は明治18年(1885)に生まれ、幼少期を赤間で過ごし、明治42年(1909)神戸高等商業学校を卒業、明治44年(1911)年に現在の北九州市門司区で石油製品(主に機械油)を取り扱う出光商會を設立した。戦前は、石油の販路を東アジアに広げ、昭和15年(1940)に出光興産株式会社を設立した。戦後、石油業界に復帰し、石油の輸入・精製・販売の一環体制を整え、その後の会社発展に大きく貢献した。氏は晩年、宗像神社復興期成会を結成し、疲弊した宗像大社の復興に尽力した。また、幼少期に生まれ育った赤間の発展にも尽力し、赤間小学校への寄付や福岡教育大学の誘致などを行った。



出光佐三生家

イ 勝屋酒造店舗兼主屋 国登録有形文化財(建造物)

唐津街道赤間宿沿に東面する酒造業を営む勝屋酒造の店舗兼主屋。敷地を大きく利用し、店舗・主屋・酒蔵として現在も利用されている。屋根を棧瓦で葺き、外壁は漆喰で仕上げられ、1階左手に格子をはめ、2階に格子窓を2つ設け外壁の隅部を化粧の切石で飾り、通りを意識した外観となっている。建築構造や使用されている材料と意匠により、明治初期から中期にかけての建築と考えられる。勝屋酒造は、寛政2年(1790)創業と伝えられ、現在の当主で7代目となる酒造会社である。



勝屋酒造

ウ ^{すが}須賀神社

赤間宿に住む人々の氏神様のひとつで、地元では通称祇園さんと言われ親しまれている神社で、^{スサノヲノカミ}素戔嗚神と^{コトシロヌシノカミ}事代主神が祀られ、唐津街道と赤間街道の分岐する赤間宿の東端に位置する。元禄16年(1703)に編纂された『筑前国続風土記』には、石丸地区に所在する^{ななやしろ}七社神社から遷したとの記録がある。昭和3年(1928)に村社になった。本殿は大正年間に再建されたものである。境内裏には、水神社、貴船神社、大神社、菅原神社、恵比寿神社、須賀神社が境内社として祀られている。



須賀神社

これらの境内社は、昭和 17 年の神社帳に記載があり、赤間宿の各区から遷されてきたものとされる。このほか、境内には赤間宿が機能していた時代に掘られた辻井戸や明治時代の鳥居があり時代を感じさせる。ここでは、伝統行事として毎年 7 月に祇園祭と 12 月に赤間あびす座が行われている。

エ その他の歴史的建造物

その他、赤間宿には明治時代の町屋や、猿田彦神社、今井神社、金毘羅社、大国王社、青木神社などの神社、法然寺や浄万寺といった寺院などの唐津街道の宿場町として栄えていた頃の様子を偲ぶ歴史的建造物が数多く残されている。そこでは、江戸時代から続く活動が連綿と続けられている。



今井神社



猿田彦神社

(5) 赤間宿における生業・伝統行事

ア 酒造り

赤間宿は城山の麓にあり、良質な水に恵まれた場所に立地している。宿場内には、共同の井戸である 7 つの辻井戸が掘られていたが、その中の須賀神社境内、浄万寺境内下ノ番田町入口の井戸は昭和 30 年代まで辻井戸として機能していた。

赤間宿の中心付近に位置する勝屋酒造は良質な水を利用した創業から 200 年以上続く蔵元で、明治 5 年（1872）に刊行された『福岡県地理全誌』にも赤間で酒造りを行っていた 3 つの蔵のひとつとして記載をみることができる。また、勝屋酒造の「櫛の露」の銘柄は、宗像大社の御神木「櫛ノ木」を由来とするもので、宗像大社の神酒として参拝客に振舞われている。宗像大社辺津宮境内に植えられたご神木の櫛ノ木の片隅にひっそりと建てられた永代献酒の誓碑は、宗像大社への信仰の篤さを物語っている。このほかの銘柄にも宗像大社にちなんだ「沖ノ島」の銘柄も有名である。



宗像大社辺津宮の御神木の傍らに立てられた永代献酒の碑

勝屋酒造は山本善市ぜんいちが勝屋の屋号を名乗り、寛政 2 年（1790）に操業したと伝えられる酒蔵である。

4代目の山本弥五郎^{やごろう}が当主であった明治6年(1873)、筑前竹槍一揆で酒蔵が被害にあい、唯一、一時酒造を中断せざるを得ない状況があった。しかしその後、酒造を再開し、現在まで受け継がれ、現在の当主で7代目となっている。

酒造りは、毎年11月頃から仕込みが始まる。酒造りには水が重要で、工程で多量の水が使用されるが、勝屋酒造では、敷地内にある酒造りに適した2つの井戸で酒造りが進められる。1つの井戸は創業以来使われている素掘りの井戸である。杜氏たちは良い酒をつくるために、仕込み中は麴やもろみを0.1度の単位で調整しながら酒造りを進める。12月半ばには新酒が完成しはじめ、毎年2月の第4日曜日には蔵開きが行われ、新酒が振る舞われ、酒蔵は新酒を待ちに待った多くの人々で活気があふれる。また、近年では、酒蔵開きに合わせて、赤間宿まつりが開催されている。街道沿いには多くの露天が並び、赤間宿一帯は歩行者であふれるほど賑わいをみせる。

イ 赤間祇園祭

赤間祇園祭は「疫病退散・家内安全」を祈る約400年の歴史を持つと言われる伝統行事で、その長い歴史を物語るように祭事で使われる獅子には天保6年(1825)銘の墨書が刻まれている。暴れ神輿が旧街道沿いの各家に突っ込む様子は、この時期に一斉に各地で行われる祇園祭の様子とは異なるこの地域独特のものである。平成のはじめ頃までは7月14~15日に行われていたが、現在は直近の土日に行われるようになった。また、近年では時代を反映するように地域住民の交流や親睦も目的のひとつとなっている。

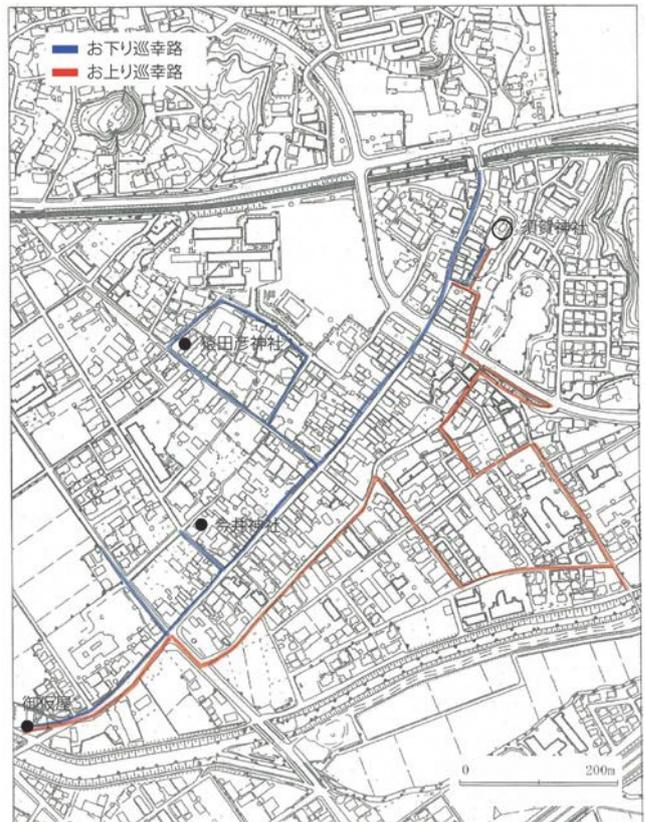
昭和20年(1945)に刊行された『福岡県神社誌』によると、祇園祭について「毎年7月14日より15日夕に涉り神幸式あり、所謂赤間祇園祭なり。赤間区内より選ばれし青壮年前日来潔斎をなし神心一体となり、素戔鳴神の荒び給う形相をなし荒々しき事かぎりなし、然れ共一人の負傷者をも出さざるは実に不思議の感を起こさしむ。又知の輪を作り大鳥居に張り、神輿を先頭に一同之をくぐる。依りて輪越祭とも云う。」とある。

各町内ごとに役割が決められ、毎年持ち回りで役を担う。祭りは各役割ごとに準備が進められる。役割は神輿係、楽係、小道具係、御仮屋係、土俵係があり、道具の整備や注連縄づくりが行われる。

午後7時30分から須賀神社の神前で御祭神を載せた御神幸行列が須賀神社を出発する。行列は神官と区長を先頭に、賽銭持ちや御獅子様などの



神輿による打ち込みは圧巻そのもの



御神幸行列巡幸路

小道具係、笛や太鼓を担当する楽係、その後ろに赤間祇園神輿、最後に御供提灯ちようちんが続く。お下りは、東側町裏の人家を通過して辻田橋横の御旅所までの巡幸路をとる。暴れ神輿で名高い赤間祇園神輿が巡幸路沿いの民家の玄関に向かい「祝いめでた」を唄い、鈴を鳴らしながら打ち込む様子は圧巻そのものである。この日、御仮屋まで到着した御祭神はここで一泊される。

二日目は午後7時30分に祭典の後、お上りの御神幸行列が御仮屋を出発する。前日に続き、暴れ神輿が各家に勇壮に突っ込む度に、見物客から大きな歓声が沸き上がる。御神幸行列は途中、赤間宿内の猿田彦神社、今井神社に立ち寄り、途中数回の休憩をはさんで午後12時近くに須賀神社に到着し、拝殿に神輿を安置して赤間祇園祭は終了となる。

ウ 赤間ゑびす座

恵比寿は、漁業・豊作、商売繁盛につながる日本人にとって身近な招運来福の神で、商業や交通網の発展に伴い、交通の要衝や宿場町へと全国的に広まった。明治時代以降、恵比寿祭は商店街の歳末大売出しの催し物にも発展し、昭和期には赤間宿沿いの赤間商店街でも12月に恵比寿大売出しが行われていた。この時には、赤間の商店だけでなく博多などの商店も出店するなど、多くの買い物客で賑わい、買い手は宗像だけではなく、炭鉱で活気があった、筑豊地方からも集まっていたという。また、福引も行われ、良い景品が当たった時は鐘を鳴らして当たった人の名を赤間中に宣伝していたそうである。

赤間ゑびす座は、戦前から行われ、商売繁盛を祈願して毎年12月の第1日曜日に須賀神社拝殿で行われる。平成のはじめ頃までは「3日ゑびす」として毎年12月3日におこなわれていた。参加希望者は事前に「座券」を購入し、当日、座を決める番号札と交換する。一番座に座ると縁起が良いとされ、地域の人々は早朝から並んで開座を待つ光景がある。当日は早朝、神社関係者や代表者の祭典の後、午前5時30分から一番座が始まる。24人を一座として、午前10時の閉座までに15前後が開座される。座では、紅白餅とスルメ、昆布が配られ、「エイッ エイッ」の掛け声で打ち込みの拍手の後、お祓いと神酒をいただく。その後、来年の運勢を福引で占う。参加者たちは福引の結果に一喜一憂する。一等の参加者にはお託宣として恵比寿様の掛軸と御神酒が当たる。そのほかの参加者にも縁起物の景品が配られ、空くじはない。戦時中は福引きが中断されていたという。一等を当てた参加者は、家に帰って近隣の人々を招いて幸運のおすそ分けをする習わしがあり、今もなお続けられている。



ゑびす座参加者で賑わう須賀神社



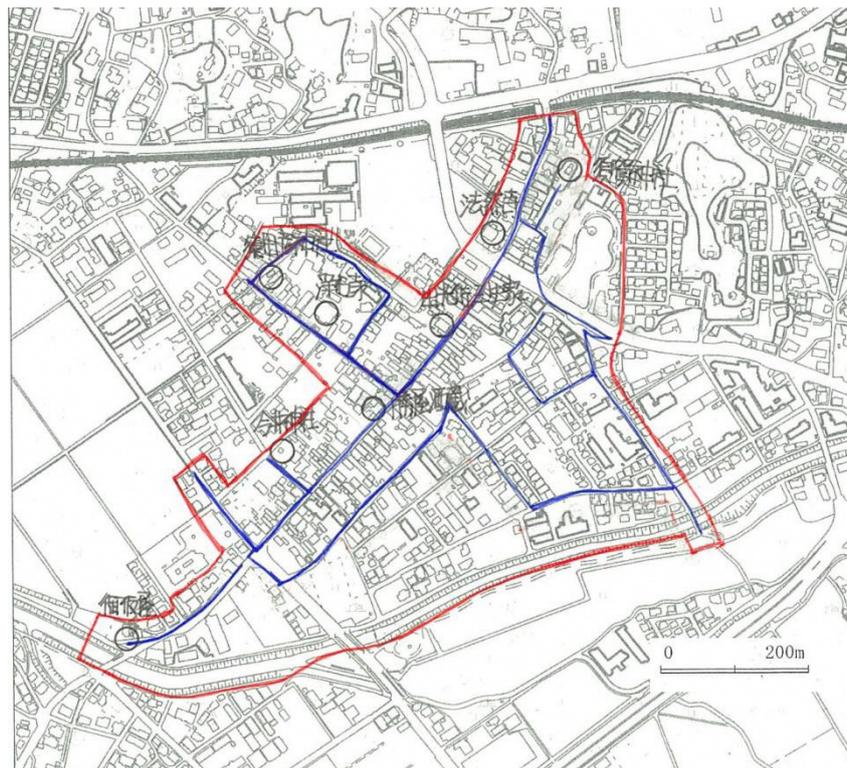
神社関係者や代表者による祭典

(6) まとめ

唐津街道沿線の市東部に位置する赤間宿一帯は、市域の中でも歴史的建造物が集中的かつ良好に残された地域で、歴史を感じることできる場所である。江戸時代、唐津街道を人や物資、情報が幾度となく往来し、この地域は大きく発展した。明治代には市域を横断する鉄道（現鹿児島本線）が開通し、昭和50年代に街道に平行して国道3号線バイパスが開通したことによって、都市圏へのアクセスの利便性が高くなったことから、街道沿線では市街化が進んだ。現在、唐津街道は市民の生活道路としての役割を果たしている。

赤間宿周辺の市街地は、江戸時代に宿場町として栄えた頃の歴史が基盤となって形成され、そこでは江戸時代から続く人々の活動が生き続けている。

福岡と北九州を分ける山並みの麓に位置する赤間宿には宿場内を通る唐津街道沿いに、辻井戸が点在し、間口が狭く奥に長い敷地に、趣のある商家や町屋が立ち並び、地域に住む人々の信仰や活動の拠点となった歴史を感じる社寺があるなど、良好な歴史的景観が形成されている。これらでは、酒造りなどの生業をはじめ、赤間祇園祭やゑびす祭をはじめとする季節ごとに行われる様々な行事などの活動も継承されており、これらの光景は唐津街道を背景として発展した宿場町の面影と当時の人々の思いの一端を伝えるもので、維持向上すべき歴史的風致である。



唐津街道赤間宿にみる歴史的風致の範囲

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市には、歴史的風致を維持向上する建造物として、宗像大社（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）や宗像大社と関わりの深い鎮国寺、唐津街道赤間宿の町家などが残っている。しかし、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例に基づく文化財の指定による保護の対象として補助を受けられる物件は限られており、所有者や管理者の高齢化や相続等の問題により、人的・経済的に現状の維持管理や履歴に基づいた修理が困難なためコンクリート造に建替えられたり、市街化の進行とともに滅失したりするなど、歴史的建造物は確実に減少している。

また、宗像大社の撰末社や、集落の漁家住宅、農家住宅など、歴史的建造物としての価値について調査が行われていないものが多く、歴史的価値のあることに気づかないまま失われている建造物もあることが推測される。

そのため、まず、文化財指定等の措置が図られていない歴史的建造物の調査と価値づけが必要である。また、現在残っている歴史的建造物の中には、指定等文化財であっても建造物の規模が大きく数が多い社寺では修理等に多額の費用がかかることから、老朽化施設の改善や獣害対策、防災・防犯施設の整備等が進まず、保存だけでなく安全・安心な公開活用の面からも課題となっている箇所がある。

(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する課題

歴史的建造物の周辺環境には、これらと調和しない電柱電線類や屋外広告物、ガードレールなどが見られ、歴史的風致を損なっているところも多い。特に、宗像大社（沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）周辺やみあれ祭の陸上神幸、八所宮の御神幸祭の経路等において、歴史的な風格のある建造物や厳かな行事の周囲に似つかわしくない電柱電線類や屋外広告物等が見られることは、歴史的風致を減退させる要素となっていることから、これら工作物の撤去や修景が必要である。

屋外広告物については、平成27年（2015）より宗像市屋外広告物条例を施行し、景観に配慮した屋外広告物となるよう、宗像大社周辺等の許可基準を強化しているが、適法に設置している既存広告物は、変更・改造時期まで現状のまま表示・設置できる経過措置を設けているため、更新がまだ進んでいない。違反広告物は、簡易なものは市民と市が協働で撤去活動を行い、それ以外は市が適宜指導し是正しているが、より効果的に歴史的風致を向上させるためには、重要な歴史的建造物周辺や御神幸経路の屋外広告物の撤去・修景を重点的に進めることが必要である。

海の信仰・祭事を継承する宗像七浦の漁村集落には、道路に面して間口の狭い短冊状の地割と木造、瓦葺きの建築物、玄界灘に向かって延びる路地など、風情のあるまちなみが残っており、建築物の形態意匠については、宗像市景観計画、宗像市景観条例に基づいて既存の環境と調和するよう景観形成を推進している。そこで、集落内の主要な道路や神社に向かう参道などの美装化と沿道建築物の外観修景を一層進めることにより、まちなみ景観の向上を図ることが求められる。

三宮で構成される宗像大社の特徴の1つとして、それぞれが位置する沖ノ島、大島、九州本土の眺望があり、中でも中津宮の大島御嶽山遺跡に隣接する御嶽山展望台は、沖ノ島と九州本土を眺望でき、三

宮の一体性を実感できる貴重な場所であることから、中津宮の歴史的風致を高める再整備が必要である。

また、本市の主要な公共サインは、宗像市サイン計画に基づいて整備を行っているが、世界遺産登録に伴い、目的地までの案内・誘導の方法やサインの配置、デザインの見直しが必要となっており、新たなサイン計画に沿って歴史的建造物への案内・誘導サインの再整備を進める必要がある。

さらに、唐津街道の赤間宿では、空き家の増加に伴い、宿場町の風情が損なわれるおそれがあることから、歴史的なまちなみを保全・形成するため、空き家の活用に関する支援が必要である。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する課題

沿岸部の集落における海の信仰にまつわる祭事などの中には、まだ調査が不十分で歴史的な経緯が不明確なものがある。祇園祭や四十四賀など、市内の複数の地域で開催される伝統行事もあるが、その背景や活動の全容が不明であったり、いつの間にかなくなってしまった沖津宮や辺津宮の遙拝の風習など、地域住民に伝統的な行事として認知されているながら維持向上すべき歴史的風致に至らなかったものもある。

そこで、各地域で行われている伝統行事について引き続き調査及び記録化し、必要に応じて価値づけを行うとともに、祭事に必要な用具の修繕や笛や太鼓の練習など、伝統行事の継承に係る活動を支援することが求められる。

また、既に実施されている小中学校における歴史に関する学習や伝統行事の保存会活動等の支援により、伝統行事の担い手を育成することも必要である。

(4) 歴史文化の認識の向上に関する課題

辺津宮の境内と隣接地には、宗像大社の国宝を展示・収蔵する神宝館や歴史や自然に関する展示、体験学習を通じて宗像の魅力を内外に発信する施設として海の道むなかた館があるが、いずれも規模が小さく老朽化が進んでおり、間もなく建替えが必要な時期を迎えることから、両方の機能を合わせたガイダンス拠点の一体的な整備が求められている。

また、本市には宗像歴史観光ボランティアの会による歴史ガイド活動があるが、世界遺産登録を機に、来訪者を案内する人材育成がますます必要となっている。同時に、地域の歴史文化に関心を寄せ、誇りを持てるような歴史文化学習や啓発活動も求められる。

さらに、歴史的風致を構成する歴史的建造物や周辺環境だけでなく、価値の定まっていない建造物や伝統行事も含めて地域に点在する歴史文化資源を幅広く総合的に把握して、文化財保護に関するマスタープランを策定することも必要である。

歴史文化遺産の掘り起こしや調査研究により、市民が身近な地域の歴史文化に興味、関心を持ち、その価値や魅力に理解を深めることで、自ら主体的に歴史文化を活かしたまちづくりに参加していけるようなセ策の展開が求められている。

(5) 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する課題

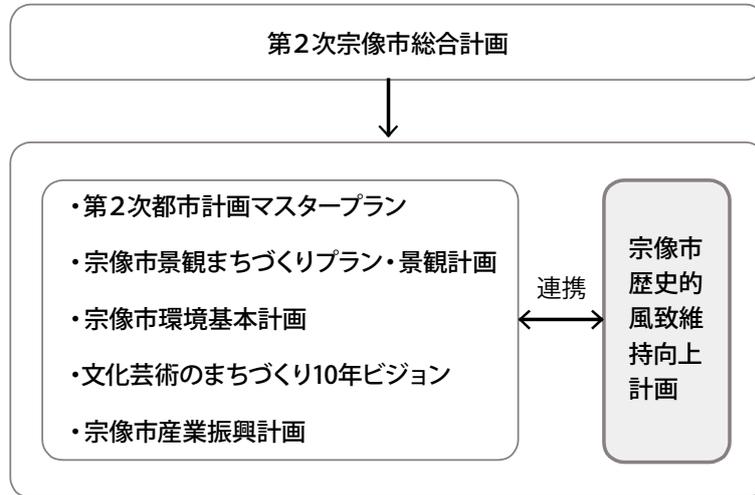
本市の市域は、本土と島しょ部に分かれており、歴史文化資源も市全域に分布している。市民や来訪者にその価値を認識し、保存・活用の意識をしてもらうためには、観光振興の取り組みと連携し、関連する資源をストーリー立て、ネットワーク化し、周遊しながら体験できる環境づくりが求められる。

宗像市産業振興計画では、道の駅むなかたなどの観光拠点施設を核とした市内周遊の強化を目指しており、具体的な取組事業として公共交通機関との連携強化、大島・地島の観光周遊ルートの作成、周辺市町と連携したモデルルートの設定等を位置づけていることから、これらの取り組みと連携を図りながら、道の駅むなかたやJR駅等において歴史文化に関する情報・交流機能を充実させるとともに、主要なアクセスルートの修景による歴史的な観光ルートの景観の質の向上、立ち寄り場所に来訪者向けの便益施設を確保することが必要である。

2. 上位関連計画の状況と関連性

本計画は第2次宗像市総合計画を上位計画に位置づけ、各種関連計画と連携して事業等を推進する。

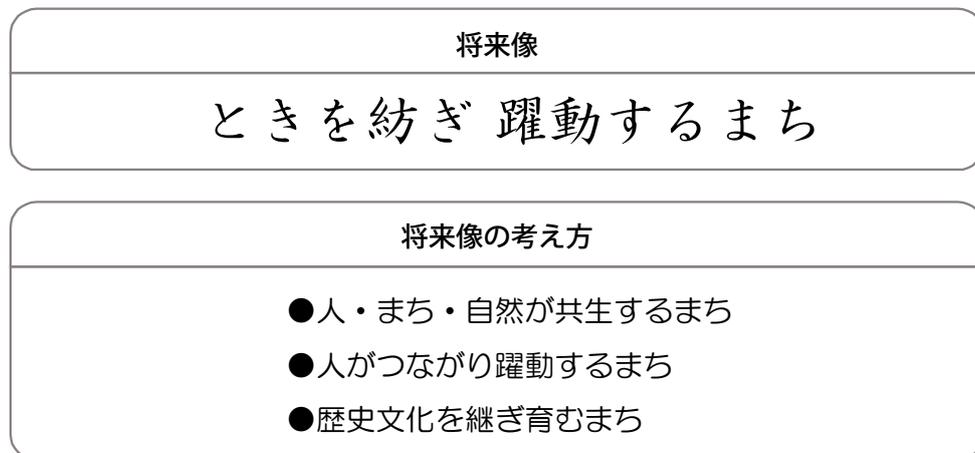
図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係



(1) 第2次宗像市総合計画（平成27年（2015）3月策定）

本市は平成27年（2015）3月に第2次宗像市総合計画を策定した。総合計画では、市民憲章を踏まえ、平成27年（2015）度から平成36年（2024）度の10年間にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。

図 第2次宗像市総合計画の構成



(2) 宗像市第2次都市計画マスタープラン（平成27年（2015）5月策定）

本市では、平成19年（2007）5月に「宗像市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画区域の拡大や市街地整備等の諸施策に取り組んできたが、目標年次である平成27年（2015）を迎え、少子・高齢化の進展や大規模住宅団地の老朽化などは一層顕著となり、安全で快適に暮らし続けられる生活環境の維持が困難になりつつある。これらの課題に適切に対応するとともに、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかにすることを目的として、「第2次宗像市都市計画マスタープラン」を策定した。

「第2次宗像市都市計画マスタープラン」では都市づくりの課題に適切に対応していくため、都市づくりの3つの視点を示している。

1. 自然、歴史などの環境と共生し、持続的発展が可能な都市づくり
2. 量的な拡大より既存ストックを有効に活用し、質を高めることにより、市民誰もが暮らしやすい都市づくり
3. 人と人の連携を強め、地域コミュニティのある自律した都市づくり

以上を踏まえ、都市づくりの理念を「宗像版集約型都市構造の形成」として、現在まで本市で築かれた既存ストックを有効に活用し、宗像市にふさわしいコンパクトで中味の充実した良質で暮らしやすい都市づくりを市民・事業者・行政の協働で進めている。

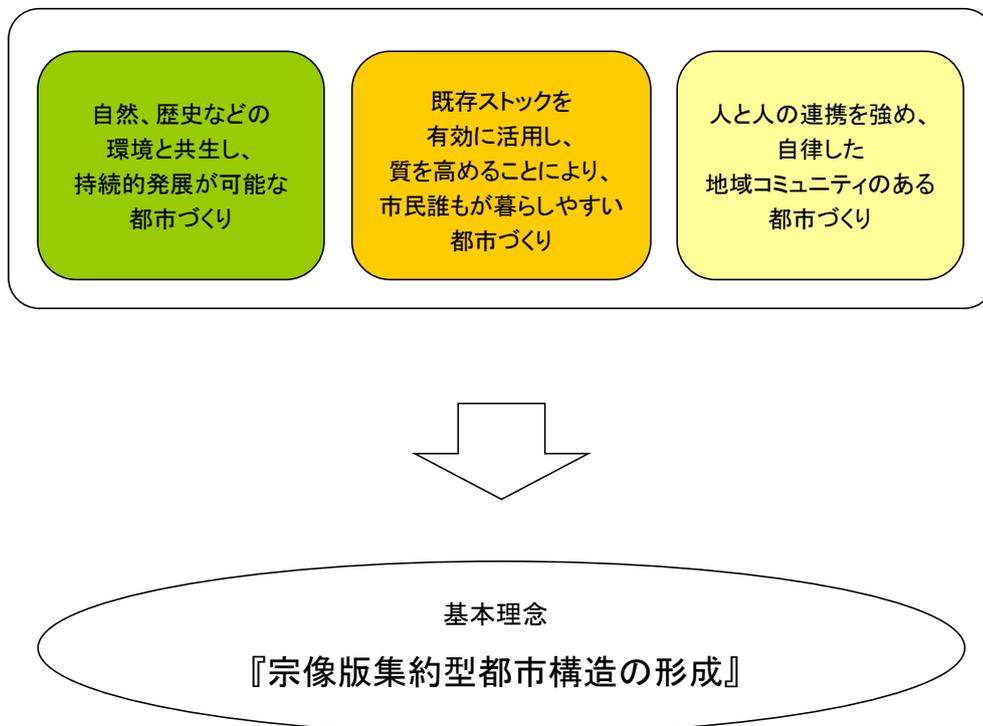
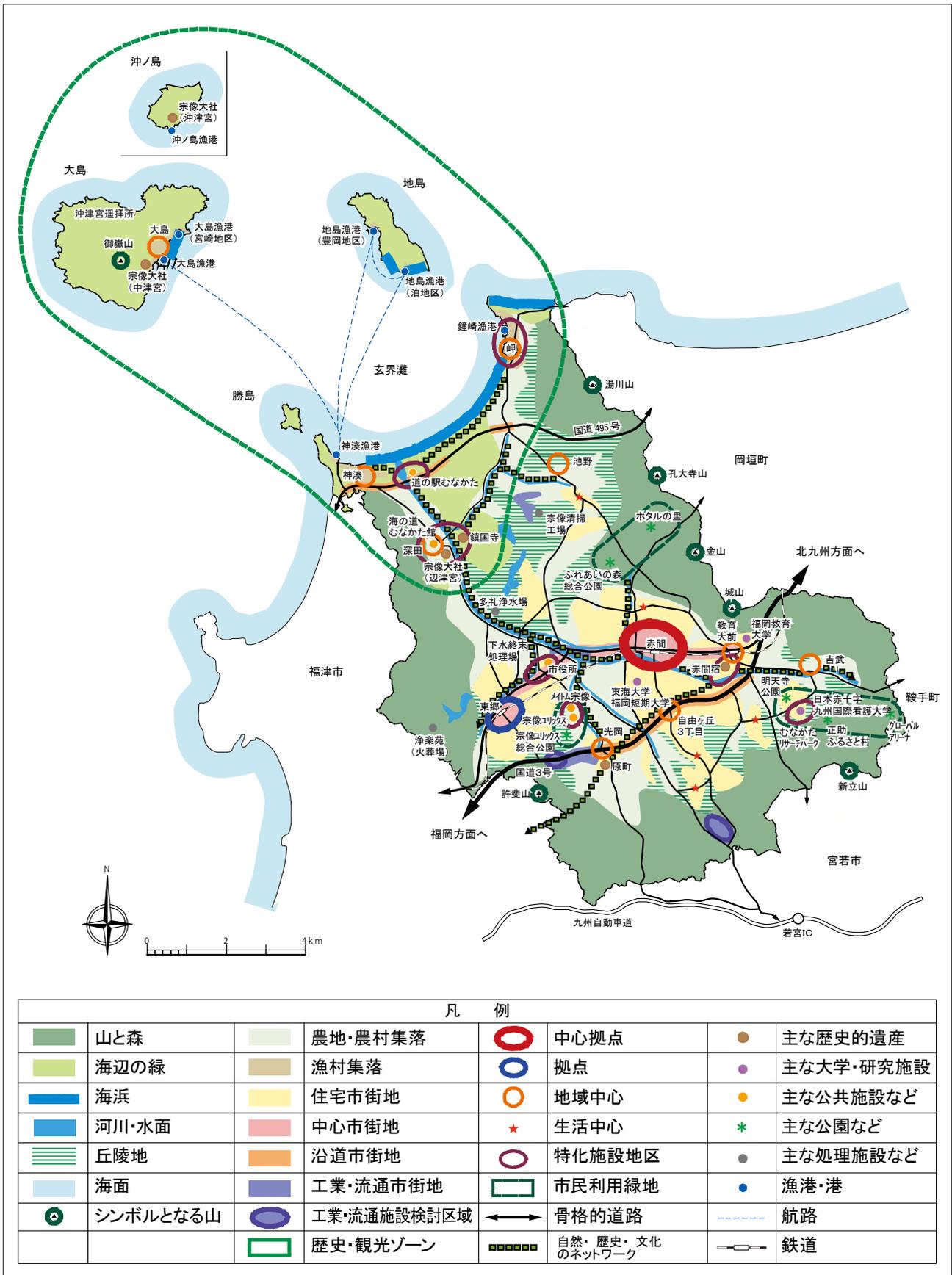


図 全体構想 (資料：第2次宗像市都市計画マスタープラン)



(3) 宗像市景観まちづくりプラン・景観計画（平成 26 年（2014）7 月策定）

本市では、市民全体の共有財産の景観を守り育てていくためには、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うことが重要と捉え、景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めるため、景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」を平成 26 年（2014）7 月に策定した。

景観まちづくりの実践にあたっては、市民参加のもと、個別の景観要素の魅力向上と全体のつながりの中での魅力向上の両輪で取り組む必要があり、本プランでは以下の理念を本市の景観まちづくりの目指す姿として掲げている。

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を
市民全員で守り育てる

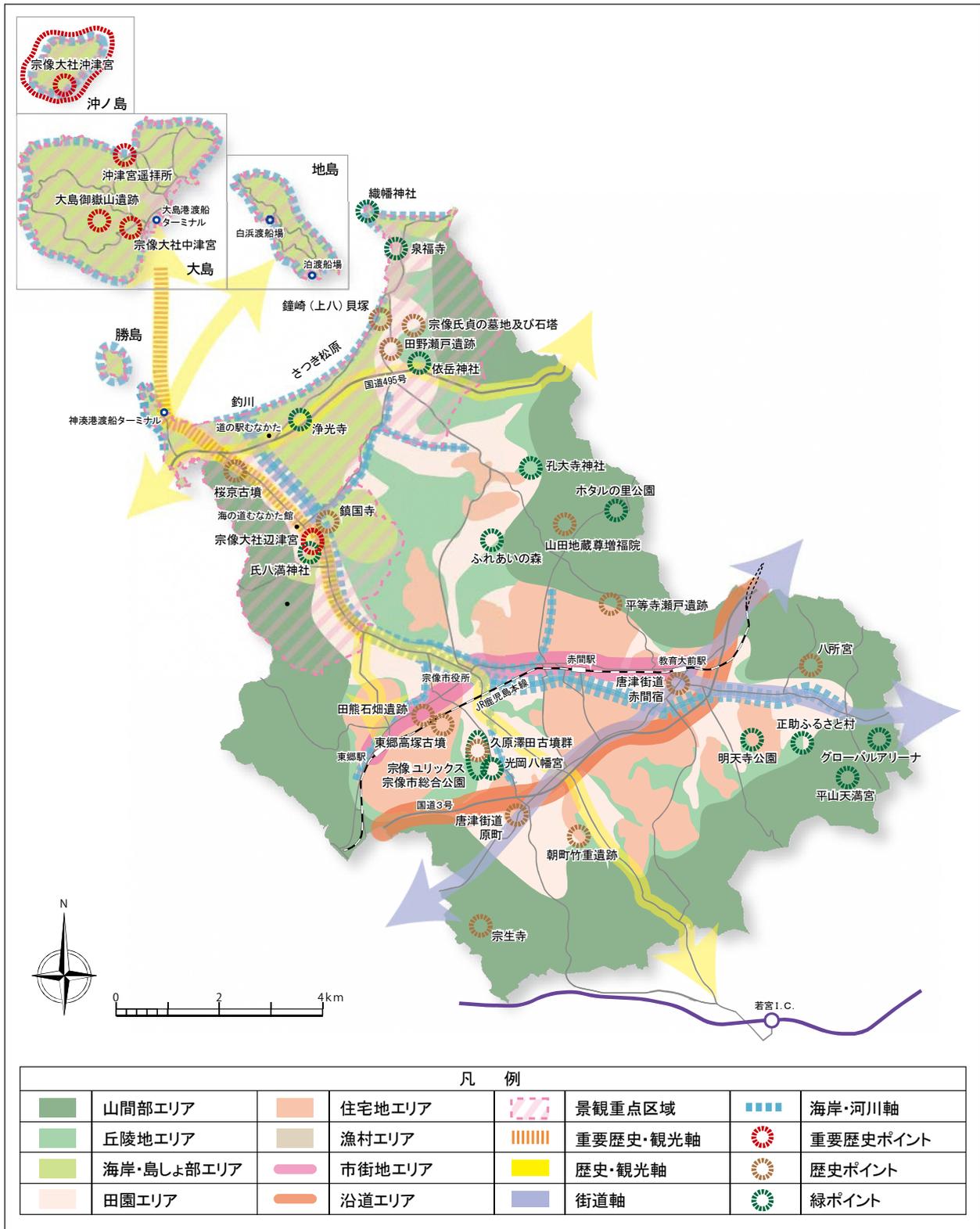
また、「宗像市景観計画」は、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めている。

景観計画では、基本方針を以下の 3 つとしている。

- (1) 歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
- (2) 海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
- (3) 住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

この基本方針を踏まえ、8つのエリア、3つの景観軸、さらに景観重点区域（3区域区分）ごとに景観形成方針を設定している。

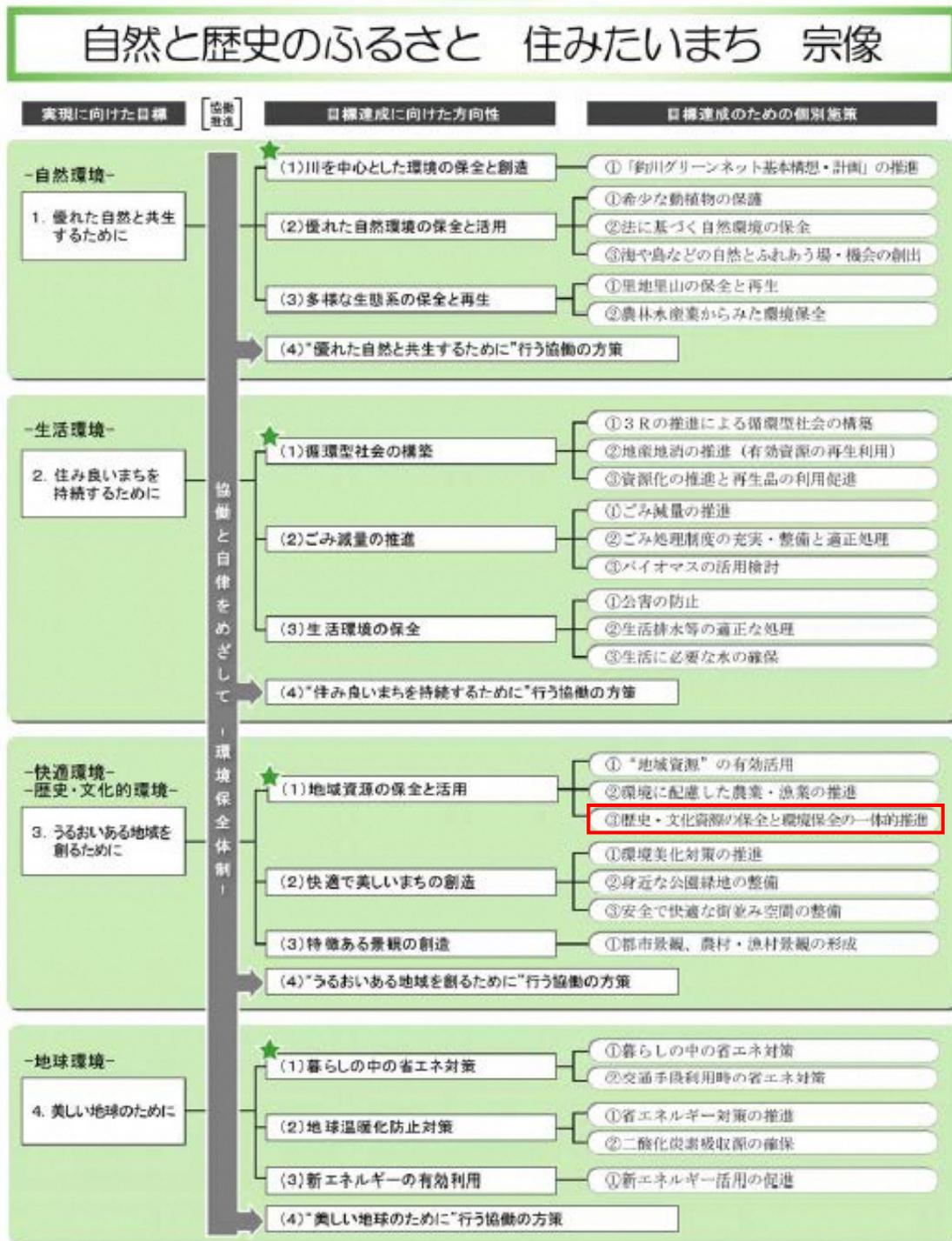
図 景観形成方針図（資料：宗像市景観まちづくりプラン）



(4) 環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定）

「環境基本計画」は、総合計画が目指す都市像を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本市の環境保全・創造に関する各分野の施策・事業の基本となるものである。めざす環境像として「自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像」を掲げ、実現に向けた4つの目標を示し、目標達成に向けた取り組みを推進している。

めざす環境像



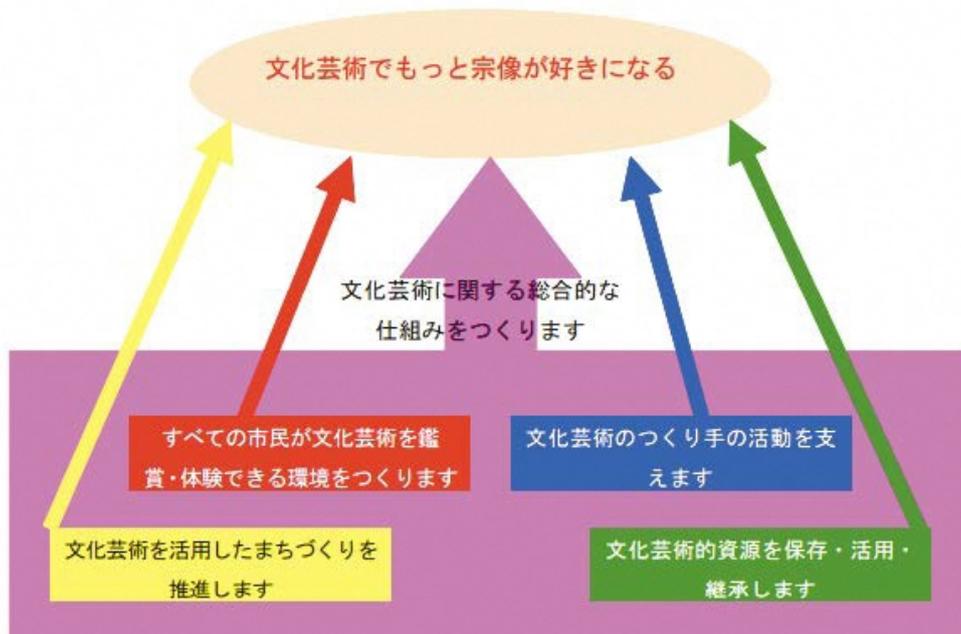
(5) 文化芸術のまちづくり 10年ビジョン（後期）（平成28年（2016）12月策定）

本ビジョンは、宗像市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを推進するために創られたものであり、広範な領域にわたる文化芸術の振興のための施策及び事業の指針と、市民等、民間団体等及び市と多様な主体との文化芸術に関する協働の役割など、推進のために必要な事項を定めたものである。これまでも着実に歩みを進めてきた多様な文化芸術活動をさらに振興し、文化芸術によるまちづくりへと展開していくための目指す将来像や基本目標、それを実現するための重点プロジェクトについて示している。

目指す将来像

「文化芸術でもっと宗像が好きになる」

- ・ 宗像の文化芸術を知る
- ・ 郷土愛を育む
- ・ 文化芸術の力をまちづくりの推進力とする



(6) 宗像市産業振興計画（平成 28 年（2016）9 月策定）

本計画は、農業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的に、本市が向かうべき方向と注力すべき具体的施策を示したものである。

また、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界文化遺産の国内候補として選定されたことを受け、その追い風を活かして地域の産業振興を推進するための施策を示している。

【基本理念】
地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくり

- 基本方針 1 将来にわたる生産・供給体制の確立
- 基本方針 2 地域内消費の拡大
- 基本方針 3 世界遺産登録を見据えた持続的な交流の促進
- 基本方針 4 農水商工観光の一体的推進に向けた分野連携の強化
- 基本方針 5 商品価値の向上につながる地域ブランドの育成

第 1 章 計画の基本方針			第 2 章 分野別計画				第 3 章 分野連携計画																			
基本理念	課題	基本方針	分野	施策の区分	取組事業	数値目標	施策の区分	取組事業																		
地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくり	後継者不足などにより供給体制が十分でない	基本方針 1 将来にわたる生産・供給体制の確立	農業分野	1 経営規模の拡大と効率化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 経営規模の拡大と仕場の集約化に対する支援 高性能な農業機械や施設の導入に対する支援 農産物販売の拡大に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 農地集積割合 新規就農者 農業者の売上高 	1 地域産品のブランド力強化と地産外消 <ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズを踏まえた生産現場連携 個別商品ブラッシュアップ支援 むなかた商品ブランド戦略構築 観光土産及び地域 P R ふるさと寄附活用や求評会開催 2 商品開発を支援する仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 特産品開発・販路拡大のためのネットワーク構築 6 次産業化・農水商工観光連携ビジネスプラン講習会の開催 世界遺産土産品の開発(再興) 地域創造ビジネス創出の支援 3 組織間連携による観光の魅力づくり <ul style="list-style-type: none"> 地場産業と連携した体験メニュー・着地型ツアーの造成 市内飲食店への地元食材流通に向けた検討 食のキャンペーンの開催 組織間の連携による新たな切り口での観光推進 4 道の駅むなかたを活用した販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> 特産品開発・販路拡大のためのネットワーク構築(再興) 販路拡大のための販売場所の確保 P R マーケティング支援 5 さらなる民間との連携推進 <ul style="list-style-type: none"> 民間企業ノウハウの各分野への活用検討 国内外への販路開拓 観光プラットフォームの MICE 機能強化検討 6 企業誘致の推進 <ul style="list-style-type: none"> 新たな産業用地の確保 企業誘致に向けた情報収集の強化 誘致活動の推進 新たな立地支援策の検討 7 男女共同参画の推進 <ul style="list-style-type: none"> 就業条件・就業環境の整備 女性グループ等の人材育成及び支援 																			
	地域内での流通や消費につなげていない	基本方針 2 地域内消費額の拡大		2 新規就農者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農希望者に対する総合的な相談・支援体制の構築 新規就農希望者の確保と育成 農業法人の設立や農業参入に対する支援 新規就農者の農業経営の早期安定化に向けた支援 			3 農地の保全活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能発揮支援交付金の活用 中山間地域等直接支払交付金の活用 経営規模の拡大が困難な小規模農業者に対する支援 																	
	世界遺産登録を視野に入れた観光者の受入体制が十分でない	基本方針 3 世界遺産登録を見据えた持続的な交流の促進		3 農地の保全活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 漁協経営基盤の強化 水産物の販路拡大事業 水産加工品開発事業 養殖漁業の事業化の支援 			1 水産物のもうかる仕組みづくりの構築	<ul style="list-style-type: none"> 水産物流通基盤整備事業(鐘崎漁港)の実施 水産物供給基盤機能保全事業の実施 	2 漁港・漁業施設等の計画的な整備	3 漁場再生事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地元食材の市内流通促進 地域商品券の発行 	1 域内消費額の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の経営支援 創業支援 	2 中小企業の経営安定と創業支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の経営支援 創業支援 	3 中心商業地等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 中心商業地等での賑わい創出支援 空き店舗などへの店舗誘導 	1 宗像版観光プラットフォーム確立による消費額拡大	<ul style="list-style-type: none"> 旅行商品の企画・開発・情報発信、営業の実施 地場型観光キャンペーンの企画・実施 観光による経済効果調査の実施 	2 観光拠点施設を核とした市内周遊の強化	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関との連携強化 東部地区の観光周遊ルートの作成 大島・地島の魅力発信と観光周遊ルートの作成 市内周遊イベントの実施 	3 広域連携チームによる観光 P R と受入体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 観光ガイドブックの製作(モデルルートの設定) 観光プロモーションの実施 イベントを活用した観光 P R の実施 物産館・直売所をつなぐ仕組みづくり 	4 世界遺産来訪者の受入対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 国道 495 号・宗像大社辺津宮周辺の店舗誘致・誘導 観光ボランティアの養成 ホテル・旅館・食堂等の受入準備、充実強化 Wi-Fi・サインの整備、回遊性向上の仕組みづくり 世界遺産土産品の開発 大島・地島の来訪者対策の強化

(7) 宗像市地域防災計画（平成 28 年（2016）3 月修正）

「地域防災計画」は、宗像市の市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、宗像市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画である。この計画に基づき、市、県、関係機関、市民等が一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命や財産を災害から守り、被害の軽減を図ることを目的としている。

文化財に関する記述としては、風水害又は震災の際の文化財の保護に関して対応方針が示されている。

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を市民対策班に通報する。

市が所有・管理する文化財については、市民対策班がその被害状況を調査し、市域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

(8) 宗像市離島振興計画（平成 25 年（2013）4 月策定）

「宗像市離島振興計画」は大島と地島を対象としており、離島の自立的発展を促進し、人口減少の防止並びに定住の促進を図るため、生活環境の整備や福祉の充実、地理的・自然的特性を活かした産業振興、地域間の交流の促進等に関する施策の基本方針及び施策を示すものである。

文化の振興に関する方針としては、島内の伝統行事や文化財の保存、継承が挙げられている。また、観光の振興に関する方針として、世界遺産構成資産の活用が挙げられており、具体的な施策としてガイド機能の強化、観光ルートの開発、景観に配慮したトイレや駐車場の整備、世界遺産の説明ができる観光ガイドの育成などが挙げられている。

3. 歴史的風致の維持向上方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的建造物のうち、国や県、市の指定文化財や国登録有形文化財については、引き続き、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例に基づいて適切に保存管理を行うとともに、公開活用を促進する。保存管理計画を定めている建造物については、これに沿って保存管理を行う。

また、指定等の保護措置を図られていない歴史的建造物は、その歴史的価値を把握するための調査を行い、評価したうえで、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定等を検討し、保存・活用を図る。

歴史的風致の重要な要素である宗像大社（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）、鎮国寺、八所宮については、建造物の保存と安全・安心な公開活用に向け、老朽化や損傷が見られる箇所について適切な修繕を図るとともに、災害による滅失を防ぐための防火設備や盗難を防ぐための防犯設備の設置、イノシシ等の獣害等の対策を図る。

(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する方針

航海の安全や五穀豊穡を願って地域の人々の信仰とともに受け継がれてきた宗像大社（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）や八所宮などの建造物や御神幸経路の厳かな雰囲気と周囲の集落が調和した景観、海の信仰にまつわる祭事を受け継いできた宗像七浦の漁村集落のまちなみを保全・形成するため、引き続き宗像市景観計画、宗像市景観条例、宗像市屋外広告物条例に基づいて建築物等の形態意匠等の規制・誘導を行い、良好な景観形成を進める。あわせて、歴史的な風情を阻害する周囲の柱類、ガードレール、屋外広告物等の工作物の撤去や修景を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら無電柱化や道路美化、沿道建築物等の外観修景を進めることにより、法に基づく規制・誘導だけでなく、整備事業の面からも歴史的建造物と周辺環境の一体的な景観の保全・形成に取り組む。

沖津宮（沖ノ島）と辺津宮（九州本土）を眺望できる御嶽山展望台は、宗像大社は三宮で一体であることを実感できる視点場として、隣接する中津宮の大島御嶽山遺跡との調和に配慮した再整備を行う。

また、世界遺産登録に伴って、見直しを行うサイン計画に基づき、歴史的風致を構成する建造物への案内・誘導サインの再整備を進める。

さらに、唐津街道の赤間宿においては、宿場町の風情あるまちなみを保全・形成するため、空き家活用の支援策を講じる。

(3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する方針

地域で受け継がれてきた祭事などの伝統行事について、地域住民が専門家等と連携しつつ実態調査や記録作成を行う活動を支援する。祭事に必要な用具の修繕や太鼓や笛の技術の継承などを、伝統行事の継承に取り組んでいる団体や学校教育の場と連携しながら支援し、後継者の発掘や育成を促進する。

調査結果の評価により、必要と認められる伝統行事については文化財の指定等を検討するとともに、担い手育成の視点から、その価値や魅力を広く周知する。

(4) 歴史文化の認識の向上に関する方針

歴史文化資源を保存・活用し、継承していくためには、その価値を知り、認識を深めることが重要である。そのため、宗像大社の国宝を展示・収蔵する神宝館と宗像の魅力を内外に発信する海の道むなかた館の老朽化に伴う建替え時期を活かし、両施設の機能を備えた本市の歴史文化の情報発信の象徴となるガイドンス拠点を整備する。

また、歴史文化の情報発信や現地での案内を担う人材を育成するとともに、学校や市民団体と連携しつつ、歴史文化学習や啓発活動を推進する。

文化財指定等の有無によらず、歴史的建造物や伝統的な祭事・風習等を総合的に把握し、文化財保護の基本的方針と周辺環境も含めた総合的な保存・活用の方針を定めた文化財保護に関するマスタープランを策定し、歴史文化を活かした地域づくりを展開する。

(5) 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する方針

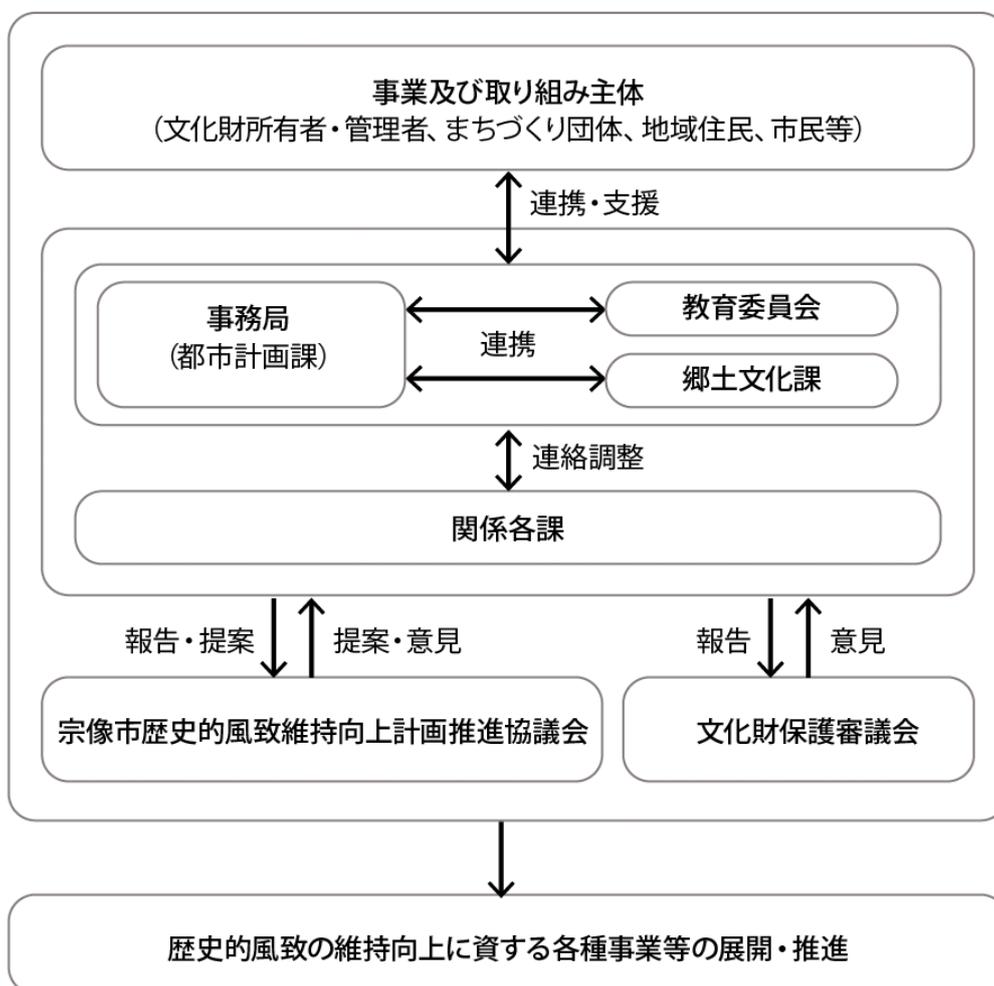
宗像大社をはじめとした歴史文化資源は、本市にとって地域の活性化や観光振興のうえでも非常に重要である。一方で、来訪者の中心となる辺津宮をはじめとした宗像大社への過度な機能集積は、文化財を保護する視点からも危険度が増し、好ましいことではない。そこで、市全域に分布する歴史文化資源にテーマ性・ストーリー性をもたせた観光周遊ルートとしてネットワーク化を図り、交通アクセス手段も含め、広く周知し、来訪者の適切な分散・誘導を図る。

その際、道の駅むなかたやJR駅等の起終点を明確にし、当該施設の情報サービスや交流空間の充実を図るとともに、歴史的な観光ルートにふさわしい景観形成に向けた主要なアクセスルートの修景を進める。また、ルート上の主要な立ち寄り場所に来訪者向けのトイレや休憩所等の便益施設をユニバーサルデザインに配慮して整備する。

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に決定します。

図 歴史的風致維持向上のための推進体制



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置と区域

(1) 重点区域の位置

本計画における重点区域は、第2章で記述した歴史的風致を踏まえ、重要文化財である宗像神社辺津宮本殿及び拝殿が含まれる国指定史跡である「宗像神社境内」を中心に、「宗像大社にまつわる歴史的風致」など本市固有の歴史と伝統を反映した活動が現在も行われている範囲及び活動の際に背景となるまちなみも含めた範囲に設定する。また、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取り組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを考慮した上で設定するものとする。

なお、重点区域は、将来的に重点区域の設定要件が整い、歴史的風致の維持向上のための施策が必要であると認められる場合には、状況に応じて見直しを行うものとする。

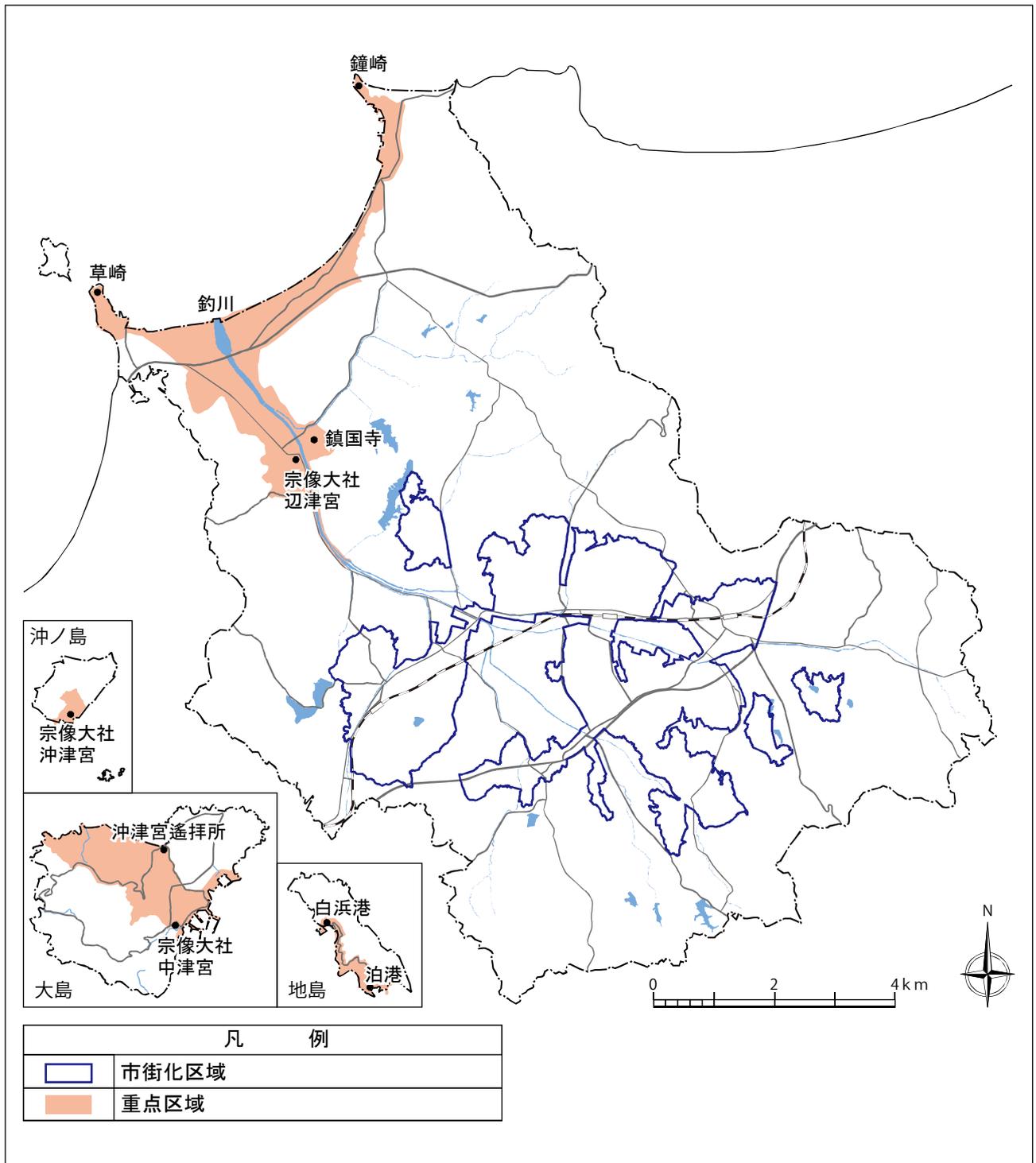
(2) 重点区域の区域

区域の名称: 宗像市歴史的風致維持向上地区 区域の面積: 約 900ha

宗像市歴史的風致維持向上地区は、本市の歴史的風致のなかでも重要となる「宗像大社にまつわる歴史的風致」、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が重なり合う地域を重要な場所として設定する。

沖ノ島では、漁港周辺から沖ノ島灯台までを含む範囲とする。大島では、大島港及びその背後集落を南端とし、御嶽山祭祀遺跡までの登山道に沿いながら北西に進み大崎灯台までの範囲とする。地島では泊港及び白浜港の背後集落までの範囲とする。九州本土部分では玄界灘に面する海岸線と釣川沿いの集落地を含めたY字型の範囲を基本とする。海岸線は草崎から鐘崎までの範囲とし、漁村の生活風景が見られるその背後集落も含めた範囲とする。

図 重点区域の位置と範囲



2. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の大部分が展開される場所であり、重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を推進し歴史的建造物の保存・活用や伝統的な活動等の支援を推進することで、市民の歴史的風致に対する認識や愛着が深まることが期待される。また、世界遺産への登録を契機とした観光客の増加も見込まれるなか、歴史的風致の維持向上に関する取組により、地域の魅力を高めることにより、さらなる交流人口の拡大、地域振興の効果が期待できる。

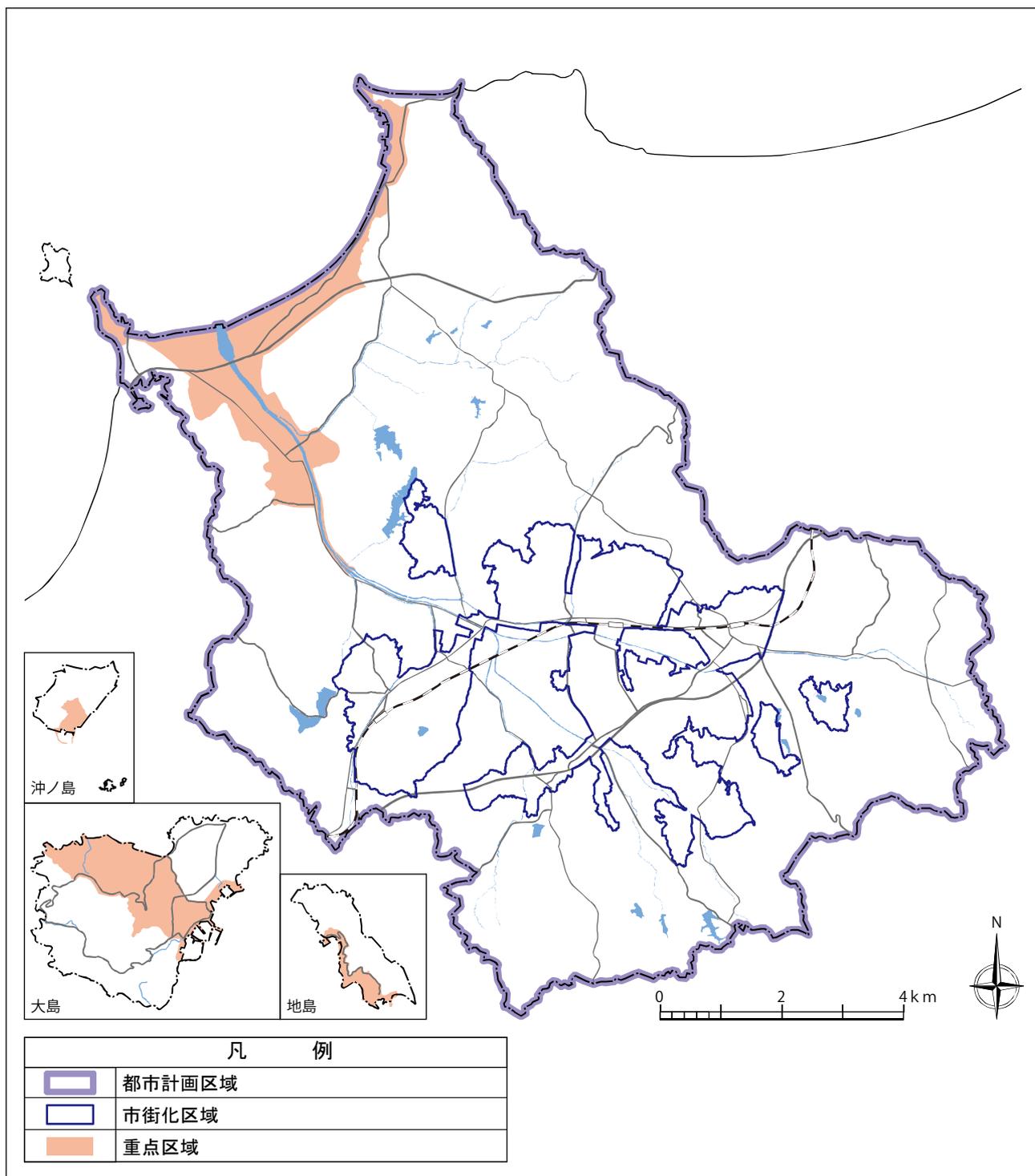
なお、本計画の重点区域は宗像市景観計画における景観重点区域に含まれており、本計画に基づく施策の推進と合わせ景観の規制誘導を図ることにより、歴史的風致の維持向上に相乗的な効果を与えることが可能である

3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み

(1) 都市計画法

本市における都市計画は、島しょ部を除く市全域が都市計画区域である。都市計画域のうち約17%にあたる1,834haが市街化区域であり、市域の大部分は市街化調整区域である。本計画の重点区域は全域が都市計画区域外又は市街化調整区域に位置している。

図 都市計画区域と重点区域

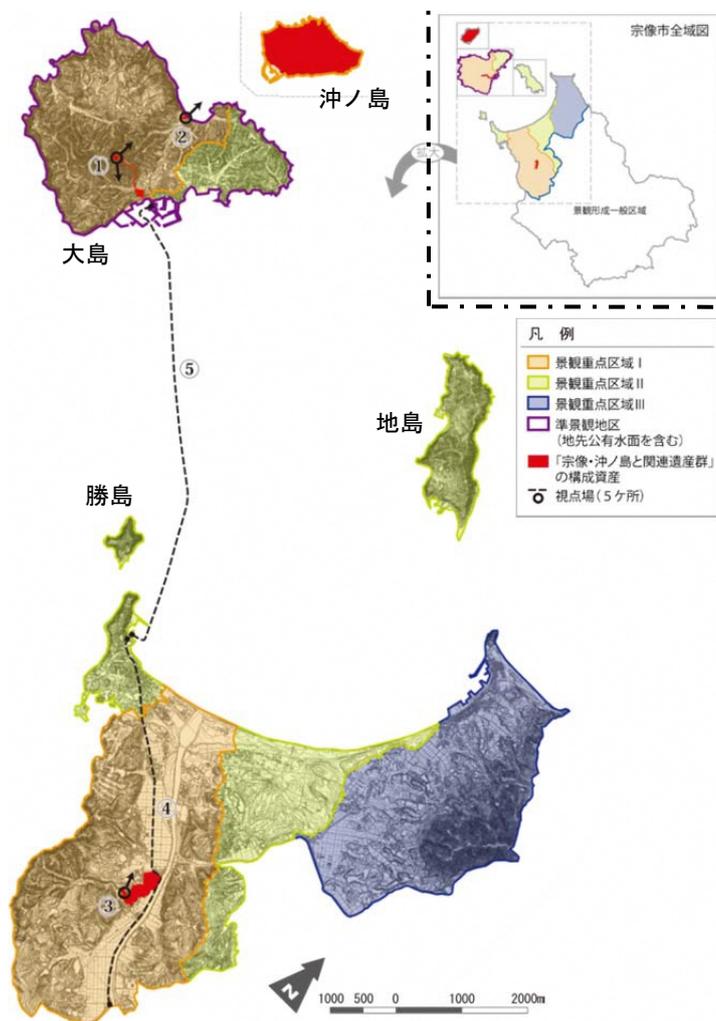


(2) 景観法

本市では、平成 26 年（2014）7 月に景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」を策定し、同年景観法に基づく「宗像市景観計画」を策定し、「宗像市景観条例」として平成 26 年（2014）7 月から施行している。

「宗像市景観計画」では、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定め、景観誘導を図っている。景観重点区域は、各構成資産周辺の景観保全・形成、大島御嶽山や海上からの眺望範囲の観点から、景観重点区域Ⅰ～Ⅲの 3 つの区域に区分している。

図 景観計画における景観重点区域



	視点場
大島	①大島御嶽山から沖ノ島及び本土側への眺望 ⇒【視点場】大島御嶽山展望台 ②沖津宮遙拝所から沖ノ島への眺望 ⇒【視点場】沖津宮遙拝所
本土	③辺津宮の高宮祭場から釣川河口への眺望 ⇒【視点場】辺津宮の高宮祭場 ④亀石橋から神湊までの県道69号等からの眺望 ⇒【視点場】亀石橋～神湊港渡船ターミナル間の県道 69 号・市道神湊線・県道 300 号
海上	⑤神湊から大島間の渡船航路からの眺望 ⇒【視点場】神湊港渡船ターミナル～大島港渡船ターミナル間の渡船航路

(3) 屋外広告物法

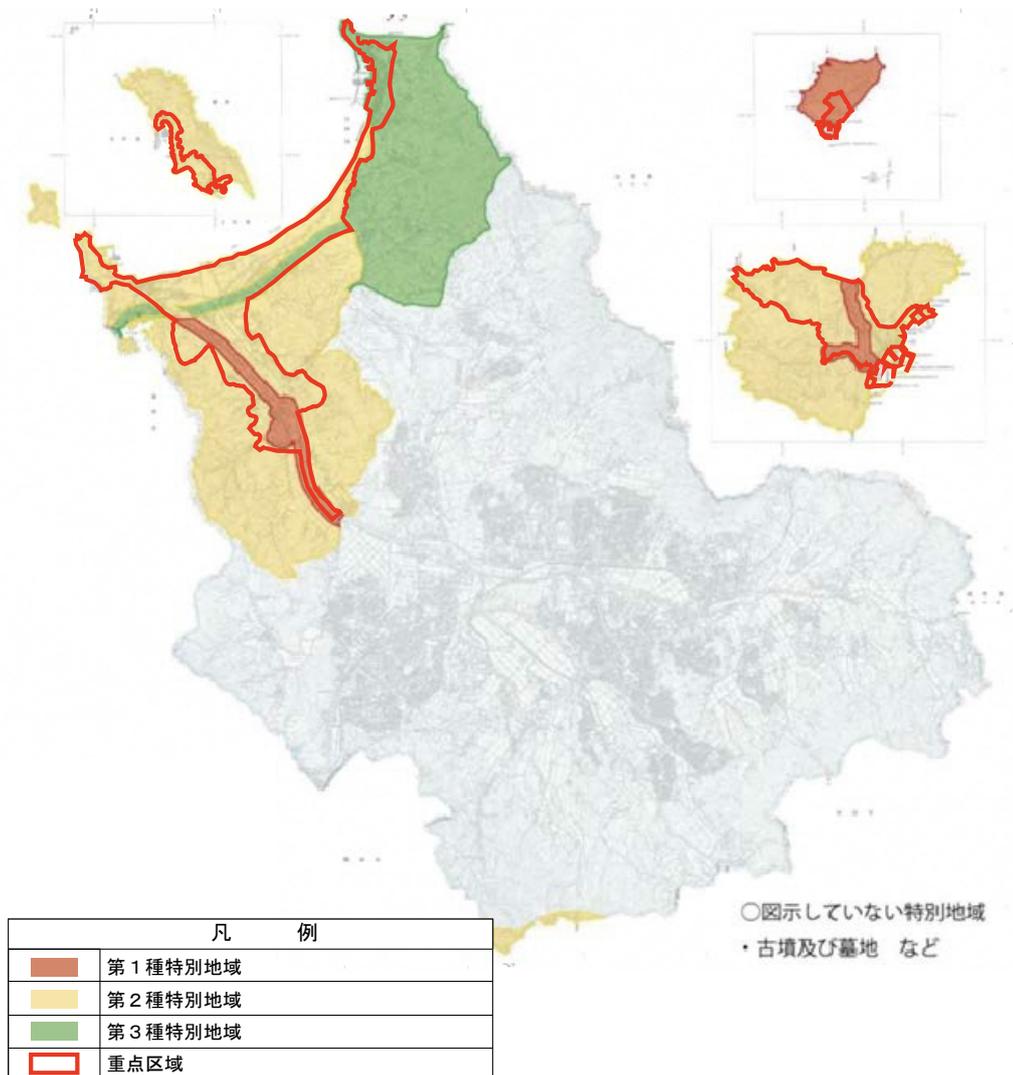
本市では、平成 27 年（2015）11 月から、良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例を施行している。

規制内容については、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3つの特別地域と1つの普通地域に区分し、地域ごとの基準を定めている。

表 基準の概要（共通基準）

項目	基準
広告物の規模	①広告物の面積、高さ及び数量は、必要最小限とすること。 ②複数の広告物を無秩序に設置することは避け、できる限り集約化すること。
周辺との調和	③広告物の形態意匠は、地域特性や周辺環境との調和を図ること。 ④建築物その他の工作物等に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物その他の工作物等との調和を図ること。
色彩や光の使い方	⑤広告物の色彩の基調色は、周辺環境及び建築物その他の工作物等と類似又は融和するものとする。
他法令の遵守	⑥道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合すること。

図 屋外広告物条例による地域区分



(4) 自然公園法

本市は、玄界灘沿岸と地島の大部分及び勝島などを中心に 683ha が玄海国定公園に指定されており、工作物の新築や木竹の伐採などの各種行為に対し制限が設けられている。重点区域内には第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域が含まれている。

図 重点区域と国定公園

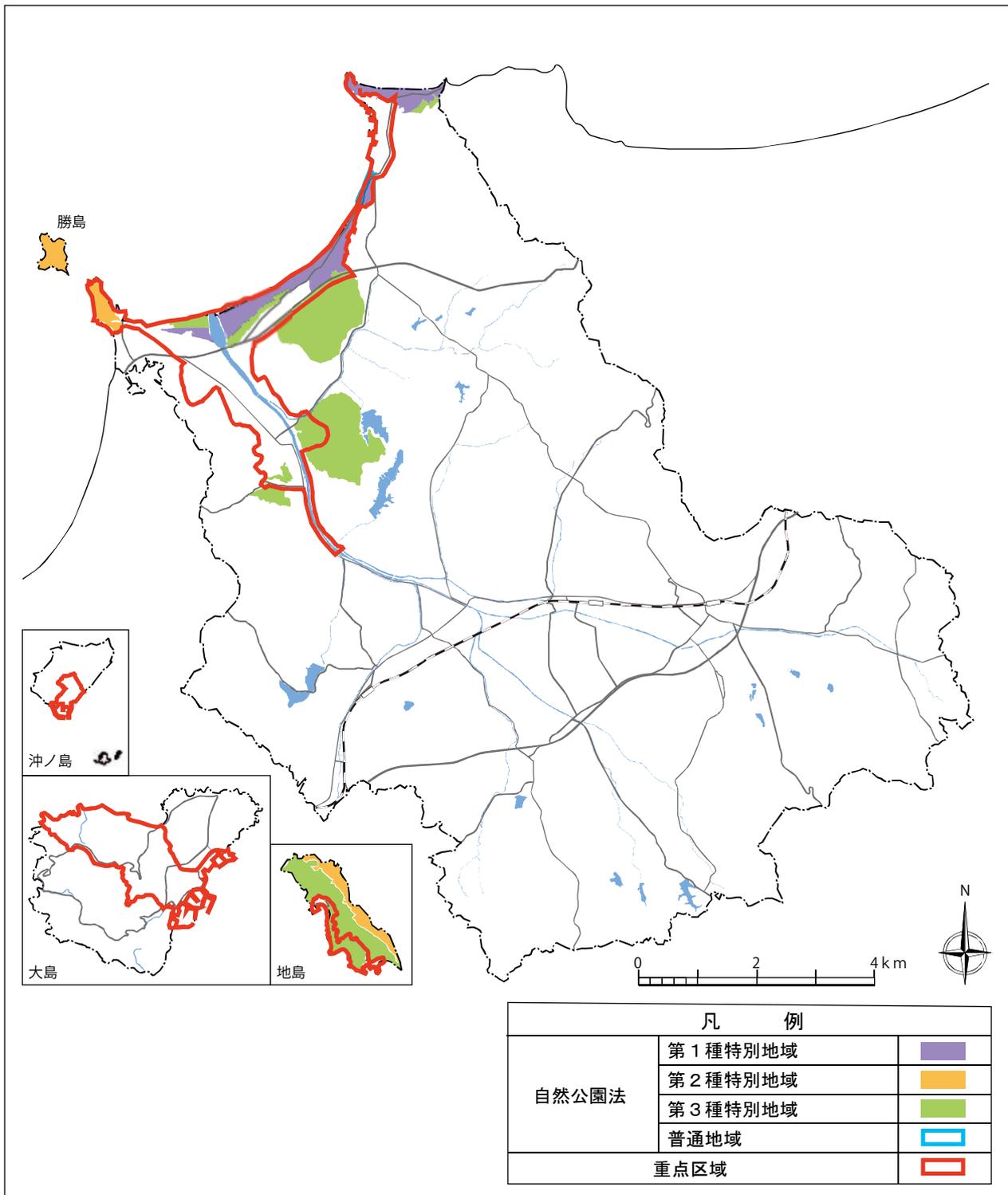


表 地域区分と行為規制

地区区分	説明	行為規制
第1種特別地域	特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域(海面を含む)	事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる

表 許可申請・届出を要する各種行為一覧 (●：許可 ▲：届出)

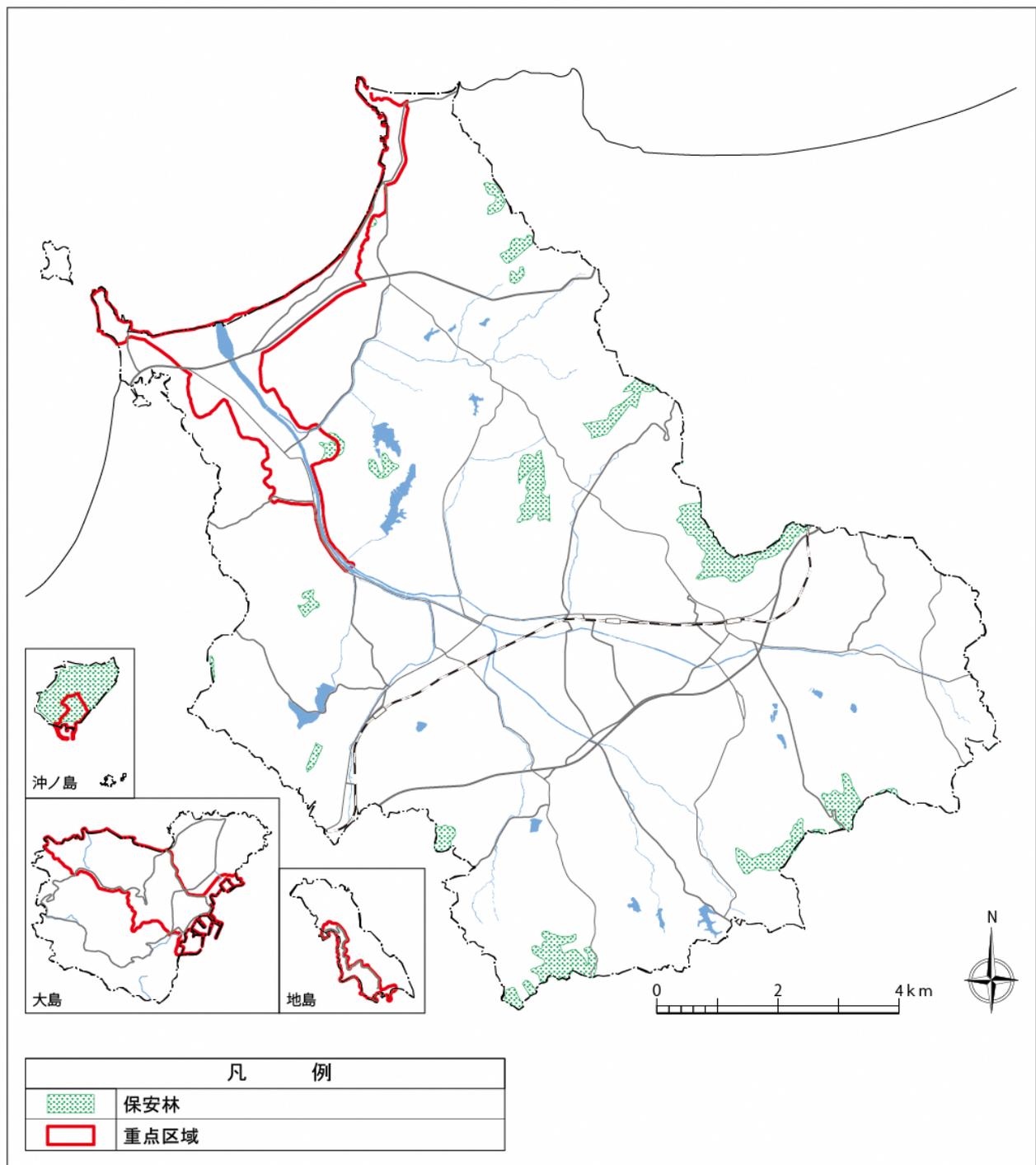
行為の種類	国立・国定公園	
	特別地域	普通地域
工作物の新築、改築、増築	●	▲ (大規模な)
木竹の伐採	●	
指定区域での木竹の損傷	●	
鉱物や土石の採取	●	▲
河川、湖沼の水位・水量の増減	●	▲ (特別地域内の)
指定湖沼への汚水の排出等	●	
広告物の設置・表示	●	▲
屋外での指定物の集積・貯蔵	●	
水面の埋立等	●	▲
土地の形状変更	●	▲
指定植物の採取等	●	
指定地域での指定植物の植栽。播種	●	
指定動物の捕獲等	●	
指定区域での指定動物の放出	●	
屋根、壁面等の色彩の変更	●	
指定する区域への立入	●	
指定区域での車馬等の乗り入れ	●	
政令で定める行為	●	

(5) 森林法

本市の保安林のうち重点区域内においては、沖ノ島全域、区域の縁辺部に分布している。

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、その環境は、対象区域内における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為を行う場合、許可の対象となることで保全が図られている。また、沖ノ島の保安林は「宗像市森林整備計画」において、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する文化機能維持増進森林に位置付けられている。

図 保安林区域と重点区域



第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全市に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、国指定文化財が17件、県指定文化財が21件、市指定文化財が29件の合計67件の有形、無形の文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、市内には宗像大社の摂末社などをはじめとする指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。

本市の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物としては、宗像神社辺津宮本殿及び拝殿、宗像神社中津宮本殿、鎮国寺本堂、八所宮本殿及び拝殿などが挙げられる。これら有形文化財の保存・活用にあたっては、「国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画」に基づき、現状の保存を基本としながら史跡の本質的価値に影響を与えないような修理、防災設備の整備等を行う。

【無形民俗文化財】

無形民俗文化財としては、県指定の鐘崎盆踊り、市指定の主基地方風俗舞、神湊盆踊り、宗像大社みあれ祭が指定されている。無形民俗文化財の保護にあたっては、活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、損壊した場合の適切な修理が重要である。

事前の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な指導・助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。特に指定文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法や福岡県及び宗像市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理や整備は、歴史的風致形成建造物として指定した建造物等については、公開活用を想定した内部の修理・整備などに対する支援を実施する。それ以外の未指定文化財は、必要に応じて

所有者と協議しながら保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、海の道をテーマとして、大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」の他、沖ノ島の古代祭祀遺跡より発見された、約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」があり、来訪者の歴史や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。

平成29年(2017)7月に宗像大社沖津宮(沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩)、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産として世界遺産として登録されたこともあり、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実や、「宗像大社 神宝館」の老朽化が進み、重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の再編を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため都市計画法や宗像市景観条例、宗像市屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。また、道路の美装化、排水路の整備、街路灯や案内板等のデザインについて、文化財及び周辺環境との調和に配慮し実施する。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財については、地震、落雷、水害、台風等の自然災害により損壊、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、宗像地区消防本部と連携して文化財所在地での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害毎に必要なと考えられる対策を行うことにより、損壊・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方にに基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、被災履歴を記録し、その後の防災対策に役立てる。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する基本的な方針として、住民や来街者に対して本市の文化財に関する情報提供や学習・体験機会の確保に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内各地に残る盆踊りをはじめとする民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習機会の確保などを通じて、地域にお

けるまちづくりへの取組を促進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、福岡県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市では、文化財に関する業務は市民協働環境部郷土文化課が担当している。職員は、協働文化係 6 名、市史係 4 名、文化財係 7 名に課長を加えた計 18 名で携わっている。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、宗像市附属機関設置条例に基づき、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会が設置されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を市指定文化財にする際は、宗像市文化財保護審議会に諮り指定していくこととする。

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧 (平成 29 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日)

氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州歴史資料館・海の道むなかた館 館長	有形文化財、記念物
桑田 和明	元宗像市立城山中学校 教諭	有形文化財
山野 善郎	建築史塾 Archist 代表	有形文化財
森 弘子	太宰府発見塾 塾長	有形文化財、無形文化財
河窪奈津子	宗像大社神宝館文化財管理事務局 学芸員	有形文化財
井上 晋	福岡県文化財保護審議会 委員	有形文化財、記念物
宮本 香織	北九州市市民文化スポーツ局文化部文化企画課 学芸員	有形文化財、記念物

表 宗像市史跡保存整備審議会 委員一覧 (平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日)

氏名	職名・職歴	部門
西谷 正	九州大学名誉教授	考古学 (東アジア)
佐野 千絵	東京文化財研究所文化財情報部 部長	保存科学
林 重徳	佐賀大学名誉教授	土木工学 (地盤工学)
杉本 正美	九州大学名誉教授	造園学 (風景工学)
石山 勲	日本考古学協会 会員	考古学 (古墳)
藤 周作	宗像市立玄海東小学校 教頭	教育、体験学習
青井 早苗	一般市民	一般市民

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制

本市の文化財を保存・活用していくためには、宗像市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。宗像市において文化財の保存・活用に關わる団体は、現在下表に示す 12 団体あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 宗像市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

活動分類	団体名称	活動概要
まちなみ保全	NPO法人文化財保存工学研究室	文化財建造物及び歴史的まちなみの保存・活用に関する調査・指導・普及活動
	唐津街道むなかた推進協議会	九州風景街道「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」の取組み
歴史・文化継承	赤馬塾	旧唐津街道赤間宿の歴史継承
	夢灯籠まつり実行委員会	赤間地区における夢灯籠まつりの実施
	宗像・沖ノ島世界遺産市民の会	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の推進
	むなかた歴史を学ぼう会	市民に身近な歴史について学ぶ場を提供
	地域学芸員	海の道むなかた館において、展示の案内や体験学習
	宗像大社 海洋神事奉賛会	みあれ祭の保存に関する活動
	鐘崎盆踊り振興会	鐘崎盆踊りの保存と継承に関する活動
	神湊盆踊り保存会	神湊盆踊りの保存と継承に関する活動
観光ガイド	田熊石畑遺跡村づくりの会	国史跡田熊石畑歴史公園の保存活用に特化した活動
	宗像歴史観光ボランティアの会	来訪者への歴史観光ガイド

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が16件、県指定文化財が13件、市指定文化財が12件の計41件の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。有形文化財について、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿及び拝殿は既存の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図る。地域に根付く伝統行事の無形民俗文化財等は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿などが存在する。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、なるべく早い時期の修理事業を行う必要がある。そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに係る費用に対して支援する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、海の道をテーマに大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」、沖ノ島で出土した4～9世紀頃のものと思われる約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」がある。そのため現状と課題を整理し、それぞれの施設のあり方を検討する。

平成29年7月に宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成遺産として世界遺産として登録されたこともあり、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実や、「宗像大社神宝館」に関しても施設の老朽化などが進み重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の再編を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

本計画における重点区域は、景観計画における景観重点区域内にあり、景観形成基準に基づいた修景事業を実施する。特に沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については世界遺産登録を契機に、来訪者の増加が予想されることから周辺道路の電線類地中化事業についても検討し、実施していく。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

宗像地区消防本部や宗像警察署と連携し、文化財の盗難に対する見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るよう努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を可能な限り設置するよう指導を実施する他、県と連携し、文化財に対する市民の防災意識と愛護精神の向上を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動や防火訓練を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。市内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、文化財保護の将来の担い手である児童・生徒に対し、宗像市の歴史や文化財に関する副読本を作成、配布するなど、愛着を育むための取組みを推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、94ヶ所存在しており、重要な遺構として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制・整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に取り組む団体として、宗像大社海洋神事奉賛会等が活動を展開している。これらの団体が、文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の補助支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を、行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、宗像市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針

整備にあたっては、対象となる歴史的な施設や周辺地域の歴史的、文化的な背景やそれらと関わる市民や地域住民の活動状況等を十分に把握した上で、周囲の歴史的、文化的景観との調和を図りながら進める。特に、史跡や文化財に指定されている場合には、関係法令を遵守しつつ、必要に応じて「宗像市文化財保護審議会」の意見を聴いて行うものとする。

また、整備を行った歴史的風致維持向上施設については、積極的な公開や活用を行い、施設の魅力と価値を十分に発揮させることにより、歴史的風致の維持向上を図るものとする。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が相互に連携し、適切な役割分担のもとで、防災や防犯などにも配慮した維持管理を行うとともに、文化財保護法ほか、景観法、市条例等に基づいた日常的な維持管理を確実に進める。

さらに、歴史的風致維持向上施設については、市民や市民団体等との協力のもと、官民一体となった維持管理を進め、これらの施設の特性を生かした積極的な活用を進める。なお、事業実施にあたっては、国や県からの支援が得られるよう検討を進めることとする。

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業【事業一覧】

- ①宗像大社整備事業（平成30年度～平成39年度）
- ②史跡宗像神社境内地防災防犯事業（平成30年度～平成39年度）
- ③歴史的風致形成建造物整備事業（平成31年度～平成39年度）
- ④八所宮整備事業（平成30年度～平成39年度）

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業【事業一覧】

- ⑤宗像大社環境整備事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑥宗像七浦環境整備事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑦無電柱化事業（平成30年度～平成35年度）
- ⑧赤間宿空き家活用支援事業（平成30年度～）

ウ 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する事業【事業一覧】

- ⑨無形民俗文化財等調査支援事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑩歴史文化推進事業（平成30年度～平成39年度）

エ 歴史文化の認識の向上に関する事業【事業一覧】

- ⑪歴史文化資源ガイドダンス拠点整備事業（平成34年度～平成38年度）
- ⑫歴史文化ガイド養成事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑬世界遺産登録啓発活動事業（平成30年度～平成39年度）
- ⑭歴史文化基本構想策定事業（平成30年度～平成31年度）

オ 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する事業【事業一覧】

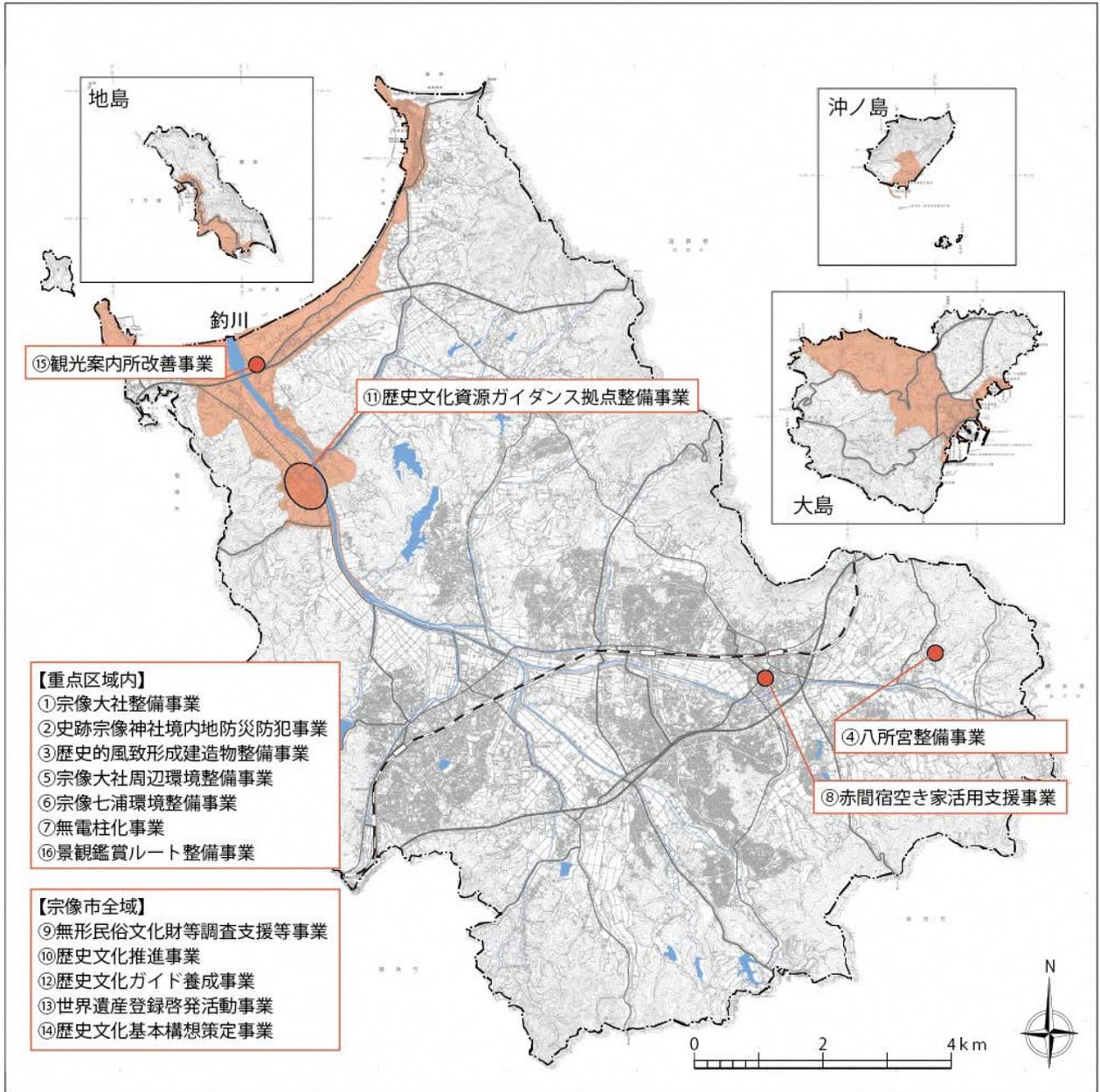
⑮観光案内所改善事業（平成 30 年度）

⑯景観鑑賞ルート整備事業（平成 30 年度～平成 35 年度）

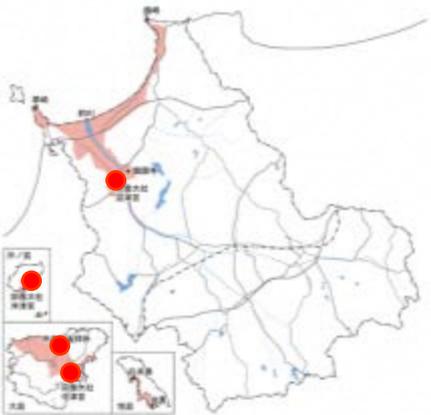
2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業

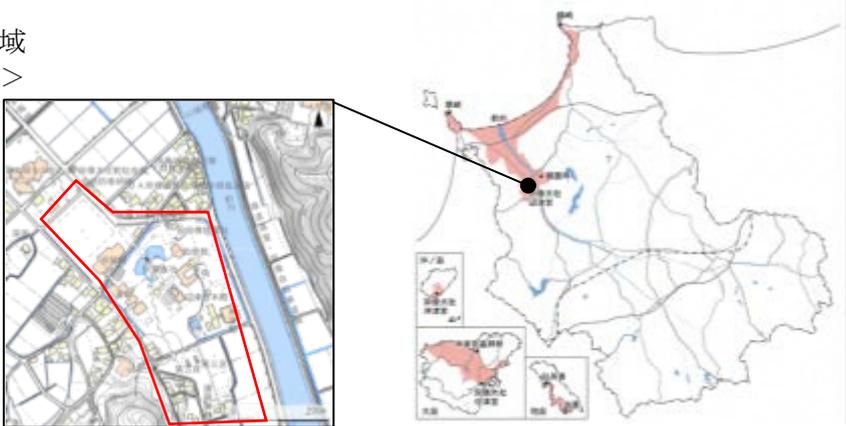
歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

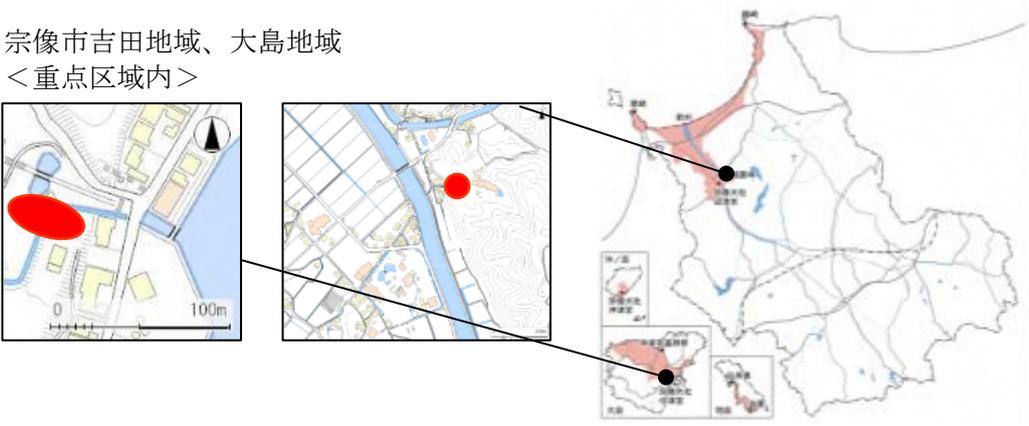
図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置

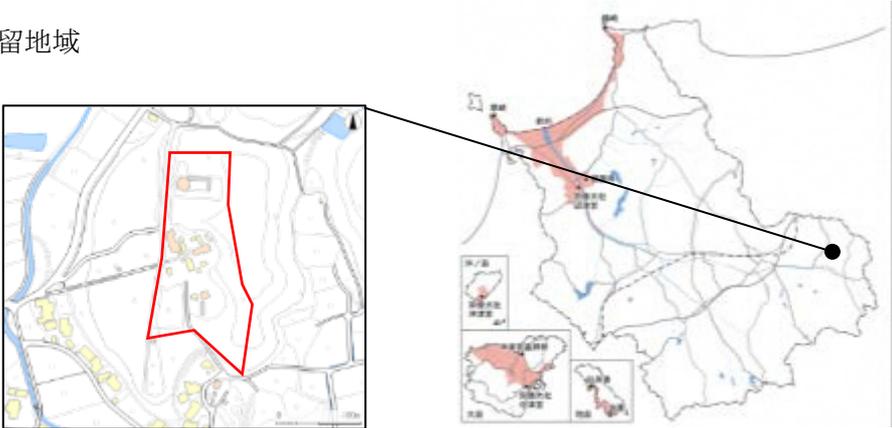


ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

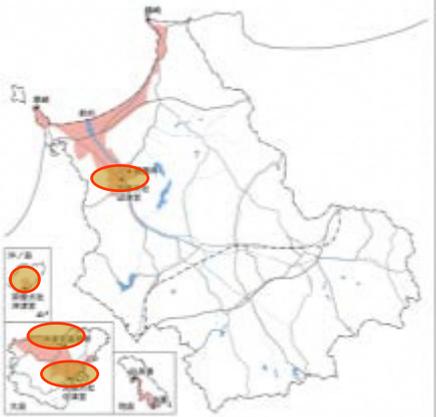
事業名	① 宗像大社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市沖ノ島地域ほか <重点区域内></p> 
事業概要	<p>本事業は、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である宗像大社沖津宮他の参道や法面の修景整備等を行うものである。</p> <p>(沖津宮社殿) (沖津宮遙拝所) (中津宮本殿・拝殿)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宗像大社（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）は、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産であり、良好な景観形成の推進の一環及び観光振興を目的とした整備を進める。島内の禊場の整備や法面の修景、社務所の修景等を行うことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

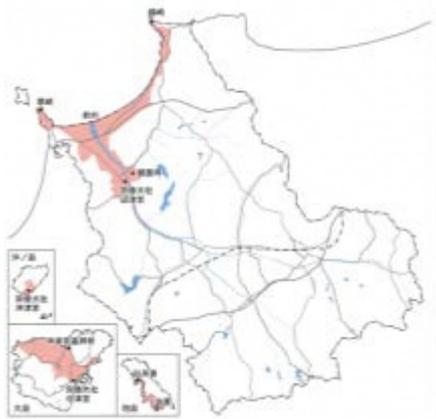
事業名	② 史跡宗像神社境内地防災防犯事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	宗像市田島地域 <重点区域内> 
事業概要	<p>本事業は、国指定史跡である宗像神社境内（沖津宮、中津宮、辺津宮）の防災防犯計画の策定や盗掘対策設備の整備を行うものである。</p> <p>(海上神幸)  (宗像大社辺津宮) </p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業場所である宗像大社境内地は、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産である沖津宮、中津宮、辺津宮である。境内地を保存するための計画策定や盗掘対策用管理設備の設置等を実施することで、継承されてきた神事が守られ、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

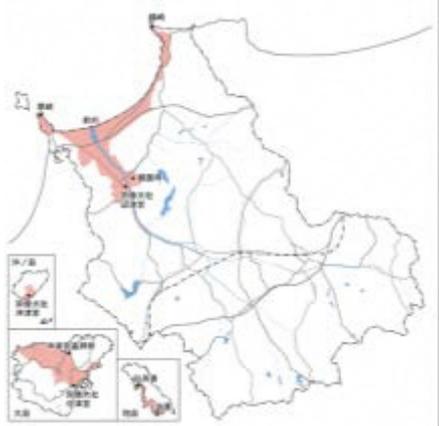
事業名	③ 歴史的風致形成建造物整備事業
事業主体	市、鎮国寺、宗像大社
事業期間	平成 31 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※街なみ環境整備事業の活用を検討
事業位置	宗像市吉田地域、大島地域 <重点区域内> 
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致形成建造物候補である建造物の修景や参道の整備等を行うものである。</p> <p>(鎮国寺) (宗像大社中津宮)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産である宗像大社と密接な関係にある鎮国寺と中津宮の整備を中心とした環境整備を進めることで、継承されてきた神事が守られ、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

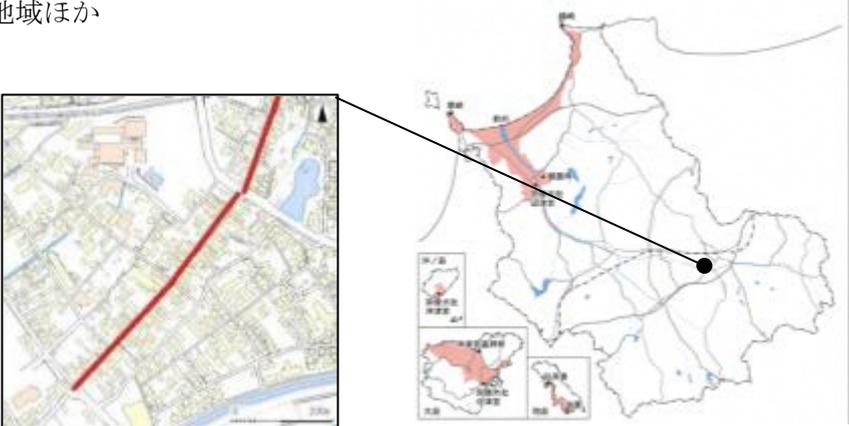
事業名	④ 八所宮整備事業
事業主体	市、八所宮
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市吉留地域</p> 
事業概要	<p>本事業は、宗像市東部に位置する八所宮の土壁の修景や境内の整備を行うものである。</p> <p>(八所宮)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>300 年以上続く御神幸祭の舞台である八所宮の土壁修景事業や境内の整備を進める。本事業を実施することで、地域の住民が育んできた活動を守り、継承されてきた神事が守られ、「八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業

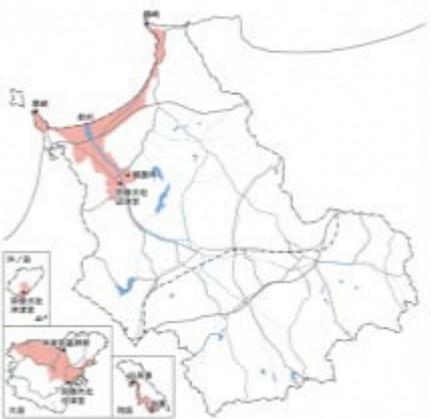
事業名	⑤ 宗像大社周辺環境整備事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市沖ノ島地域ほか <重点区域内></p> 
事業概要	<p>本事業は、宗像大社周辺の環境整備を行うものである。工作物の修景や支柱の撤去、景観阻害要因の撤去等を行い、良好な景観形成に資する整備を実施する。</p> <p>(宗像大社沖津宮遙拝所周辺) (サイン整備)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業場所は、市景観計画の景観重点区域及び準景観地区に位置しており、周囲の景観と調和した整備を進めなければならない。</p> <p>世界文化遺産構成資産であることから、多くの観光客が訪れることが予想されるため、観光の拠点となり、観光振興が図られることで「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

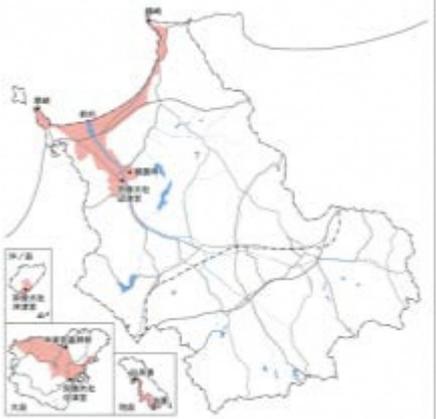
事業名	⑥宗像七浦環境整備事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市大島地域 <重点区域内></p> 
事業概要	<p>本事業は、宗像七浦の環境整備を行うものである。道路の美装化や電柱の地中化等を行い良好な景観形成に資する整備を実施する。</p> <p>(大島谷岡線の整備) (辺津宮遙拝所参道整備)</p> <p>建物修景や道路の美装化</p>  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業は、市景観計画で景観重点区域として位置付けている宗像七浦の環境整備事業である。大島、地島、鐘崎、神湊等の漁村集落は、今もなお風情を残し、良好な景観形成が図られている。本事業は、これまで育まれた景観を守り、保全をしていくために進めなければならない。住民や観光客の景観に対する意識向上が図られることから、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑦無電柱化事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 35 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	宗像市田島、大島地域ほか <重点区域内> 
事業概要	<p>本事業は、良好な景観形成の推進の一環として、『『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』緩衝地帯内の無電柱化を実施する。</p> <p>(実施前) (実施後イメージ)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>事業位置は、宗像大社辺津宮周辺や大島の市道であり、市景観計画の景観重点区域として位置付けている。周囲は、田園風景が広がる先に古民家が立ち並んでおり、良好な景観を形成している。</p> <p>本事業を実施することで、景観が保全され、「宗像大社にまつわる歴史的風致」に関する構成要素が一带となって整備されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

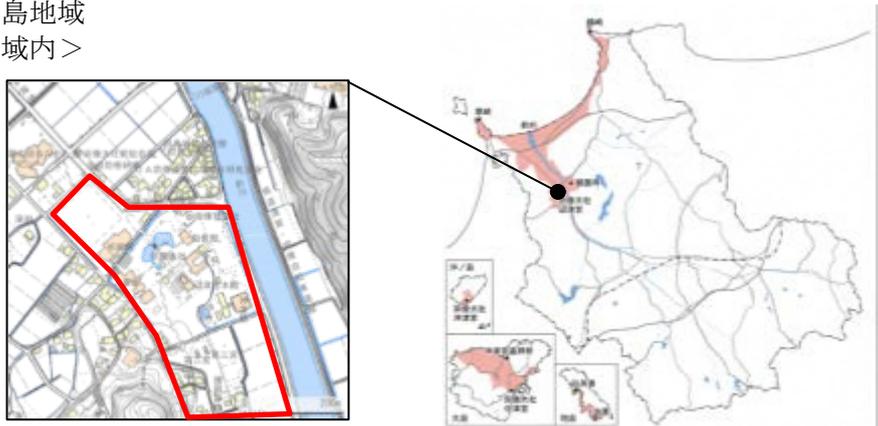
事業名	⑧赤間宿空き家活用支援事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※平成 27 年度は地方創生先行型補助金を活用
事業位置	<p>宗像市赤間地域ほか</p> 
事業概要	<p>本事業の位置は、江戸時代の宿場町として栄え、今も古い街並みを残す唐津街道・赤間宿であり、良好な景観形成の推進の一環として、赤間宿通りへの新規出店者に対して支援を実施する。</p> <p>(実施前) (実施後)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>事業位置は、江戸時代の宿場町として栄え、今も古い街並みを残す唐津街道・赤間宿であり、良好な景観を形成している。しかし、近年、空き店舗が増加しているため、本事業を実施することで景観が保全されることから、「唐津街道赤間宿にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

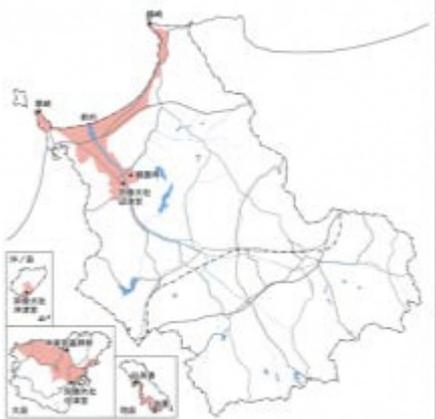
ウ 歴史や伝統を反映した人々の活動の支援に関する事業

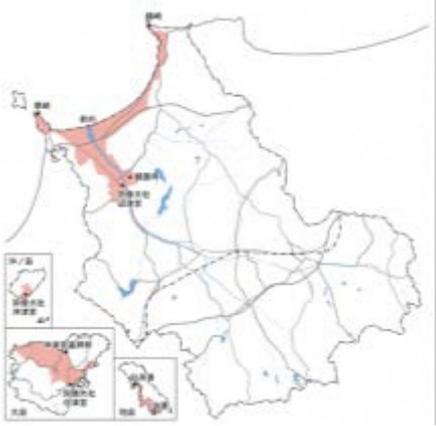
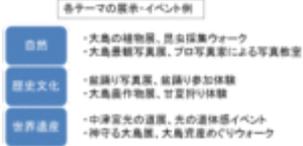
事業名	⑨無形民俗文化財等調査支援等事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市全域 <重点区域内他></p> 
事業概要	<p>各地域に残されている祭事や活動等の無形民俗文化財等を後世に継承するため、調査、支援を行う。</p> <p>(八所宮御神幸行列) (唐津街道赤間宿まつり)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業を実施することで、指定文化財だけでなく、地域が育んできた伝統や文化を尊重する態度が養われ、持続的な社会の担い手を作ることができる。また、地域の祭事等を後世に残すことで、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

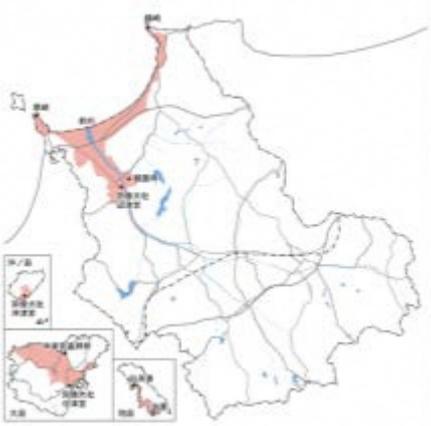
事業名	⑩歴史文化推進事業
事業主体	市
事業期間	平成30年度～平成39年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	宗像市全域 <重点区域内他> 
事業概要	市内の小中学校で世界遺産学習の実施や山笠保存会活動等の支援を行い、教育環境の充実及び地域資源の保存を図る。 (沖ノ島)  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業を実施することで、宗像市の子どもたちが地域に誇りを感じ、伝統及び文化を尊重する態度を養うことで、持続的な社会の担い手を作ることができる。また、みあれ祭や宗像信仰、神社祭事、地域の祭事等を後世に残すことで、「宗像大社にまつわる歴史的風致」、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。

エ 歴史文化の認識の向上に関する事業

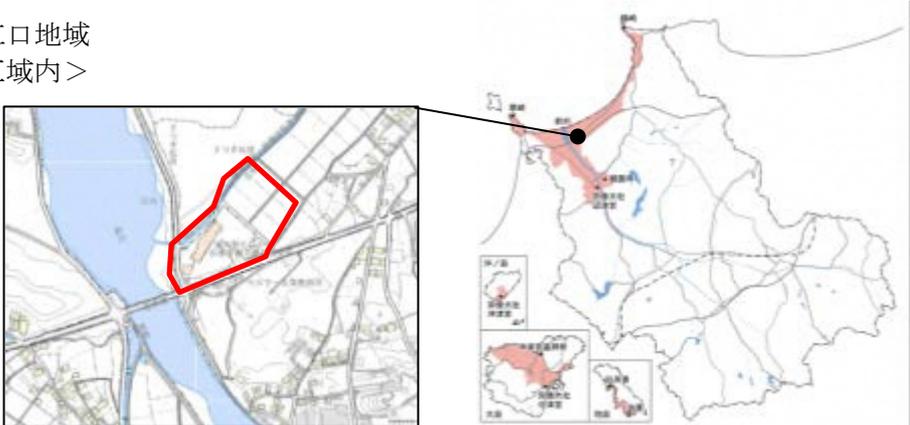
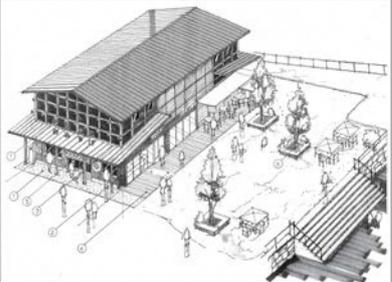
事業名	①歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成 34 年度～平成 38 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市田島地域 <重点区域内></p> 
事業概要	<p>(世界文化遺産 沖ノ島)</p>  <p>本土側の中心拠点となる宗像大社辺津宮に隣接する敷地（約 34,000 平方メートル）に国宝約 8 万点を展示・収蔵する文化施設棟をはじめ、中核来訪者施設棟（世界遺産センター）、文化財保存管理及び研究棟、図書館分館棟など、延べ面積約 6,000 平方メートルの施設整備を整備する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>既存の文化施設棟（神宝館）及び文化財保存管理棟（収蔵庫や海の道むなかた館等）は、建築物及び設備機器の老朽化が著しく、また、周囲の古民家との調和がされていないため景観上も問題がある。本事業を実施することで、宗像大社辺津宮周辺の景観が保全され、「宗像大社にまつわる歴史的風致」に関する構成要素一体となることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

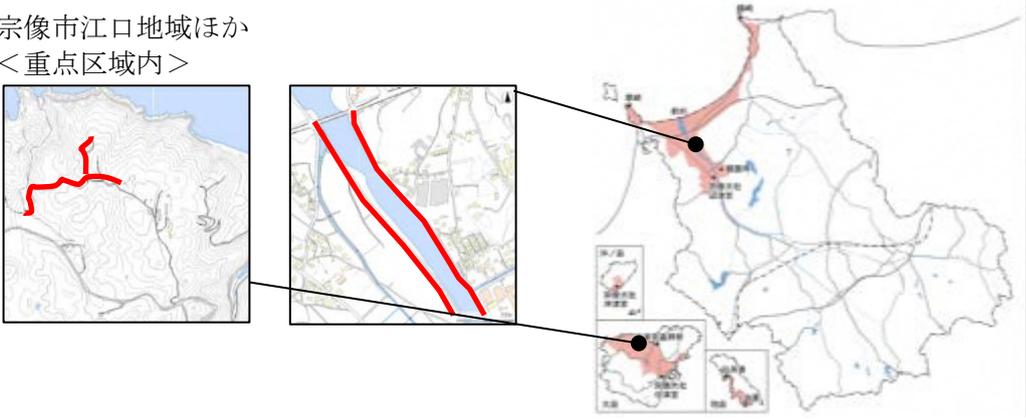
事業名	⑫歴史文化ガイド養成事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	宗像市全域 <重点区域内他> 
事業概要	<p>本事業は、宗像市の歴史文化資産の魅力、伝統的な活動、街並みなどについて、観光客等に同行して案内する観光ガイドを専門の養成講座の開催によって養成する。</p> <p>(講座の様子①) (講座の様子②)</p>  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>観光ガイドは市民活動の核として、歴史的風致の維持及び向上に関するの情報提供者の役割を担うとともに、宗像市を訪れる多くの人が歴史文化資産への理解、認知が高まる機会を創出することができ、伝統文化の継承や後継者の育成が図られ、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑬世界遺産登録啓発活動事業
事業主体	市、青年会議所
事業期間	平成 30 年度～平成 39 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	宗像市全域 <重点区域内他> 
事業概要	<p>世界遺産登録啓発の一環として、宗像大社の歴史や文化をもとにしたストーリーをミュージカルで表現し、市内で公演する啓発活動や大島交流館の展示・活用として、大島の自然、歴史文化、世界遺産を中心として展示やイベントを構成し、大島の歴史文化を学び、大島の観光資源との交流を図る。</p> <p>(ミュージカルの様子) (大島交流館コンセプト)</p>   
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市民参加型のミュージカルで、2017 年にユネスコ世界遺産に登録された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をテーマとしている。本事業を通して、宗像市の子どもたちが地域の歴史に誇りをもち、後世に継承することで、「宗像大社にまつわる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p> <p>さらに、大島には宗像大社中津宮、沖津宮遙拝所があり、世界遺産である「神宿る島」沖ノ島を守ってきた大島の人の生活、歴史文化、伝統、自然等を展示やイベントを通して市内外に発信していくことで、「沿岸部の信仰・祭りにみる歴史的風致」の認知向上、維持向上に寄与する。</p>

事業名	⑭歴史文化基本構想策定事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 31 年度
支援事業名	市単独 ※文化芸術振興費補助金の活用を検討
事業位置	宗像市全域 <重点区域内他> 
事業概要	<p>宗像市歴史文化のマスタープランとなるべき、「宗像市歴史文化基本構想」を策定する。田熊石畑遺跡や桜京古墳といった国指定史跡の他、市内その他の文化財について、今後の方針や活用方法等を定める。</p> <p>(登録有形文化財 - 赤間宿勝屋酒造) (田熊石畑遺跡)</p>  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宗像市の歴史文化基本構想を策定することで、先代から受け継がれてきた伝統や風習を再発見することができ、さらに文化財行政の振興と活性化を図ることができ、宗像市の維持向上すべき歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

オ 歴史文化を活かした観光振興の推進に関する事業

事業名	⑮観光案内所改善事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市江口地域 <重点区域内></p> 
事業概要	<p>本事業は、むなかた観光物産館の増築に伴い駐車場の整備、外周道路の美装化、芝生広場等の緑化及び物産館のリニューアル整備を実施する。</p> <p>(実施前) (実施後)</p>    
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業位置は、さつき松原や古民家、田園地帯に隣接しており、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の構成要素を含んでいることから、一体となった整備を進める必要がある。また、施設をリニューアルすることによって、来訪者が休憩と併せて宗像市の歴史文化に関する理解を深めることができ、それらを巡る周辺観光の利便性回遊性の向上が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑩景観観賞ルート整備事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～平成 35 年度
支援事業名	市単独 ※都市再生整備計画の活用を検討
事業位置	<p>宗像市江口地域ほか <重点区域内></p> 
事業概要	<p>景観重点地区である釣川沿岸や大島を中心にガードレール及びカーブミラーの修景事業を行う。</p> <p>(釣川沿岸) (大島地域)</p>  <p>遊歩道及び擬木の改修</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業位置は、世界文化遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の緩衝地帯であり、構成資産である宗像大社に隣接をしていることから、重点的に整備を進めたい場所である。</p> <p>また、事業位置は釣川の沿岸や大島を予定しており、本事業を推進することで、良好な景観が形成され、「宗像大社にまつわる歴史的風致」、「沿岸部の信仰・祭事にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市は、これまで市内に点在する歴史的な建造物について、それぞれの価値に応じて、文化財保護法に基づく指定や登録、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用に取り組んできた。

一方、市内には上記の指定・登録文化財以外にも歴史的な建造物が数多く存在している。これらについても適切な保存活用の推進が求められている。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的な建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定・登録文化財の保存活用とともに、指定・登録以外の建造物の保存活用を推進する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定は、当該建造物の所有者の同意が得られたことを前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

ア 指定の対象

次に示す指定対象の要件に合致した建造物を対象に指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
②福岡県文化財保護条例（昭和30年条例第25号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財、第37条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物
③宗像市文化財保護条例（平成15年条例第77号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財、第35条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物
④その他、宗像市の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が認めたもの

イ 指定基準

歴史的風致の維持向上を図るため、次の指定基準のいずれかに合致した建造物を指定することとする。また、民間が所有するものにあつては、今後当該建造物の所有者が適切な維持管理をしていく意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
①概ね築50年を経過し、建造物の形態又は技術上の工夫が優れている建造物
②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
③まちなみの構成要素として重要な建造物
④地域の歴史的景観に寄与する重要な建造物

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建築物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行う。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等活用し、適正な維持・管理を図る。

維持・管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。公開にあたっては、外部から望見できる措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。また、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分な協議を行った上で、公開を実施する。

(2) 個別の事項

ア 文化財保護法に基づき登録される建造物（登録有形文化財）

現在、重点区域内に、文化財保護法に基づき登録される建造物は無いが、将来的な登録を見据えて、以下、個別の管理指針を設定する。

登録有形文化財に登録される建造物の維持・管理にあたっては、建造物の外観を主な対象に、文化財としての価値を損ねないような修理を基本とする。また、内部についても、所有者等との協議の上、適切な維持・管理に努める。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、実施する。

なお、登録記念物のうち庭園や旧宅の登録が発生した場合は、登録有形文化財を参考に建造物の適切な維持・管理に努めるものとする。

イ 福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に指定される建造物

福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、現状変更の許可申請、修理の届出をはじめとする各種手続きに従いながら保存を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観および内部を対象に、歴史資料、小写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする

文化財の保存活用のために、必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の保存に支障を与えない範囲で行う。民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、実施する。

ウ その他、宗像市の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が必要と認めたもの

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財以外で市長が認めた建造物については、内部の保全に努めつつ、外観を主な対象として、現状の維持及び修理を基本とする。

民間所有の建造物の修理等は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、実施する。

計画期間後も建造物の保存を図るため、登録有形文化財や市指定文化財等として登録、指定するよう努める。また、景観法に基づく景観重要建造物としての指定に努める。

(3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が必要な行為については、以下の行為とした。

表 届出が不要な行為

届け出が不要な行為	
ア	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物（遺跡関係、名勝地関係）について、同法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
イ	福岡県文化財保護条例（昭和30年条例第25号）第4条第1項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第17条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第18条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ	福岡県文化財保護条例（昭和30年条例第25号）第37条第1項の規定に基づく福岡県指定史跡について、同条例第43条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
エ	宗像市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく宗像市指定文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	写真	所在地	所有者	その他
1	宗像大社中津宮本殿			宗像大社	県指定有形文化財
2	鎮国寺本堂				市指定有形文化財